

第4次てだこ障がい者(児)プラン<改訂版>

第4次浦添市障害者計画・第6期浦添市障害福祉計画・第2期浦添市障害児福祉計画

～ともに支え合い、ともに喜び輝く、てだこの^{まち}都市～



令和3年3月

沖縄県浦添市

はじめに

本市では、平成30年3月に「第4次てだこ障がい者(児)プラン」を策定し、「人間尊重」を基本理念として掲げ、各種の障がい者施策に取り組んでまいりました。

この度、「第4次てだこ障がい者(児)プラン」を構成している「第5期浦添市障害福祉計画」及び「第1期浦添市障害児福祉計画」が令和2年度末をもって計画期間終了となるため、これまでの取り組みを点検・評価しつつ、国の動きや考え方を踏まえ、「第4次てだこ障がい者(児)プラン<改訂版>」を策定いたしました。

この間の大きな動きとしましては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正(令和元年6月)が行われ、国及び地方公共団体は、その責務として、自ら率先して障がい者を雇用するように努めることが明確化されております。

さらに、令和2年5月には、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正され、基本理念や提供体制の確保に関する考え方等の見直しをはじめ、サービス等提供体制の確保に係る目標の設定についても追加・見直しが図られております。

障がいのある方々が、地域社会の中でいきいきと自立した生活を送るためには、市民の皆様をはじめ、地域社会のご理解とご協力が必要となります。そのため、本プランでは「ともに支え合い、ともに喜び輝く、てだこの都市(まち)」の基本理念のもと、6つの基本視点と4つの基本目標、さらに4つの重点施策を設定し、計画を策定しております。障がいがある方も障がいのない方も、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指してまいります。

令和3年度には、浦添市障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」を立ち上げ、障がい者(児)福祉施策の更なる充実・強化を図ってまいりますので、今後とも、障がい者(児)プランの推進に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました浦添市福祉保健推進協議会・障がい者プラン策定専門部会委員の皆様、アンケート調査でご協力をいただきました市民の皆様、そして関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。



令和3年3月

市長 松本 哲治

目次構成

第1部. 計画策定にあたって	1
1. 『第4次てだこ障がい者（児）プラン<改訂版>』策定の基本的な考え方	1
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の策定体制	5
4. 計画の対象者	6
5. 計画の期間	6
6. 計画課題の整理	7
第2部. 総論	11
1. 計画の基本理念（めざす姿）と基本視点・基本目標	11
2. 重点施策	17
3. 計画を推進するために	18
第3部. 具体的な取組み	19
目標1：暮らしを支える生活基盤づくり	20
目標2：早期から健やかな成長を継続して支援する体制づくり	34
目標3：共に働き、活動する環境づくり	39
目標4：快適で安心なまちづくり、支え合いの心・地域づくり	45
第4部. 障害福祉計画・障害児福祉計画の具体内容	53
参考資料	91

【本計画における「障がい」用語の定義について】

浦添市では、障がいのある方の人権を尊重するとともに、ノーマライゼーションに対する市民の意識高揚をはかる取組みの一環として、「障がい」の表記に関する方針』を定め、「障害」という言葉が、前後の文脈から人を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記することを定めています。なお、人を表す場合でも、固有名詞や法令で規定されている用語等はこの方針から除きます。

例：「障がい者」「身体に障がいのある方」「発達障がい児支援」
「障害者計画」「身体障害者手帳」「発達障害者支援法」

第 1 部. 計画策定にあたって

第1部. 計画策定にあたって

1. 『第4次てだこ障がい者（児）プラン<改訂版>』策定の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景と目的

我が国においては、平成18年10月に施行された「障害者自立支援法」において、障がいの種類ごとに提供されてきたサービスの一元化や既存のサービス体系の再編等が行われるとともに、サービス提供体制の計画的な整備に向け、地方自治体に対して「障害福祉計画」の策定が義務づけられています。その後、「障害者基本法」の改正（平成23年）により、障がい者の定義の見直しや地域社会における共生等や差別の解消といった考え方が示されるとともに、「障害者総合支援法」（平成25年）では、障害福祉サービスの対象となる障がい者の定義に難病患者が追加されるなど、制度の谷間を埋めるための法改正が行われています。加えて、「障害者差別解消法」（平成28年）の施行等といった各種法改正が進み、地域生活の充実とインクルーシブな社会の構築に向けた法制度が整えられてきています。そうした中、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年）により、児童福祉法において「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正（令和元年6月）が行われ、国及び地方公共団体は、その責務として、自ら率先して障がい者を雇用するように努めることが明確化されるとともに、障がい者である職員が、その有する能力を有効に発揮し、職業生活において活躍することの推進に関する取組みを実施できるよう、「障害者活躍推進計画」を定めることとされています。

さらに、令和2年5月には、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正され、基本理念や提供体制の確保に関する考え方等の見直しをはじめ、サービス等提供体制の確保に係る目標の設定についても追加・見直しが行われています。

浦添市では、平成29年度に『第4次てだこ障がい者（児）プラン（第4次浦添市障害者計画・第5期浦添市障害福祉計画・第1期浦添市障害児福祉計画）』を策定しています。同計画は、障がい者施策の基本的事項を定める「障害者計画」（障害者基本法による）と、3年を1期として障害福祉サービス等の確保に関して定める「障害福祉計画」（障害者総合支援法による）、障害児通所支援等の確保に関して定める「障害児福祉計画」（児童福祉法による）を一体的に策定したものとなっており、計画の基本理念（めざす姿）として「ともに支え合い、ともに喜び輝く、てだこの都市^{まち}」を位置づけ、4つの基本目標及びそれに基づき各種施

策を位置づけています。また、基本視点の1つとして「地域の中で共生していくことのできる社会の構築」を新たに位置づけるなど、ライフステージや施策分野にかかわらず、6つの横断的視点で取り組んでいくこととしています。この間、同計画に基づき、障がい者福祉施策の計画的実施とサービス供給体制の整備をはかってきたところですが、令和2年度末をもって計画期間満了となることから、この間の取組みを点検・評価し、計画の見直しを行っていくことが必要となっています。

したがって本計画は、国の動き・考え方を踏まえ、新たな計画の策定へ向け、地域に住む障がい者本人や障がい者団体等のニーズ把握、障害福祉サービス等に係る各種施策の点検等により課題を整理し、「第6期浦添市障害福祉計画」並びに「第2期浦添市障害児福祉計画」の策定をはかるとともに、「第4次浦添市障害者計画」についても必要な見直しをはかることにより、これらを包含した新たな計画として『第4次てだこ障がい者（児）プラン<改訂版>』の策定をはかるものです。

計画策定の法的根拠

①市町村障害者計画(障害者基本法第 11 条第3項)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

②市町村障害福祉計画(障害者総合支援法第 88 条)

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③市町村障害児福祉計画(児童福祉法第 33 条の 20 第1項)

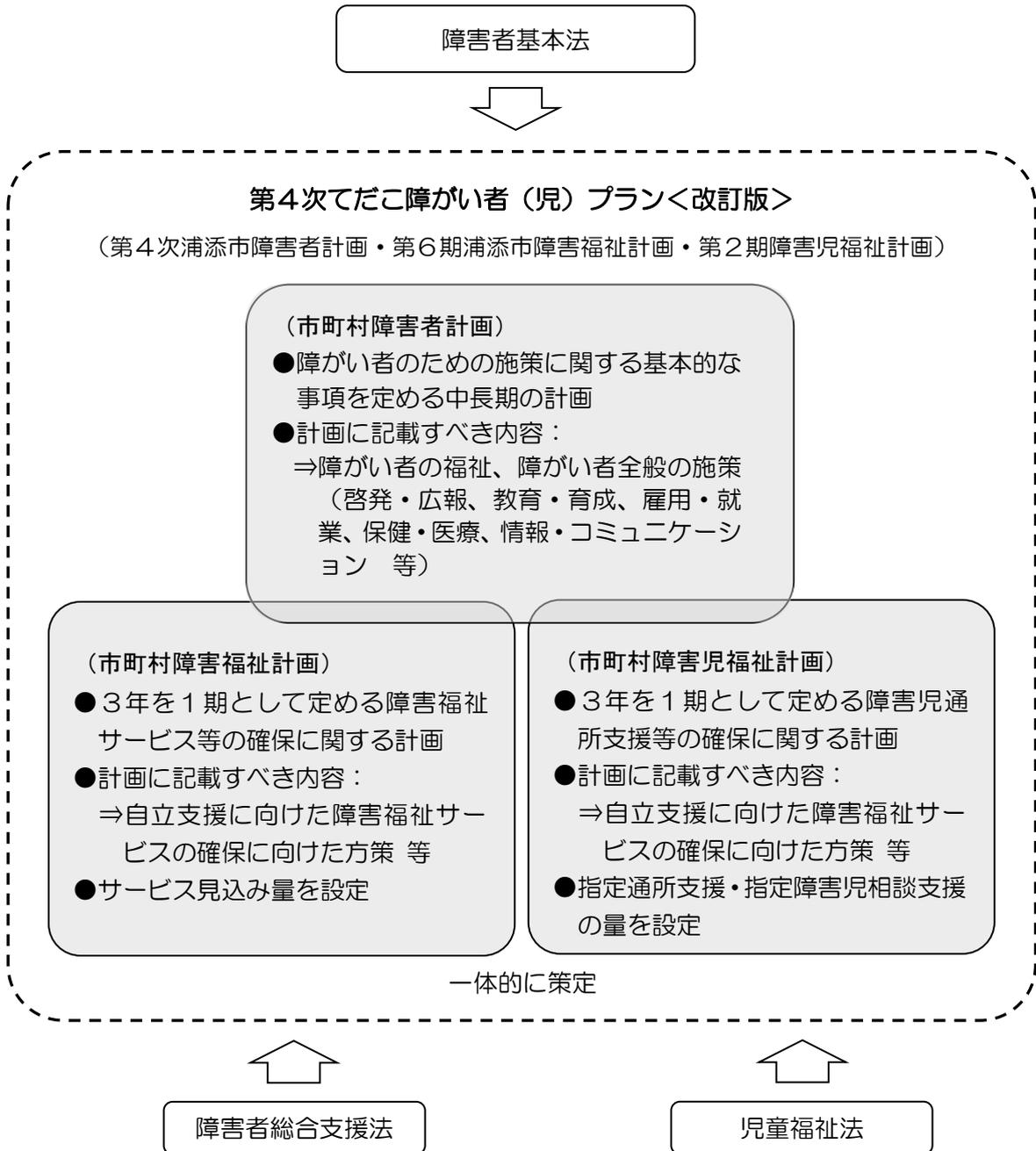
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(児童福祉法第 33 条の 20 第6項)

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(2) 「市町村障害者計画」と「市町村障害福祉計画」・「市町村障害児福祉計画」の関係(概念図)

本計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法（第88条）に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法（第33条の20）に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体化したものととして計画を策定します。

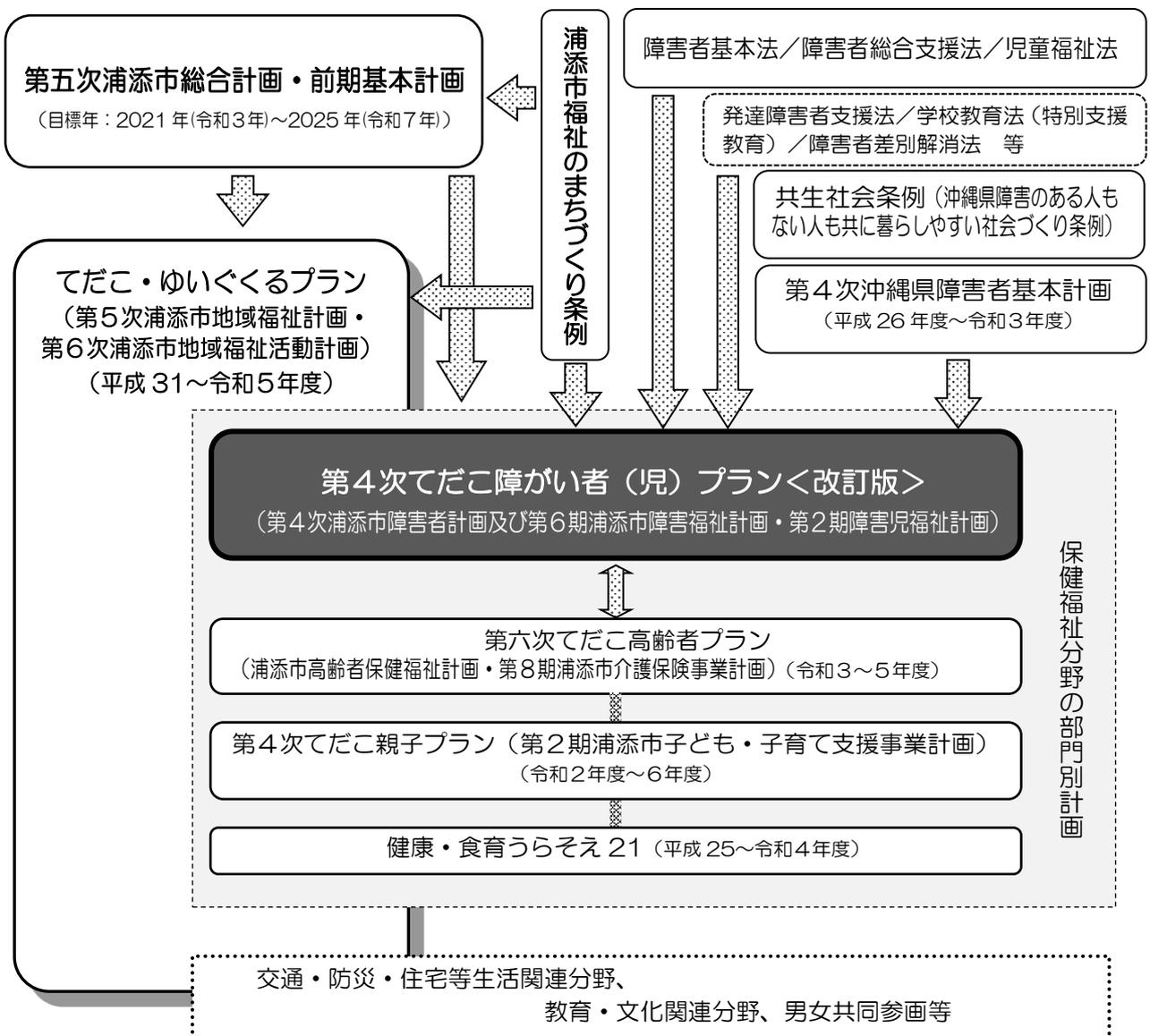


2. 計画の位置付け

浦添市の最上位計画である「第五次浦添市総合計画」のもと、障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法に基づく市町村障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を一体化した計画として策定します。

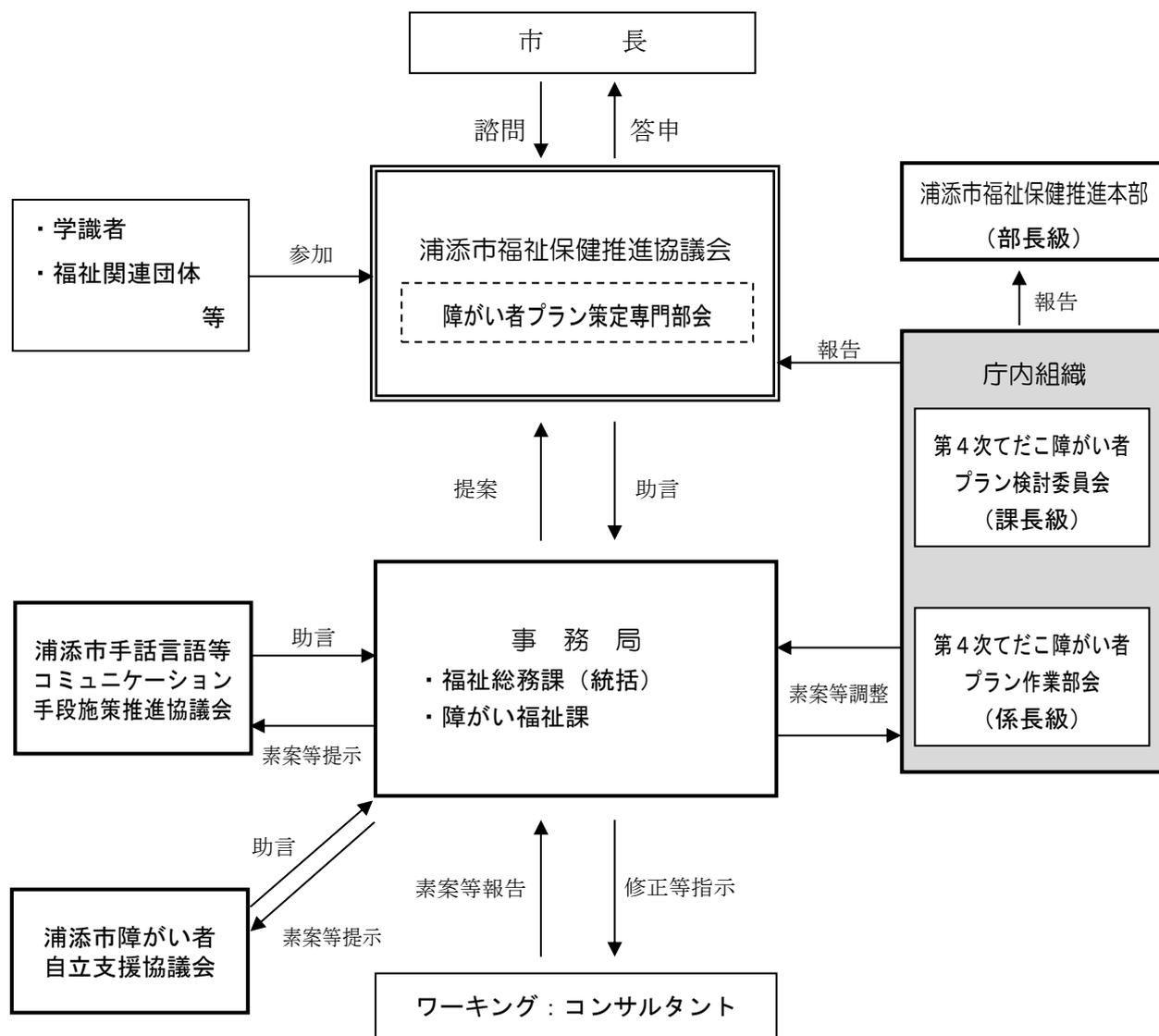
保健福祉分野をはじめ、地域づくりに関する各種分野別計画との整合性をはかるものとしします。

■第4次てだこ障がい者(児)プランの位置づけ



3. 計画の策定体制

この計画は、以下に示す体制で策定しています。



4. 計画の対象者

この計画の対象者は、「身体障害」「知的障害」「精神障害」の3障害に該当している方及び難病等により障害福祉のサービスを利用している方です。

【障がい者】

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」18歳以上の方
- ・知的障害者福祉法にいう「知的障害者」のうち18歳以上の方
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」のうち18歳以上の方（発達障がい者を含む）

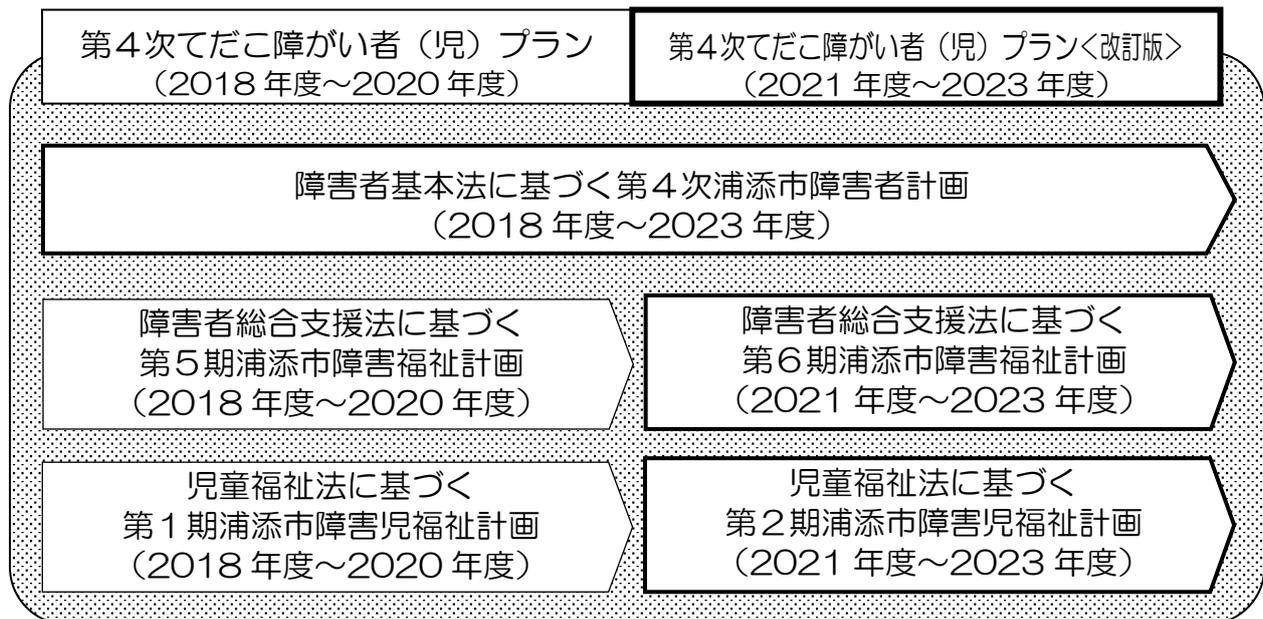
【障がい児】

- ・児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児
- ・身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）

5. 計画の期間

第4次てだこ障がい者（児）プラン<改訂版>は、2023年度（令和5年度）を目標年度とします。

2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------



6. 計画課題の整理

第4次てだこ障がい者（児）プラン〈改訂版〉の策定にあたり、国・県の動向をはじめ、障がい当事者へのアンケート、この間の施策実施状況に関する評価を踏まえ、障がい者施策の主な課題等を整理しました。

（1）成年後見制度の充実に向けた対応

- 成年後見制度は、知的障がいや精神障がい、認知症があることによって判断能力が不十分な方を社会全体で支えていくために重要な手段ですが、十分に利用されているとは言い難い状況にあります。そうした状況を鑑み、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が公布されており、市町村に対しても成年後見制度の利用促進に向けた基本的な計画（市町村成年後見制度利用促進計画）づくりや成年後見等実施機関の設立を努力義務として位置づけています。
- なお、厚生労働省社会・援護局成年後見制度利用促進室が示した成年後見等実施機関の具体的なイメージでは、地域連携ネットワークの中核となる中核機関の指定（市町村直営または委託）及び、中核機関を事務局とした協議会の設置をはかっていくことが示されています。
- 本市においては、次年度に成年後見制度利用促進計画を策定する予定となっておりますが、自立支援協議会権利擁護部会からも制度利用につなげるための体制・仕組みの構築が求められていることから、今後、中核機関等の体制整備についても対応を進めていく必要があると言えます。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送っていくことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指していく必要があります。第4次障がい者（児）プランにおいても、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、平成32年度（令和2年度）までに「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」をはかっていくことを成果目標として位置づけています。
- 本市では、この間、自立支援協議会等において精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのあり方について意見交換を行い、第4次障がい者（児）プランの成果目標であった協議の場の設置に向けて取り組んでいる状況です。引き続き「保健、医療、福

社関係者による協議の場の設置」に向け、精神障がい者の暮らしを支えるための支援を地域の中で包括的に提供していくための取組強化をはかっていく必要があります。

(3) 相談支援体制の充実・強化

- 国の示す新たな基本指針においては、総合的・専門的な相談支援の実施や、地域の相談支援体制の強化を成果目標として示しているなど、相談機能の更なる充実が求められていると言えます。
- 本市では、相談支援事業所による障がい者の様々な相談対応がはかられているとともに、相談支援体制を充実・強化する取組みの中核となる基幹相談支援センターの設置も行っています。また、令和3年度からは、基幹相談支援センターを浦添市障がい福祉関連複合施設に移転（業務委託）していくことから、これまで同様に相談支援事業所等との連携を継続・充実していく必要があります。
- 他方、改正社会福祉法では、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しており、国においては、同法に基づく新たな事業として「重層的支援体制整備事業」を創設しています。具体的には、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度における相談や地域づくり関連の現行の事業・仕組みについて、属性・世代を問わないで実施する体制構築をはかるものとなっています。属性・世代を問わない将来的な重層的支援体制の整備については、障がい福祉関連セクションだけで担えるものではありませんが、これまで以上に庁内関係セクション同士や関連事業所等との連携をはかっていく中で、将来的な実施に向けたあり方を検討していく必要があります。

(4) 『地域生活支援拠点等』の整備

- 地域には、障がい児・者を支える様々な資源が存在していますが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた支援のあり方が求められています。
- 障害福祉計画の策定にあたっては、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能からなる『地域生活支援拠点等』の整備を成果目標として示すことが求められていましたが、本市においては、地域資源の面からも全ての機能を備えた形を直ちに整備するのは難しい側面があることから、5つのうち、一部機能を先行して整備を行う手法で検討している状況にあります。
- したがって、有機的な結びつきをはかっていくことが可能な既存資源・機能の連携か

ら開始していくことも含め、段階的な体制整備に向け、引き続き対応を進めていくことが求められます。

(5) 浦添市福祉のまちづくり条例等の周知

- 本市においては、令和2年10月より「浦添市福祉のまちづくり条例」の施行や「パーキング・パーミット制度」の導入をしています。当事者アンケートにおいては、多くの方がこうした取組みに期待している状況が読み取れる状況にあります。したがって、今後においては、当事者はもとより、健常者も含めた全ての市民及び関係機関への周知をはかり、その実現に努めていく必要があります。
- また、令和3年4月より「浦添市障がい福祉関連複合施設」が供用開始となることから、円滑な事業運営に向けて指定管理者との密な連携をはかっていくとともに、市民及び関係機関への周知をはかり、活用を促進していく必要があります。

(6) 就労支援・地域移行に対する支援等、障害福祉サービスの充実

- 障害福祉サービスについては、必要とするサービスを利用できる状況が構築されてきていますが、就労支援や地域移行に対する支援については、就労定着支援や自立生活援助といった新たなサービスの利用が進んでいない状況にあるとともに、グループホームの不足なども見られ、更なる支援の充実が求められる状況にあります。
- 障がい当事者へのアンケートにおいては、働きたいが働けない理由として、「障がいにより、できる仕事がない」と回答した方が半数以上と多く見られる一方で、「求職中・職場訓練中」または「働きたいがどこに相談していいのかわからない」といった就業意欲の高い方が一定数見られました。そのため、引き続き、浦添市障がい者自立支援協議会の部会等を通し、就労に関する関係機関との連携を強化していく必要があります。
- また、障がい者の地域移行を進めるため、引き続き安心して暮らせる住まいの確保を進めるとともに、サービスの利用促進をはかり、地域移行を支えていくことが求められます。
- なお、障害福祉サービスについては、新型コロナウイルス感染症により、各種サービスの利用に支障を来している状況もあることから、サービス事業所とも連携をはかりながら、適切な感染症対策の周知等をはかっていくなど、安心してサービスを利用できる環境づくりに努めていく必要があります。

(7) 地域生活支援事業の充実

- 地域生活支援事業のうち、必須事業については適切な実施をはかってきていますが、任意事業についても、本市の実情を踏まえ、実施に努めていくことが求められます。
- 発達障がい児及び家族支援に対する要望が多く寄せられていることから、当事者団体等との連携のもと、ペアレントプログラムやピアサポートの実施等を検討していく必要があります。



第2部. 総論

第2部. 総論

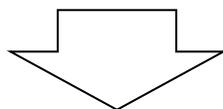
1. 計画の基本理念（めざす姿）と基本視点・基本目標

(1) 計画の基本理念（めざす姿）

平成12年度に策定された「(第一次) てだこ障害者プラン」では、“人々の価値観の多様化、経済性や効率の重視、人と人とのつながりの希薄化が指摘されるなかで、ノーマライゼーション社会の実現に向けて、私たちの生き方や社会の仕組みを見直し、全ての市民にとって、心豊かな共生社会を再構築することが必要である”とし、憲法等にうたわれている「基本的人権の尊重」をもとに、本市のまちづくりでも位置づけている「人間尊重」を基本理念と定めています。

この基本理念は、障害のあるなしにかかわらず、浦添市民一人ひとりが互いを理解し、尊重し合いながら、持てる力を発揮し、自分らしく生きていける社会の基本となることから、本計画においても「人間尊重」を引継ぐこととします。

基本理念に基づき、障がい者の「自立」や「社会参加」を実現するとともに、人と人との豊かな関係のもと、安心して暮らせる「共に生きる地域社会」の形成をめざします。



ともに支え合い、ともに喜び輝く、てだこの^まち^ち都市

(2) 基本視点

本計画は障がい者の様々な生活領域を包含したものとなりますが、施策分野やライフステージにかかわらず、以下に示す横断的視点を勘案して取り組んでいくものとします。

1) 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がいのある人に関する施策の策定及び実施にあたっては、障がいのある人が必要な支援を受けながら自らの意思決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、本人や家族等の関係者の意見を尊重します。また、障がいのある人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明できるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供に努めます。

2) 障害を理由とする差別の解消

障害を理由とする差別の解消に向け、社会全体でその解消に向けた取組みを積極的に推進する必要があることから、市民に対し、障害への理解を深める取組みを推進していくとともに、「障害者差別解消法」に基づき、国、県、障がい者団体等の様々な主体の取組みとの連携をはかるなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組みを積極的に推進し、権利擁護の充実に向けたまちづくりを進めます。

3) ライフステージを通じた当事者本位の総合的で一貫性のある継続的な支援

障がいのある人への支援がライフステージごとで途切れてしまうことのないよう、福祉や医療、教育、雇用等の各分野の有機的な連携を強化し、総合的かつ一貫した切れ目のない支援を行います。また、支援にあたっては、障がいのある人が日常生活で直面する困難に着目するとともに、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

4) 障害特性に配慮した支援の実施

各人の年齢・性別、障害の種類や状態、生活の状況等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、障がい者施策を実施します。また、身体・知的・精神障害をはじめ、難病、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう、内部障害等について、市民の理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実に努めます。加えて、国や県、その他の関係機関や事業所等との連携・適切な役割分担のもと、地域の実情に即した支援を行います。

5) 地域の中で共生していくことのできる社会の構築

地域の中には障がいのある人や様々な困りごとを抱えている人が暮らしていることから、生活困難な人の問題を他人事とせず、我が事として皆で丸ごと受け止める共生社会を構築していきます。そのために、支える側の人づくりや地域資源の発掘等を進めるとともに、障がいを持つ子どもや障がいを持つ親をはじめ、子どもから高齢者、障がい者が利用できる共生型サービスの導入を促進します。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をはかり、地域住民の協力を得ながら、精神に障がいのある方の地域生活への移行を進めていきます。

6) 総合的かつ計画的な取組みの推進

障がいのある人が必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関との適切な役割分担のもと、緊密に連携し、障がい者施策を実施します。また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策や発達の気になる子を支援するための関係施策等、障がいのある人の施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的・重層的な施策の展開をはかります。加えて、まちづくりや情報化の取組み等と連動し、アクセシビリティ[※]の向上による情報格差の是正や、人にやさしいまちづくりを進めるなど、社会全体でまちづくりの様々な場面における合理的配慮の取組みを進めます。

※アクセシビリティとは、建物・製品・ソフトウェアなどが、年齢や能力などに関係なく、どの程度利用可能であるかを表す概念です。

特に、障がい者や高齢者にとって、どの程度利用可能であるかを表す意味で用いられています。

(3) 基本目標

目標1:暮らしを支える生活基盤づくり

どんなに重い障害があっても地域で生活できるよう、暮らしを支える生活基盤の充実をはかります。

具体的には、障がいのある人が、地域社会の中でいきいきと自立した生活を送るために、自分にあったサービスを主体的に選んだり、生活上での不安や悩みを解消したりできるよう、身近な所での相談や情報提供を行います。また、ライフステージや障害の状態など、個々のニーズに応じた保健・医療・福祉サービスを充実します。加えて、生活の基盤となる住まいの確保や入居支援に努めるとともに、障がい者の権利擁護の体制の強化に取り組み、制度の周知に努めます。

目標2:早期から健やかな成長を継続して支援する体制づくり

早期の段階から健やかな成長を支援するとともに、ライフステージが移行しても支援が引き継がれていくよう、体制づくりをはかります。

具体的には、生きる力や、それぞれの持つ能力を伸ばすため、発達の遅れや障害などの早期発見、療育体制の充実を進めます。そして、一人ひとりの状態に応じ、乳幼児から児童生徒へ、さらには学校卒業後の社会生活へつなげるため、一貫した療育・保育・教育が展開できるよう、関係機関や事業所等と連携しながら、健やかな成長を育みます。

目標3:共に働き、活動する環境づくり

障がいを持つ誰もが希望する働き方で働くことができ、社会参加をはかっていける環境づくりを行います。

具体的には、障がいのある人が、個人の自己決定のもと、生涯を通じて多様な可能性に挑み、自立した暮らしができるよう支援します。社会的にも経済的にも自立するために重要な条件である就労支援の充実を進めます。

地域、スポーツ、芸術文化活動など、様々な活動を通して生きがいと充実感を見だし、自分らしく生活を送れるよう、社会参加の拡充を促進します。

目標4:快適で安心なまちづくり、支え合いの心・地域づくり

障害の有無にかかわらず、誰もが地域の中で安心して共に生きていけるよう、人にやさしいまちづくりや支え合いによる地域づくりを行います。

具体的には、障がいのある人が地域のなかで自立した生活を送り、社会活動を容易にすることができるよう、バリアの解消に努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した快適な生活環境基盤の形成を進めます。

さらに、災害時において、障がいのある人が速やかに避難し、必要な支援が受けられるよう体制を充実します。

地域などでの福祉教育や交流活動を通し、市民誰もが障害に対する理解を深め、他人を思いやる心を育み、ともに支え合う地域づくりを進めます。また、障害の有無にかかわらず、市民誰もが気軽に地域づくりへ参加できるよう働きかけるとともに、地域資源や地域ボランティアの活用等を促進し、支え合い活動を支援していきます。



(4) 施策の体系

基本理念：人間尊重 ～ともに支え合い、ともに喜び輝く、ただこの都市～

障がいのある人の
自己決定の尊重及
び意思決定の支援

障害を理由
とする差別
の解消

ライフステージを通じた
当事者本位の総合的で一
貫性のある継続的な支援

障害特性に
配慮した支
援の実施

地域の中で共生し
ていくことのでき
る社会の構築

総合的かつ計画的
な取組みの推進

目標 1：暮らしを支える生活基盤づくり

- 方針 1 気軽に相談し、わかりやすい必要な情報が得られる体制を強化します
 - (1) 相談体制の整備と機能強化
 - (2) わかりやすい情報提供の発信と手段の工夫
- 方針 2 生活を支える保健・福祉サービス等の充実をめざします
 - (1) 生活習慣病等を起因とする障害の発生予防
 - (2) 保健医療関係機関との連携
 - (3) 福祉サービス等の充実
- 方針 3 サービスを安心して利用するための権利擁護を充実します
 - (1) 権利擁護の仕組みの充実
- 方針 4 多様な住まいの確保に向けた取組みを充実します
 - (1) 居住支援に関する取組みの充実
 - (2) 住宅改修の促進

目標 2：早期から健やかな成長を継続して支援する体制づくり

- 方針 1 関係機関との連携のもと一貫した支援を充実します
 - (1) 発達の遅れなどの早期発見と成長支援の体制の確立
- 方針 2 一人ひとりの能力を引き伸ばす療育・保育・教育を充実します
 - (1) 就学前保育・教育の充実
 - (2) 学校教育等の充実

目標 3：共に働き、活動する環境づくり

- 方針 1 雇用・就労に向けた取組みを強化します
 - (1) 就労支援の拡充
 - (2) 働く場の確保
 - (3) 家族介護者への支援
- 方針 2 地域の担い手として地域活動・社会貢献活動への参加を促進します
 - (1) 地域活動・社会貢献活動への参加促進
- 方針 3 学習・スポーツ・文化活動等への参加を促進します
 - (1) 学習・スポーツ・文化活動の充実

目標 4：快適で安心なまちづくり、支え合いの心・地域づくり

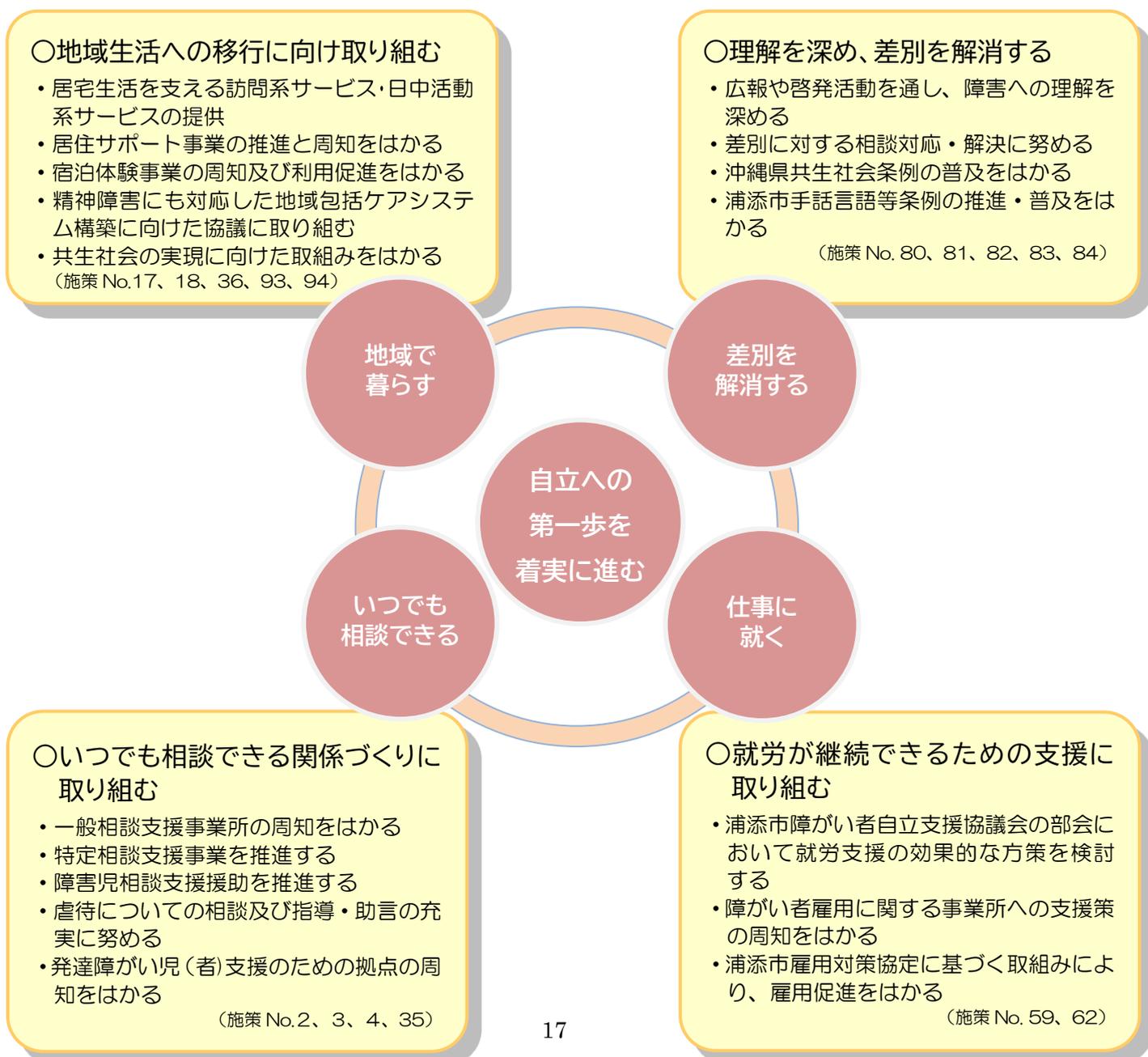
- 方針 1 全ての人々が利用・参加しやすい環境整備をめざします
 - (1) 人にやさしい福祉のまちづくりの推進
- 方針 2 防犯・災害時等の対応・支援を強化します
 - (1) 防犯・災害時対策等の充実
- 方針 3 障害への理解を深める、広報や学習機会を充実します
 - (1) 障害への理解を深める広報・啓発活動の充実
 - (2) 地域などで生涯にわたり学習できる機会の充実
- 方針 4 住民による支え合い活動を支援します
 - (1) ボランティアの人材確保と活動への参加促進
 - (2) 障がい者関連団体・機関との連携強化
 - (3) 市民参加による地域での障がい者支援体制の充実強化

2. 重点施策

本市では「ともに生きる」福祉のまちづくりに向けて、自立しようとする障がい者が、まず「自立への第一歩」を踏むことができるよう、「相談」・「居住」・「就労」について重点的に取り組んでおり、一定の成果が見られますが、課題もあります。

また、障害者差別解消法や沖縄県の共生社会条例の周知に取り組むとともに、平成29年4月より施行された浦添市手話言語等条例の推進・普及に取り組むなど、障害に対する市民の理解、差別の解消をはかっていくことが求められます。

これまでの取組みを踏襲しつつ、第4次障がい者（児）プラン〈改訂版〉において特に重点的に取り組む4つの項目を設定しました。



3. 計画を推進するために

(1) 第4次てだこ障がい者（児）プラン<改訂版>の周知

多くの市民や事業者、関係機関などが本計画に対する理解を深め、計画目標に向けた各取組みに積極的に参画できるようにしていくとともに、地域の特性に応じた取組みが展開できるよう、広報うらそえや市ホームページ、地域活動等を通じて本計画の周知に努めます。

(2) 浦添市障がい者自立支援協議会との連携

①計画への意見反映

本計画は、関係者の意見を反映させながら、より充実した障がい者福祉施策となるようにしていく必要があることから、計画の見直し時等において「浦添市障がい者自立支援協議会」への意見聴取を行っていくものとし、意見・助言も踏まえながら策定していきます。

②関係機関相互の連携強化

本計画は、保健福祉分野にとどまらず、教育・住まい・就労・生活環境など、多様な分野にわたっているため、それぞれの関係機関が連携して計画の実現に向けて取り組むことが重要です。そのため、庁内だけでなく、各分野の関係者が本計画に位置づけた施策の具体化や個別支援の話し合いなどを行う「浦添市障がい者自立支援協議会」と分野ごとの部会においては、関係機関相互の連携を強化し、具体的な事業実施に向けて取り組みます。

さらに、国、県の関係機関等、市域を越えた資源の連携・活用によって計画の着実な実施に努めます。

(3) 計画の進行管理

今後においては、様々な分野で業務改善などに広く活用されているマネジメント手法であるPDCAサイクルの導入により、本プランの進行管理を行っていくものとします。具体的には、庁内の関係各課における年度ごとの取組み状況を把握し、浦添市福祉保健推進協議会に報告し、意見をいただくとともに、プラン全体の進行管理や評価を適切に行い、その結果を次期プランに反映していくものとします。

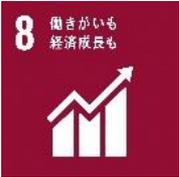
第3部. 具体的な取組み

第3部. 具体的な取組み

総論で示した基本目標ごとに具体的な取組み（具体施策）を位置づけます。

なお、具体施策については、前述の重点施策との関係を示していく（重点施策は★を記載）とともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」を意識した施策推進をはかっていくことができるよう、SDGsが掲げる17の目標との関係を整理します。

■「第4次でだこ障がい者(児)プラン<改訂版>」に関するSDGsが掲げる目標(Goal)

	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>10. 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>		

参考資料: 持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組み(外務省)

目標1 暮らしを支える生活基盤づくり

方針1 気軽に相談し、わかりやすい必要な情報が得られる体制を強化します

(1) 相談体制の整備と機能強化

①相談支援機能の充実・強化

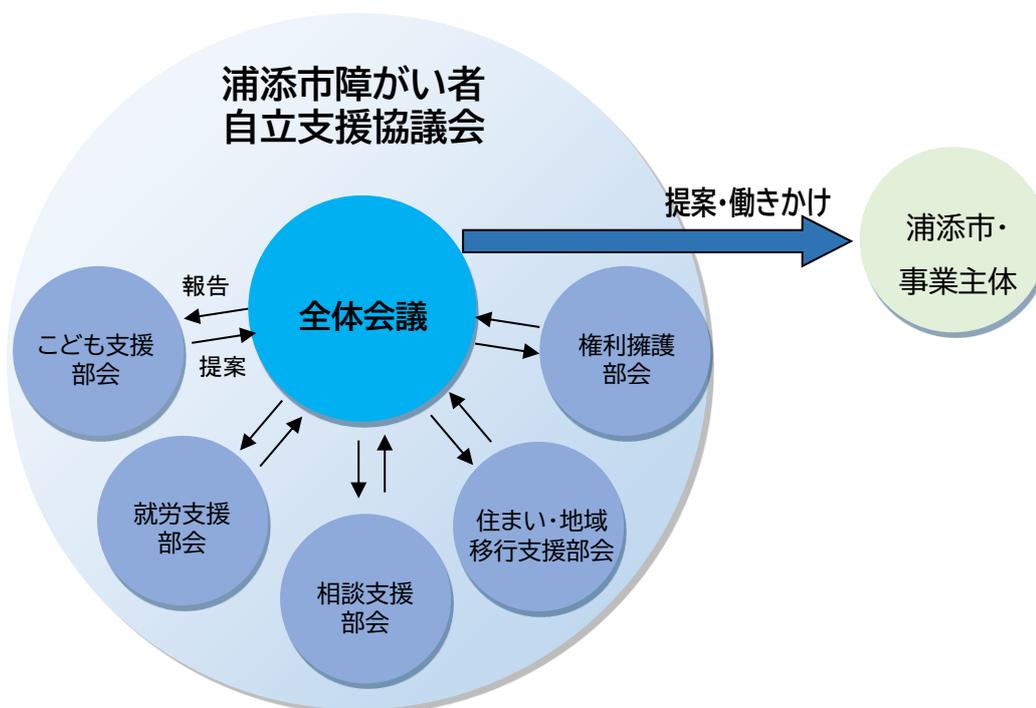
1) 浦添市障がい者自立支援協議会の充実

【障がい福祉課】

・障がい者支援に関する具体的な取組み内容（地域生活支援のあり方等）については、浦添市障がい者自立支援協議会で検討を行い支援体制の強化に努めます。また、より専門的な検討事項（支援困難ケース等への対応、各分野における支援体制整備）については、各専門部会で問題解決に努め、必要に応じて全体会議において協議を行います。



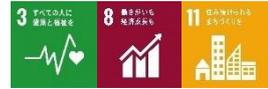
■現行の自立支援協議会の体制



②相談体制の充実

★は重点施策

2) 相談支援事業の推進 ★



【障がい福祉課】 障害福祉計画（地域生活支援事業）

- ・障がい者（児）の地域生活、住まい、就労等に関する相談に対応し、適切な支援が行えるよう、一般相談支援事業を推進するとともに、各相談支援事業所の周知に努めます。
- ・浦添市障がい福祉関連複合施設に移転した「浦添市障がい者（児）基幹相談支援センター」について、委託事業者との連携のもと、業務の継続・充実に努め、相談支援事業の推進をはかります。また、移転先や業務内容について、市民・事業者への周知をはかります。
- ・相談支援専門員の相談援助技術の向上をはかるため、浦添市障がい者自立支援協議会への参加を通して技術向上・情報交換を促進するとともに、浦添市障がい者（児）基幹相談支援センターによる勉強会の開催に努めます。
- ・相談支援事業所や地域包括支援センター、地域保健福祉センター、地域の相談員（自治会長・民生委員等）との連携により相談支援を進めます。

【福祉総務課】

- ・既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」について、実施に向けた関係各課との調整及び多機関協働の体制構築等に取り組みます。

※重層的支援体制：属性・世代を問わない相談、地域づくりの実施体制

【障がい福祉課】 障害福祉計画（地域生活支援事業）

- ・「重層的支援体制整備事業」の体制構築に向け、地域との連携による支援や複雑化・複合化した課題への対応を円滑に行うことができるよう、障がい者への相談体制を検討していきます。

3) サービス等利用計画・障害児相談支援援助の質の向上 ★



【障がい福祉課】 障害福祉計画（自立支援給付） 障害児福祉計画

- ・サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成や、支給決定後のモニタリングができるよう、体制充実ははかります。
- ・基幹相談支援センターに配置する主任相談支援専門員等を中心に、浦添市障がい者自立支援協議会においてサービス等利用計画・障害児相談支援援助の評価を行い、適切な利用計画となっているかを確認していく中で、サービスの質や効果について把握を行う方策の検討・実施に努めます。

4) 発達障がい児（者）の相談窓口の充実 ★



【障がい福祉課】

- ・発達障がい児（者）のライフステージに応じ、適切な支援が途切れることなく提供できるよう、発達障がい児（者）支援関係課連絡会議（全体会議）を通じ、引き続き総合的な庁内支援体制の構築をはかるとともに、実務者レベルの連絡会議の継続や、心理士による連携会議を開

催していきます。また、ライフステージ移行時における引継ぎ・支援者の変更に際して支援が途切れることのないよう、情報共有のあり方について検討・調整をはかり、具体的な対応（本人または保護者の承諾が得られる仕組みの採用等）を行っていきます。

・障がい児（者）等に対する相談支援体制の強化や効果的な早期支援及び継続支援の実現をめざして整備された「浦添市障がい福祉関連複合施設」の周知・活用促進をはかります。

5) 地域保健福祉センター等と連動した相談体制の充実

【障がい福祉課・福祉総務課】



・障がい者が暮らす身近な地域で、気軽に相談が行えるよう、中学校区毎の地域保健福祉センターと連動した相談体制の強化をはかっていくとともに、地域相談窓口である「ふれあい相談室」の周知を行い、利用を促進します。

(2) わかりやすい情報提供の発信と手段の工夫

① 様々な方法を通じての情報の提供

6) 市広報誌や市ホームページ等による情報提供の推進

【障がい福祉課】



・障害福祉サービスや地域生活支援事業の認知度が低い状況にあることから、障がい者支援や相談窓口等に関する情報が適宜利用者に届くよう、市の広報誌や市ホームページ、障がい者福祉のしおり等様々な媒体を利用して情報の積極的な周知をはかり、利用促進に努めます。

・難病患者については、障害福祉サービスの対象となったことについて引き続き各種情報媒体を利用して周知徹底をはかります。

【国際交流課】

・情報提供に際しては、メディアユニバーサルデザインやウェブアクセシビリティへの配慮を継続して市ホームページの作成などをはかるとともに、無料のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）やスマートフォンアプリケーションを活用した多角的な広報の実施等をはかります。

7) 情報提供の充実と声の広報の活用促進

【国際交流課】 障害福祉計画（地域生活支援事業）



・情報提供について、伝わりやすい表現や音声変換にも対応できる表現に配慮します。

・声の広報について、配布や市ホームページ上の利用が十分にされるよう、浦添市社会福祉協議会や浦添市身体障がい者福祉協会等との連携をはかりながら、効果的な周知方法の検討及び周知に努めます。

方針2 生活を支える保健・福祉サービス等の充実をめざします

(1) 生活習慣病等を起因とする障害の発生予防

① 疾病の予防・障害の早期発見

8) 総合健診の推進

【健康づくり課】

- ・総合健診の推進をはかるとともに、若い世代から生活習慣の改善に取り組めるよう、市の広報誌や市ホームページなどを通じて受診勧奨を行います。
- ・特定健診とがん検診の同時受診可能な医療機関の拡大をはじめ、受診機会の提供による総合健診を受診しやすい体制の構築をはかります。



9) 健康相談・健康教育・訪問指導等の充実

【健康づくり課】

- ・生活習慣病等を起因とした障害の発生を予防するため、生活習慣病等の発症予防・重症化防止の取組みを推進し、生活習慣の改善に向けた相談・指導事業の充実をはかります。
- ・健康相談についての周知及び健康相談体制の充実をはかります。
- ・個別の保健指導を推進し、健康教育の充実をはかります。
- ・健診の有所見者等を中心に、保健師、栄養士等による訪問指導を進めます。
- ・市民のこころの相談に対して来所・電話・訪問による相談体制の充実をはかります。
- ・医療機関等関係機関と連携をはかります。
- ・自殺防止の取組みを進めるため、自殺対策行動計画を推進し、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげることのできるゲートキーパー（心の健康サポーター）養成講座を開催します。



10) 地域医療の普及促進

【いきいき高齢支援課・健康づくり課】

- ・浦添市医師会や南部地区歯科医師会等との連携のもと、地域での地域医療講演会等の開催に努めます。

【いきいき高齢支援課（障がい福祉課）】

- ・浦添市在宅医療ネットワークと連携をはかりながら障がい者等の在宅医療の支援に努めます。



②健康づくり活動の推進

11) 健康・食育うらそえ21の推進

【健康づくり課】

・市民の健康づくりのガイドラインとなる「健康・食育うらそえ21」については、その普及をはかり、市民の健康に対する意識を更に高めます。



12) 健康づくり啓発事業の推進

【健康づくり課】

・市民の健康づくりに対する意識を高めるために、全市民を対象に健康講演会等を継続していくとともに、地域での健康講演会等の開催に努めます。

・ひと口30回以上噛んで食べることを目標とする「噛ミング30（カミングサンマル）」をはじめ、「3kg減量市民大運動」の普及啓発を行うなど、食育の推進をはかります。

【文化スポーツ振興課】

・「スポーツフェスティバル」「てだこウォーク」「自治会対抗各種競技大会」等各種イベントへの参加促進をはかります。



(2) 保健医療関係機関との連携

①適切な医療の提供推進

13) かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及

【いきいき高齢支援課】

・障がい者等の診療に関する情報提供が行われるよう、浦添市医師会や南部地区歯科医師会、地域包括支援センター、関係機関、庁内関係課等との連携のもと、障がい者やその家族等が適切な医療に容易にアクセスできる体制づくりに努めます。また、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及・定着に向け、市の広報誌や市ホームページ等、各種情報媒体を用いた啓発活動を行います。



②医療費助成制度の周知

14) 自立支援医療の周知

【障がい福祉課】障害福祉計画（自立支援給付）

・適切に支給が受けられるよう、自立支援医療の対象者や指定医療機関の情報、自己負担に関する内容について市の広報誌や市ホームページ等を活用し、わかりやすく制度の周知を行います。



15) 浦添市重度心身障害者（児）医療費助成の周知

【障がい福祉課】

・心身に重度の障害のある障がい者の、保健の向上と福祉の増進に資するため、保険診療による医療費等の一部を助成するとともに、市の広報誌や市ホームページ等の活用により制度の周知をはかります。また、医療費助成の際の自動償還払いについて、関係機関との調整を踏まえ、導入に向け取り組みます。



(3) 福祉サービス等の充実

① 障害福祉サービス等の充実

16) 訪問系・その他のサービスの提供

★は重点施策



【障がい福祉課】 障害福祉計画（自立支援給付） 障害児福祉計画

・居宅生活を送る上で支援が必要な障がい者（児）に対する支援を行うため、居宅介護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護といった訪問系サービス及び短期入所等の適切な提供をはかります。

・なお、行動援護を行う事業所の確保や人材の育成については、事業所の指定を行う沖縄県に働きかけるなど連携をはかっていきます。また、ケースに応じて個別課題解決に向けた取組みを検討・対応していく中で、全体的な課題が見えた際には自立支援協議会でも調整・検討していきます。

・常に見守りが必要な重度障がい児・者の家族については、負担も大きく、支援が求められることから、病気などで一時的に介護ができなくなった場合や家族のレスパイト（休息）時に短期入所を役立ててもらえるよう、周知及び利用促進をはかります。また、生活環境の急激な変化により不安定な状態にならないよう、不安期・困難期・回復期をコントロールするための支援施設（短期入所）の利用といった柔軟な運用・場の確保が求められていることから、浦添市障がい者自立支援協議会において、解決方策の具体的な議論を行っていくものとします。

17) 日中活動系サービスの提供 ★



【障がい福祉課】 障害福祉計画（自立支援給付）

・多様な日中活動の場の充実をはかるため、障害福祉サービス事業所との連携のもと、生活介護や療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援といった日中活動系サービスについて、適切なサービスの提供をはかります。

・就労定着支援の充実に向け、企業との顔合わせ機会の創出を図っていくとともに、自立支援協議会の就労部会を通し、企業と福祉関係事業所とのネットワークづくりを促進します。

18) 居住系サービスの提供 ★



【障がい福祉課】 障害福祉計画（自立支援給付）

・居住支援を必要とする障がい者への支援として、浦添市障がい者自立支援協議会等で市内のニーズを確認しながら、引き続き共同生活援助（グループホーム）等のサービス拡充に努めるとともに、自立生活援助の利用促進をはかります。

・地域移行が困難な障がい者に対し、安心できる生活を確保するため、施設入所支援により、施設において夜間における居住の場の提供をはかります。

・共同生活援助について、サービスの質や量の充足状況等について把握していくため、チェック体制・実態把握の方策等を検討していきます。

19) 補装具の給付

【障がい福祉課】 障害福祉計画（自立支援給付）



- ・日常生活の能率向上をはかるため、補装具の購入や修理にかかる費用の支給を行います。
- ・制度内容について市の広報誌や市ホームページ等を活用し、わかりやすく制度の周知をはかります。

20) 共生型サービスの導入促進

【障がい福祉課・いきいき高齢支援課】 障害福祉計画（自立支援給付）



・障がいのある方が65歳以上になっても使い慣れた事業所においてサービスが利用できるよう、また、介護等に携わる人材も限りがある中で地域の実情に応じたサービスが提供されるよう、介護サービス、障がい福祉サービス事業所が互いの制度の指定を受けて共生型のサービスを提供しやすくする仕組みについて事業所のニーズも踏まえつつ、県と連携しながら周知・研究を進めます。

21) サービス事業所の人材確保・育成・定着に向けた支援

【産業振興課・障がい福祉課】



・サービス事業所の人材確保を支援するため、市及び沖縄労働局間で締結した「浦添市雇用対策協定」に基づき、関係部署が連携し、サービス事業所と福祉等人材のマッチングの機会確保に努めます。

・従事者のスキル向上やキャリアアップのための研修等の実施を促進するとともに、福祉人材の確保等に向けて各種イベントやインターンシップ等を活用し、福祉に興味を持ってもらえるよう福祉の仕事や魅力を情報発信します。

・事業所や県等の関係機関と連携し、働きやすい職場環境づくりに向けた研修等の実施を促進します。

【障がい福祉課・教育委員会教育総務課】

・浦添市育英会が行っている保育士・社会福祉士・介護福祉士資格取得のための奨学金制度の周知をはかり、専門性を持った人材の育成・確保に努めます。

②地域生活支援事業関連のサービスの充実

22) 意思疎通支援事業の充実

【障がい福祉課】 障害福祉計画（地域生活支援事業）



・手話通訳者の設置を継続するとともに、手話通訳者の派遣の充実に努めます。

・障がい者等に対し、意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業等）について市の広報誌や市ホームページ等を活用し、わかりやすく制度の周知をはかります。

・引き続き、必要に応じ市役所窓口においてコミュニケーションボードの活用をはかるなど、障害特性に応じた柔軟な意思疎通支援をはかります。

・市主催の行事やイベント等に際しては、手話通訳者や要約筆記者の派遣に努めていくものとし、行事等を所管する担当セクションと連携した取組みの実施をはかります。

23) 日常生活用具の給付

【障がい福祉課】 障害福祉計画（地域生活支援事業）



- ・重度の障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜をはかります。
- ・給付対象用具の耐用年数や新たな日常生活用具への対応についても、ニーズとのバランスを見ながら検討実施に努めます。
- ・難病患者についても日常生活用具の給付対象となっていることから、周知をはかり支援します。

24) 移動支援事業（ガイドヘルパーの派遣）の充実

【障がい福祉課】障害福祉計画（地域生活支援事業）



- ・外出時に支援が必要な障がい者等に対し、ガイドヘルパーの派遣を行い、社会生活上不可欠な外出、余暇活動及び通所・通学等の社会参加のための移動支援を行います。

25) リフト付バス運行事業の充実

【障がい福祉課】障害福祉計画（地域生活支援事業）



- ・常時車いすを利用している方や重度の肢体不自由の方などが、病院への移動や余暇活動及び通所・通学等の社会参加のため、リフト付きバスを運行し、移動支援を行います。

26) 地域活動支援センターの充実

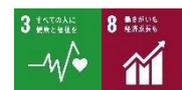
【障がい福祉課】障害福祉計画（地域生活支援事業）



- ・障がい者に、創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流を促進し、障がい者の地域生活支援の充実をはかる「地域活動支援センター」の活動を支援します。
- ・新規利用者の開拓に向けた取組みを促進していくなど、地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進をはかります。

27) 日中一時支援事業の推進

【障がい福祉課】障害福祉計画（地域生活支援事業）



- ・障がい児・者の日中における活動の場を確保するとともに、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の負担を軽減するため、日中一時支援事業の実施を進めます。
- ・医療的ケアを必要とする障がい児の受け入れ先が不足していることから、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置をはかり、その中で対応を検討していきます。なお、日中一時支援事業所までの移動支援については、必要に応じて移動支援事業の活用も可能なことから、その周知に努めます。

28) その他の地域生活支援事業の実施

【障がい福祉課】障害福祉計画（地域生活支援事業）



- ・ボランティア等（手話奉仕員、きこえのサポーター、音訳ボランティア等）の養成・研修など、社会参加促進事業等のサービスについて、引き続き実施します。
- ・手話通訳者や要約筆記者となる人材育成につながるよう、浦添市社会福祉協議会やサークル

等の関係団体との連携を深め、ステップアップ講座の充実や、実践の場への参画促進をはかり
ます。

③『地域生活支援拠点等』の整備

29)『地域生活支援拠点等』の整備

【障がい福祉課】



・障がい者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を行う『地域活動支援拠点等』（「相談」「緊急時の受入れ・対応」の項目から面的整備を図っていくことを検討）について、引き続き県や近隣自治体、関係事業所等との連携・調整の上、段階的に5つの機能の整備・充実をはかります。

・「緊急時の受入れ・対応」を円滑なものとしていくため、利用者の事前登録を行い、利用者の状態及び必要なサポートについて、受け入れる事業所で把握しておくことができる仕組みづくりに努めるとともに、空床時の補填のあり方について検討を行います。

・生活環境の急激な変化により不安定な状態にならないよう、不安期・困難期・回復期をコントロールするための支援施設（短期入所）の利用といった柔軟な運用・場の確保が求められていることから、浦添市障がい者自立支援協議会において、解決方策の具体的な議論を行っていくものとします。（再掲）

④その他の福祉サービス等の充実

30) 障がい児を養育する家庭への支援の実施

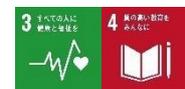
【こども家庭課】



・障がい児を養育する家庭に対し、関係機関との連携のもと、特別児童扶養手当の活用促進に努めます。

31) 児童発達支援センターの設置

【障がい福祉課】



・浦添市障がい福祉関連複合施設内に設置された児童発達支援センターにおける障がい児支援の提供体制の充実をはかります。

方針3 サービスを安心して利用するための権利擁護を充実します

(1) 権利擁護の仕組みの充実

① 成年後見制度の普及

32) 成年後見制度利用支援事業等の利用促進

【障がい福祉課】 障害福祉計画（地域生活支援事業）



・成年後見制度や浦添市成年後見制度利用支援事業の周知をはかり、障がい者の権利が適切に保護されるよう、浦添市成年後見制度利用促進基本計画の策定をはかります。また、広報機能、相談機能、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）及び協議会を設置していきます。

・成年後見制度や浦添市成年後見制度利用支援事業の周知をはかり、障がい者の権利が適切に保護されるよう、関係機関との連携をはかりながら利用促進に努めます。また、成年後見制度利用促進法の周知や、同法に基づき適切な対応をはかります。

・「成年後見制度法人後見支援事業」の実施に向け、実施事例の調査研究や浦添市社会福祉協議会等との連携・調整をはかるなど、検討を進めます。

② 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の普及促進

33) 制度利用・充実に向けた支援

【障がい福祉課】



・社会福祉法に基づき社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、広報誌等を活用し、制度内容及び生活支援員の活動内容や意義に関する周知をはかります。

・社会福祉協議会との連携により、日常生活自立支援事業の推進に向けて専門員や生活支援人の確保を進めるなど、支援体制の充実をはかります。

③ 障がい者への虐待の防止と適切な対応の実施

34) 障がい者への虐待防止に向けた意識啓発

【障がい福祉課】

★は重点施策



・障がい者への虐待の防止やその早期発見のため、市の広報誌等により、市民に対し「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の効果的な啓発実施に努めます。

・関係機関に対し、浦添市障がい者自立支援協議会と連携して虐待防止に向けた研修等の開催及び参加の充実を図ります。

35) 虐待防止に向けた相談・支援体制の確立 ★



【障がい福祉課】

- ・浦添市障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待防止に向けた取組みの推進及び関係機関との連携強化をはかるとともに、市民に対し、相談・支援窓口である浦添市障害者虐待防止センターの周知をはかります。



方針4 多様な住まいの確保に向けた取組みを充実します

(1) 居住支援に関する取組みの充実

① 住まいに関する支援の推進

36) 居住サポート事業・宿泊体験事業の推進 ★

【障がい福祉課】

・沖縄県居住支援協議会等の動向を踏まえ、障がい者の地域生活における住まいを円滑に確保できるよう、居住サポート事業（借家さがし・家賃債務保証・賃貸契約サポート・居住継続支援）の推進と、事業の周知をはかります。併せて、地域や家主等の懸念の解消をはかるなど、理解促進に努めるとともに、ウイークリー・マンスリー方式の活用等についても利用者と供給側のニーズを踏まえ、浦添市自立支援協議会との連携のもと、検討を行います。

・将来的な自立生活を目指している障がい者に対し、一人暮らしの不安解消と自立生活の練習を行う宿泊体験事業について、周知及び利用促進をはかります。また、複数名利用を可とすることも含め、宿泊体験事業の利用促進に向けた方策の検討を行います。



37) 居住相談支援の充実

【建築営繕課】

・居住相談等に取り組む各種団体や事業所等の情報を集め、それら相談窓口の利用を促進します。



② 市営住宅等を活用した住まいの確保

38) 募集時の障がい者優遇措置の実施

【建築営繕課】

・住宅確保が困難な障がい者等に対して市営住宅への入居が容易になるよう、募集時の優遇措置を進めます。



39) 市営住宅・県営住宅建替え時におけるグループホームの確保に向けた協議

【建築営繕課・障がい福祉課】

・市営住宅の建替えの際は、グループホームの併設を含めて検討していきます。また、県営住宅の建替えに際し、併設施設に関する照会があった場合には、障がい者グループホームの確保を要請していきます。



(2) 住宅改修の促進

①適切な住宅改修等の支援

40) 住宅改造費助成事業の普及等

【障がい福祉課・建築営繕課】



- ・障がい者の住宅改修に対する経済的負担の軽減をはかるため、住宅改造費助成事業の普及や利用促進に努めます。
- ・新たな住宅セーフティネット制度に関する各種取組みの普及・利用促進をはかります。



目標2 早期から健やかな成長を継続して支援する体制づくり

方針1 関係機関との連携のもと一貫した支援を充実します

(1) 発達の遅れなどの早期発見と成長支援の体制の確立

①母子保健の充実

41) 窓口での情報提供

【こども家庭課】

・引き続き保健相談センターでの親子健康手帳の交付を行い、不安を抱えている妊婦等への情報提供などの支援・充実をはかります。



42) 乳幼児健康診査の体制の充実

【こども家庭課】

・各健康診査の充実と健診の受診勧奨に努めるとともに、健診時の保健指導・相談等の充実をはかることで気になる子の早期発見に努め、個々に応じた支援を行います。

・保健師・助産師・心理士等が乳幼児の月齢、年齢に応じた発育・発達その他子育てに関することについて相談支援を行います。



43) マタニティスクール等への参加促進

【こども家庭課】

・低出生体重児出生率の減少や小児・成人肥満の減少等を目指し、スクール内容を主に「食」とし、保護者が食に興味を持ち、乳幼児の健康管理に取り組めるよう指導します。

・離乳食の開始や進め方に関する講話を行い、保護者がスムーズに離乳食に取り組めるように支援します。

- ・育児中の不安や疑問等を解消できるように支援します。
- ・保護者同士の交流の場として情報交換できるよう推進します。
- ・多くの市民が事業に参加できるよう本事業の周知案内をはかります。



44) 訪問指導やわんぱく相談（発達相談）等の推進

【こども家庭課】

・健診後、継続的な支援が必要な子どもとその保護者に対し、家庭訪問や来所・電話相談などを行います。

・低体重児や未熟児等に対して家庭訪問や育児支援を行います。



- ・保健相談センターで実施している心理士等による子どもの発達についての相談（わんぱく相談）を利用し、必要な支援が受けられるよう、わんぱく相談の周知に努めるとともに、療育機関等との連携をはかります。
- ・1歳6か月児健診において発達の経過観察が必要な児に対して健診事後教室（さくらんぼクラブ）の案内を行い、発達状況の確認を通し保護者の気づきを促します。

②継続した成長支援をめざすネットワークづくり

45) 関係機関とのネットワークづくり

【障がい福祉課・福祉総務課・こども未来課・学校教育課・こども家庭課】



- ・乳幼児健診や集団生活の場を通して、保護者が子どもの「発達の偏りや障害」に気づき、支援を受け入れるまでの葛藤や不安を理解し、寄り添いながら、関係機関と連携することで切れ目のない家族支援に努めます。
- ・支援の必要な子どもが地域で健やかに生活するため、「発達の偏りや障害」の早期発見、療育から教育へとライフステージと個々の状態に応じた適切な支援が受けられるように、効果的なネットワークづくりに努めます。
- ・発達障がい児（者）支援関係課連絡会議の実施を継続するとともに、複数課に配置されている心理専門職員の情報交換ができるよう、心理士実務者会議の開催に努めます。

【障がい福祉課】

- ・浦添市障がい者自立支援協議会の部会においては、行政内各課や関係機関との情報交換の場、問題解決の場として連携を強化します。
- ・浦添市障がい福祉関連複合施設の指定管理者との連携や、同施設利用者・関係機関等とのネットワークの充実をはかります。

③集団生活等への適応支援

46) 保育所等訪問支援の実施促進

【障がい福祉課】 障害児福祉計画



- ・利用を希望する方の申請に基づき、保育所や学校に訪問支援員を派遣し、適切かつ効果的な支援を検討していく「保育所等訪問支援事業」について、多方面への周知等をはかります。
- ・新たに整備された浦添市障がい福祉関連複合施設内の機能である児童発達支援センターにおいても同様の事業を実施していることから、利用希望者への周知をはかります。

方針2 一人ひとりの能力を引き伸ばす療育・保育・教育を充実します

(1) 就学前保育・教育の充実

①保育所等における保育サービスの充実

47) 発達支援保育の推進

【こども未来課】

・引き続き、保育を必要とする状態にあり、かつ発達保障の観点において、特別に配慮が必要な児童の健やかな成長を支援するため、全ての教育・保育施設に加配保育者の配置をはかり、受け入れの拡充に努めます。



48) 療育相談・指導の充実

【障がい福祉課】 障害児福祉計画

・心身の発達に課題のある、あるいは発達の遅れが疑われる在宅の未就学児に対し、児童発達支援等により、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応の訓練などを行うとともに、内容充実を促進していきます。

・なお、「浦添市障がい福祉関連複合施設」では、児童発達支援センターにおける親子通園の形態をとった児童発達支援のほか、診断のついていない発達の気になる早い段階の子が保護者と利用できる親子通園型発達教室も実施することから、その周知をはかり、早期からの療育相談・指導の実施を促進します。

【こども未来課】

・市内在住で、教育・保育施設、幼稚園等を利用している発達の遅れや気になる子ども、配慮が必要な保護者に対し、専門家や相談員等による巡回指導及び巡回相談などの強化を促進します。



49) 就学前の発達支援保育を必要とする児童の実態把握・支援充実

【こども未来課】

・教育・保育施設はもとより、私立幼稚園、認可外保育施設との連携も深め、特別に配慮が必要な児童の保育状態やニーズを把握します。

・幼児から学校卒業までの一貫した支援に向けて、関係機関との情報共有や支援のための共通理解をはかり、支援の充実に努めます。



②就学前教育等の充実

50) 就学等の一貫した教育支援の充実

【学校教育課・こども未来課】

・就学支援にあたっては、特別に配慮が必要な児童本人及び保護者の意向を把握し、専門家の意見を聞きながら、保護者に対し教育内容などについて十分な情報提供を行います。

・関係機関との連携のもと、本市の教育支援委員会の就学支援の一層の充実をはかります。



(2) 学校教育等の充実

①特別支援教育の充実

51) 特別支援教育体制の充実

【学校教育課】

・特別支援学校や市内小中学校、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援教育コーディネーター、巡回指導員等や保護者、関係機関と連携を強化し、特別支援教育の推進体制の充実をはかります。

・特別支援教育コーディネーター研修会、発達障害研修会等を継続実施し、全ての教職員の特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する理解を促進します。

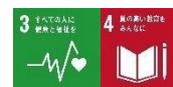


52) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・実施

【学校教育課】

・一人ひとりのニーズに応じた支援を長期的な視点で効果的に実施するため、保護者や福祉、医療、就労等の関係機関との連携のもと、「個別の教育支援計画」の策定を推進します。

・特別な支援を必要とする幼児児童生徒のニーズに応じた支援、指導計画に基づき、学校全体の協力体制の中で合理的配慮をはかり、きめ細かな支援、指導を行います。



53) 特別支援学級及び通級指導教室の充実

【学校教育課】

・通常の学級担任と、特別支援学級の学級担任が児童生徒の様子などについて常に情報交換を行い、その指導の充実を促進します。

・通級指導教室（浦添小学校:言語通級指導教室「ことばの教室」、内間小学校:発達障がい通級指導教室）で障害の改善をはかり、学校生活に適應していくための援助を行います。



54) 特別支援教育のためのヘルパーの配置

【学校教育課】

・特別な支援を必要とする児童生徒などの安全面等を支援するため、ヘルパーを配置し、さらなる資質の向上に努めます。



55) 教育内容・共同学習・特別支援学校等との交流機会の充実

【学校教育課】

・進路指導においては、子どもたちの自己の理解と、主体的に進路を選択する能力などを育成するため、職場見学や職場体験学習を推進します。

・普通学級と特別支援学級・特別支援学校の児童生徒との交流や共同学習を推進し、地域との交流の機会を充実します。



56) 各学校の特色に応じた福祉教育の推進

【学校教育課】

・道徳の時間やその他の教育活動を通して、「共生」していくことの大切さについて学んでいくなど、各学校の特色を生かして多様な福祉教育を学校や社会福祉協議会、地域、保健医療福祉関係機関との連携をはかりながら推進します。



②放課後支援の充実

57) 障害児放課後児童育成事業等の充実

【こども政策課】

- ・日中、就労などにより保護者のいない障がい児の放課後の生活の場を提供するため、引き続き障害児放課後児童健全育成事業（ひまわり学童クラブ）での保育内容の充実に努めるとともに、地域の児童（学童）クラブでの障がい児の受け入れを促進します。
- ・障がいのある子どもの保育について、地域の児童（学童）クラブの支援員等に対する研修内容の充実に努めます。
- ・日中、地域の子どもたちとふれあう機会を充実するために、地域の子どもイベント等への参加を促進します。また、市民や各団体の協力のもと、各児童センターや自治公民館などで、ともに遊べる環境づくりを促進します。



58) 放課後等デイサービス事業の充実

【障がい福祉課】 障害児福祉計画

- ・就学している障がい児について、放課後等の居場所として、かつ生活能力の向上のために必要な訓練等を受けるための場として、放課後等デイサービス事業の充実をはかります。
- ・事業所が急増している中、質の確保をはかるため、障がい児に対する支援について市に相談があるときは、事業所や保護者の支援の方法と、子ども本人の発達状態を踏まえた意向とが一致するような対応実施等を働きかけます。
- ・放課後等デイサービス事業者の質の向上や、事業所間の横の連携体制構築に資するよう、障がい児の放課後支援の充実に資する団体や活動等に関する情報提供に努めます。



目標3 共に働き、活動する環境づくり

方針1 雇用・就労に向けた取組みを強化します

(1) 就労支援の拡充

①就労相談支援体制の充実

59) 就労に向けた相談機能の充実 ★

【障がい福祉課】

- ・障害特性に応じた就業相談等が行えるよう、相談支援事業所の活用促進をはかります。
- ・浦添市障がい者自立支援協議会就労支援部会において、障がい者の就労支援にかかる方策等について協議をはかるとともに、就労に関する行政各課や関係機関との情報交換、個別の就労支援の検討や事例研究を実施し、ネットワークづくりに努めます。

【産業振興課】

- ・市及び沖縄労働局間で締結した「浦添市雇用対策協定」に基づく「雇用対策協定運営協議会」により、ハローワークと関係各課の協議・連携を継続するとともに、障害者就業・生活支援センター等の外部機関との連携強化を行うなど、市民の雇用・就労支援をはかるための総合的な就労支援を進めます。



60) 就労に向けた訓練機会の充実

【産業振興課】障害福祉計画（自立支援給付）

- ・沖縄県が実施する障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の周知及び就労へ結びつくことができるよう、雇用支援関連機関との連携をはかります。また、市内の訓練の受入れ先（事業者）の確保につながるよう、県や浦添市障がい者自立支援協議会就労部会との連携のもと、事業所に対する障害者雇用及び訓練への理解促進に努めます。
- ・公共職業訓練校における職業能力向上のための障害者訓練プログラムの周知及び利用促進をはかります。

【障がい福祉課】

- ・事業所内や企業における作業や実習などを行い、適性にあった職場への就労を支援する就労移行支援事業の充実促進に努めます。
- ・雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力を習得するための支援を行います。（就労継続支援事業：A型）
- ・一般就労等の雇用に結びつかなかつた方や一定年齢に達している方、就労継続支援事業の雇用型の利用が難しい方に対し、就労や生産活動の機会の場の提供を行うとともに、一般就労に



必要な知識、能力を習得するための支援を行います。（就労継続支援事業：B型）

- ・一般就労に移行した方からの相談を通じ、課題把握や解決に向けた支援を行う就労定着支援事業の利用促進に努めます。
- ・浦添市障がい者自立支援協議会の部会等といった様々な機会を通じ、就労支援に関する事業の適正な運営とサービスの質の向上を働きかけていきます。
- ・就労移行支援や、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援について、若年性認知症患者も利用できることが十分に認知されていない状況も見受けられることから、市ホームページ等でも文言等を掲載することで、当事者を含む市民や事業所に対し、これらのサービスを若年性認知症患者も利用できることを周知していきます。

（2）働く場の確保

①働く場の開拓

★は重点施策

61) 公的機関における雇用の促進

【職員課】

・法定雇用率の水準を維持しながら、継続的な障がい者雇用の促進に努めるとともに、知的障がい者や精神障がい者の受け入れについても、採用枠の設定方法等、近隣自治体や先進事例の調査・研究、好事例の反映に向けた調整に努めるなど、雇用の可能性について積極的に検討を行います。

【市長部局・教育委員会・議会事務局・消防本部・上下水道部局】

・浦添市障害者活躍推進計画（令和2年4月）で位置づけた部局ごとの採用目標に基づき、障がい者雇用を進めます。



62) 一般就労への支援 ★

【障がい福祉課】

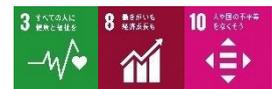
・障がい者の就労支援に向けた取組みを強化します。

【産業振興課・障がい福祉課】

・一般企業に対し、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度について、各種情報媒体を用いて周知をはかるとともに、障害を理由とする差別禁止の啓発及び待遇向上に向けた理解促進をはかります。また、市内の企業や公的機関等での障がい者雇用の好事例の収集・発信を行っていくなど、障がい者雇用への理解促進に努めます。

・「浦添市雇用対策協定」に基づく「雇用対策協定運営協議会」をはじめ、商工会議所やハローワーク、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、事業所への障がい者雇用の要請活動を行い雇用の促進に努めます。さらに、より効果的な要請活動のあり方について検討を行います。

・職場で働くことが難しい障がい者の就業機会を確保するため、多様な働き方の取組みとして



「テレワーク（在宅勤務）」を推進し、障がい者が働きやすい環境整備に努めます。さらに、近年急速に社会に浸透したテレワークが障がい者雇用につながった事例等の収集・発信に努めます。

・トライアル雇用制度、職場適応援助者（ジョブコーチ）制度、職親制度、障害者雇用納付金制度等、障がい者の雇用に関する事業所への支援策の周知をはかり、活用促進に努めます。また、障がい者の就労定着を支援する効果的な方策を検討するため、浦添市障がい者自立支援協議会を中心に他の自治体が行っているジョブサポーター制度の調査・研究を行い、実施に向けた検討を行います。

・一般就労の充実に向けて、浦添市障がい者自立支援協議会就労部会などの場を通し、障がい者雇用の当事者（求職者、企業、事業所）と関係部署等との意見交換の機会を設けます。

63) 雇用機会の拡大に向けた支援

【障がい福祉課】

・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進をはかるための方針を策定し、障がい者の雇用機会の拡大に取り組みます。さらに、障害者就労施設等の事業内容などについて情報発信に努めます。



(3) 家族介護者への支援

① 家族介護者のワーク・ライフ・バランスの支援

64) 仕事と介護・育児の両立に向けた多様な働き方の普及啓発

【産業振興課・市民協働・男女共同参画課】

・市民や事業所等に対して、ワーク・ライフ・バランスの考え方やフレックスタイム制度、テレワーク、短時間正社員制度など仕事と介護・育児が両立できる多様な働き方の普及啓発を行います。



65) 仕事と介護・育児の両立に向けた相談窓口の周知

【産業振興課・市民協働・男女共同参画課】

・就労と介護や子育て等の両立を支援するため、沖縄労働局などの相談窓口を周知します。



方針2 地域の担い手として地域活動・社会貢献活動への参加を促進します

(1) 地域活動・社会貢献活動への参加促進

①地域活動・社会貢献活動への参加促進

66) 地域活動への参加促進

【福祉総務課・健康づくり課・障がい福祉課】

- ・自治会やコミュニティ・ソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等と連携し、地域の祭りや清掃活動等の地域活動への障がいのある方の参加促進に努めます。
- ・地域活動支援センター、作業所等が行う地域交流活動への支援を行います。
- ・精神障害のために、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態の方に対し、出会いとコミュニケーションの機会を提供すること（なかまクラブの開催）を通して社会参加への関心を育み、こころの健康づくり及び精神保健の向上をはかります。



67) 社会貢献活動への参加促進

【福祉総務課・障がい福祉課】

- ・障がい者は支援の受け手ではなく、担い手として活躍する意識づくりを促進し、さらにピアサポート活動への参加を促進します。
- ・浦添市ボランティア連絡協議会との連携を強化し、ボランティア登録を行っている障がい者団体等への講師依頼等、活動機会の充実に努めます。
- ・ボランティア月間の推進等により、多くの市民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。



方針3 学習・スポーツ・文化活動等への参加を促進します

(1) 学習・スポーツ・文化活動の充実

①活動機会や拠点の充実

68) 活動機会や拠点の充実

【市民協働・男女共同参画課・文化スポーツ振興課・社会教育推進課（中央公民館）】

・障がい者と一般市民が共に学んだり、スポーツに親しんだりできるよう、まちづくり生涯学習環境づくりに取り組みます。

【障がい福祉課】

・障がい者の教養、文化及び体育の向上をはかる拠点となるサン・アビリティーズうらそえについての周知と充実に取り組み、利用促進に努めます。



②生涯学習の充実

69) 学習内容の充実

【市民協働・男女共同参画課・社会教育推進課（中央公民館）】

・障害の特性に配慮し、市民大学や出前講座、各種講座への障がい者の参加促進に努めます。

【こども青少年課】

・各特別支援学校で開催されている青年教室活動の支援に努めます。



70) 図書館サービスの充実

【社会教育推進課（図書館）】

・近隣市町村図書館とのネットワークを強化し、点字図書の充実に努めます。

・録音図書の計画的な収蔵に努めるとともに、音訳グループからの「声の広報」CD寄贈受け入れによる収蔵の強化に努めます。

・宅配サービスなどの障がいのある方が利用できるサービス、資料の周知及び啓発を行い、利用者の拡大に努めます。



③スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実

71) スポーツ・レクリエーション活動の充実

【障がい福祉課】 障害福祉計画（地域生活支援事業）

・利用者のニーズ、障害の程度に応じた教室を開催します。また、サン・アビリティーズうらそえ等で行われているスポーツ・レクリエーション教室の情報提供を行い、幅広いスポーツ・レクリエーションへの参加を促進します。また、障がい者スポーツの更なる振興をはかるため、当事者ニーズ等を踏まえながら新規スポーツ種目の実施も検討します。



・沖縄県身体障害者スポーツ大会への派遣支援や全国障害者スポーツ大会への県代表選手の推薦等を行うとともに、車いすサッカーや水泳大会等、障がい者も参加できるスポーツ大会の開催に努めます。

【障がい福祉課・文化スポーツ振興課】

・健常者も一緒になって楽しめるよう、障がい者スポーツの普及をはかります。

72) 文化活動の支援

【障がい福祉課・文化スポーツ振興課・社会教育推進課（中央公民館）・文化財課（美術館）】

障害福祉計画（地域生活支援事業）



・広く市民が文化芸術に親しめる機会や情報の提供を行うとともに、引き続き、障がい者が気兼ねなく文化活動に参加できるよう、活動場所の確保等、環境づくりを進めます。

・障がい者の文化活動の発表、展示会等を開催し、障がい者の創作意欲や交流機会の拡充をはかります。

・特別支援学校や特別支援学級、障がい者施設等への美術館学芸員等による出前講座、授業を検討します。

・「浦添市文化芸術振興事業長期計画」に基づき、芸術・芸能・音楽などのあらゆる分野で浦添市らしい特色ある事業を展開していく中で、健常者も障がい者も分け隔てなく事業を展開し、文化芸術活動への障がい者の参加促進をはかります。



目標4 快適で安心なまちづくり、支え合いの心・地域づくり

方針1 全ての人が利用・参加しやすい環境整備をめざします

(1) 人にやさしい福祉のまちづくりの推進

①バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進

73) 福祉のまちづくり条例等への適切な対応

【建築指導課・障がい福祉課】

・「浦添市福祉のまちづくり条例」をはじめ、「沖縄県福祉のまちづくり条例」や「沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針」、国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等に基づいた各種施設整備の指導及び助言、周知をはかります。

【都市計画課・障がい福祉課】

・モノレール駅周辺のまちづくりにおいて、移動の円滑化に向けた基盤整備のあり方について関連セクションと検討をはかります。



74) 都市計画マスタープランに基づく「福祉のまちづくりに関する方針」の推進

【都市計画課】

・第五次浦添市総合計画の目標像のひとつである「ともに支えあう健康福祉都市」の実現に向けて、全ての人が利用しやすい施設の整備、誰もが自由に利用できる公共交通網の整備等を推進します。



②福祉のまちづくりに関する広報・啓発

75) 市民や事業者等との連携による情報発信

【市民生活課】

・市民、通り会や事業者等の協力を得ながら、歩道上の迷惑駐車（点字ブロック上の駐車、車いすの通行を妨げる駐車等）防止に努めます。

【障がい福祉課】

・身障者等用駐車場の適正利用を進めるため、障害、病気・怪我、妊娠等で移動に配慮を要する状況にある方へ利用認定証を交付する取組み（パーキング・パーミット制度）の周知及び適正利用の促進に努めます。



方針2 防犯・災害時等の対応・支援を強化します

(1) 防犯・災害時対策等の充実

①防犯対策の充実

76) 情報提供の充実

【市民生活課】

- ・障がい者が悪徳商法などの犯罪から被害にあわないよう、市の広報誌や市ホームページ等での情報提供を行います。
- ・警察や地域住民等との連携により、犯罪防止に努めます。



②災害時等対策の充実

77) 災害時の要援護者支援体制の充実

【福祉総務課】

- ・災害発生時に障がい者が安全に避難し必要な支援が受けられるよう、「災害時要援護者避難支援計画（制度）」並びに「浦添市災害時要援護者避難支援マニュアル（対応）」に基づき、社会福祉協議会や自治会、民生委員・児童委員、地域ボランティアなどと連携し、支援体制の充実をはかります。また、各地域で取り組んでいる「個別支援台帳」の作成を通して、要援護者一人ひとりに合わせた支援方法の検討をはかり、個別計画の策定に努めます。
- ・避難行動要支援者名簿の登録が進まない状況にあることから、現在の登録方式の評価をはかっていくとともに、障害特性など要援護者の特性に応じた避難方法や日常からの備え、新たなツールの活用も含めた災害時の情報入手方法の位置づけ等をはかっていくなど、実情に即した効果的な内容となるよう、「災害時要援護者避難支援計画（制度）」の見直し等に努めます。見直しにあたっては、当事者意見の把握・反映に努めます。



78) 市民の防災意識の高揚・環境整備等の促進

【防災危機管理室・（こども未来部・福祉健康部）】

- ・いざというときの備えや災害時の危険箇所、避難場所、福祉避難所、災害時の行動についての周知活動を充実します。また、災害時に福祉避難所が十分に機能するよう、関係団体からのニーズの吸い上げ等も行いつつ、バリアフリーチェックやソフト面の対応について実情を確認していくなど体制・環境整備を進めるとともに、平素から利用している施設等も含め、福祉避難所の指定の拡充を検討していきます。



【福祉総務課】

- ・災害時における障がい者等への支援方法について、市の広報誌や市ホームページ等を通して周知をはかります。
- ・要援護者の避難を促進していくため、個別計画の策定プロセス等を通じて事前に避難先であ

る福祉避難所ごとに受け入れ者の調整に努めます。

【防災危機管理室・福祉総務課】

・地域における自主防災組織の強化を促進するとともに、地域の連携を深めることができるよう、災害時の要支援者を含む防災訓練の実施を推進します。

【消防本部】

・関係機関との連携のもと、障がいがある方でも参加できる救命講習などを実施します。

③緊急時対策の推進

79) 緊急通報システムの充実

【障がい福祉課・消防本部】

・「緊急通報用FAX」をはじめ、障がい者が緊急時に速やかに通報できるシステムを充実し、普及に努めます。また、市ホームページや携帯メールなど、障がい者の利用している機器の多様化を勘案しながら、障害の特性に応じた情報伝達システムを検討し、整備に努めます。



方針3 障害への理解を深める、広報や学習機会を充実します

(1) 障害への理解を深める広報・啓発活動の充実

① 広報活動の充実

80) 市民理解に向けた市広報誌等の充実 ★

★は重点施策



【障がい福祉課】

・市民全てが、身体・知的・精神障害をはじめ、難病、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう、内部障害等について正しく理解していくことができるよう、市の広報誌や市ホームページ等で効果的かつ継続的に障害に関する記事の掲載を進めます。

② 啓発事業の充実

81) イベントや行事を活用した啓発活動の充実 ★

★は重点施策



【市民生活課等】

・てだこまつりや市民イベントへの障がい者団体等の参加を促進します。

【障がい福祉課・産業振興課】

・発達障がいや障がいのある方の特性や合理的配慮等について、市民等が理解を深めていくことができるよう、4月の発達障がい啓発週間及び9月の障害者雇用支援月間、12月の障害者週間において、障害福祉サービス事業所、障がい者団体の展示会等のイベントを実施し、市民への啓発をはかります。

82) 地域精神保健講演会の充実 ★



【健康づくり課】

・地域で心の病気や障害に対する理解を深めてもらうために、地域精神保健講演会を実施します。

83) 沖縄県共生社会条例等の普及 ★



【障がい福祉課】障害福祉計画（地域生活支援事業）

・障がいのある人もない人も等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参画できる共生社会の実現をめざすため、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）」の周知をはかります。併せて、「障害者差別解消法」の周知をはかるなど、差別の解消に向けた取組みを推進します。

・浦添市障がい者（児）基幹相談支援センター及び一般相談支援事業所において、障害を理由とする差別等に関する相談に対応します。

・共生社会条例等の周知に向け、地域生活支援事業の中の「理解促進研修・啓発事業」により、各種啓発イベント等の実施をはかります。また、そうした中で障がい者をサポートしていくことについて、意識の醸成をはかります。

84) 浦添市手話言語等条例の推進・普及 ★

【障がい福祉課】



・手話言語等コミュニケーション手段の理解及び利用促進をはかり、合理的配慮や環境整備をはかるために制定された「浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例」について、当事者をはじめ、広く市民に周知し、意思を伝え合う権利が尊重される社会を推進します。

85) 子どもの発達講演会の充実

【こども家庭課】



・乳幼児をもつ保護者を対象に、子どもの発達過程と発達を促す関わりについて理解を深めてもらうため、発達専門医等による子どもの発達講演会を実施します。

(2) 地域などで生涯にわたり学習できる機会の充実

①地域や職域等での福祉学習の推進

86) 自治会等地域での取組みの支援

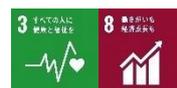
【福祉総務課】



・地域での障害に関する理解を深め、共生のまちづくりを進めていくことができるよう、中学校区・行政区コミュニティづくり推進委員会等地域活動への参加促進等、地域での学習、実践活動を支援します。

87) 企業への啓発等の推進

【障がい福祉課】



・企業での障害に対する理解を深め、障がい者の就労や地域での生活支援等がはかれるよう、浦添市障がい者自立支援協議会との連携のもと、企業への啓発活動を進めます。

【産業振興課】

・障がい者雇用に対する理解促進をはかるため、市ホームページを活用した情報発信を行います。

方針4 住民による支え合い活動を支援します

(1) ボランティアの人材確保と活動への参加促進

①ボランティアの養成促進

88) ボランティア養成事業等の推進

【福祉総務課】

・地域での各種のボランティア人材を育成するために、社会福祉協議会との連携により、浦添市ボランティア・市民活動支援センター及び各中学校区の地域保健福祉センター等でのボランティア養成事業を推進します。

【市民協働・男女共同参画課・いきいき高齢支援課】

・まちづくりの様々な分野でのボランティア人材の育成をはかるために、市民ニーズを踏まえつつ、ボランティア講座等の開催を検討します。



②ボランティア活動の支援促進

89) ボランティアコーディネート機能の充実促進

【福祉総務課】

・ボランティア活動がより円滑に進められるよう、ボランティア活動情報のデータベースの更新・管理、適切な情報発信等を行うボランティアコーディネート機能の充実を促進します。



90) ボランティア活動への参加促進

【福祉総務課】

・浦添市ボランティア・市民活動支援センターをはじめ、各中学校区地域保健福祉センターをボランティア活動拠点として、地域住民のボランティア活動への参加を促進します。



(2) 障がい者関連団体・機関との連携強化

①障がい者関連団体等の育成支援、連携強化

91) 障がい者団体等の活動支援

【障がい福祉課】 障害福祉計画（地域生活支援事業）



- ・障がい者支援等の活動がより円滑に行えるよう、各種障がい者団体等の自主的な活動の支援を進めます。
- ・悩み事を抱える障がい者に対し、当事者として寄り添うことができるよう、障がい者団体等と連携し、ピアサポーターの育成に努めます。

(3) 市民参加による地域での障がい者支援体制の充実強化

①障がい者支援体制の充実強化

★は重点施策

92) 地域での支援体制の充実強化

【福祉総務課（障がい福祉課等）】



- ・地域で支援を必要とする障がい者への適切な対応を行うことができるよう、コミュニティソーシャルワーク事業や中学校区・行政区コミュニティづくり推進委員会活動を通し、自治会、相談支援事業所、地域保健福祉センター、各種指定障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター等との連携により、支援ネットワーク体制の充実強化をはかります。
- ・障がい者が地域の活動に参画しやすくなるような取組みについて、支援をはかります。

93) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場の設置 ★

【障がい福祉課（健康づくり課）】



- ・精神障がい者が差別を受けることなく、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるものとし、保健・医療・福祉等の関係者による協議の場の設置を進めます。

94) 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進 ★

【福祉総務課】



- ・高齢者をはじめ、障がい者や子どもなど全ての住民を対象とした「てだこ・ゆいぐるプラン（第五次浦添市地域福祉計画・第六次浦添市地域福祉活動計画）」に基づき、地域住民等の参画による地域の課題解決、見守り・声かけなどの取組みを関係機関とともに支援し、共に支え合う地域共生社会の実現をめざします。

第4部. 障害福祉計画・障害児福祉計画の具体内容

第4部. 障害福祉計画・障害児福祉計画の具体内容

1. 令和5年度（2023年度）の成果目標

国の基本指針の内容や過去の実績等を踏まえ、実現の可能性も勘案した上で、令和5年度（2023年度）の成果目標を以下の様に設定します。

（1）福祉施設から地域生活への移行促進

地域生活への移行を進める観点から、現在、入所施設に入所している障がい者のうち、今後、共同生活援助等を利用し、地域移行をはかることが見込まれる障がい者数を目標値として設定します。

<福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る方策>

施設入所者については、地域へ移行する際の環境づくりが非常に重要となっています。移行を進めるにあたっては、住居の確保、連絡体制の確保、緊急事態の対応等きめ細かな環境づくりが求められています。

一方、居住確保については契約や費用面での負担等の課題がみられ、移行が進まない現状が見られます。

そのため、スムーズな地域への移行ができるような体制づくりの充実に努めるものとします。

事 項	数 値	備 考
令和元年度末現在入所者数(A)	126人	令和元年度末(R2.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	121人	令和5年度末の見込み数
【目標】 削減見込み目標値(C)	5人 (4%)	$C = A - B = E - D$ (国指針:目標1.6%以上削減)
新規入所者数(D)	15人	令和3年～令和5年度末までの新規入所者の見込み
退所者数(E)	20人	令和3年～令和5年度末までの退所者の見込み
【目標】 地域移行目標値(F)	10人 (8%)	Eのうち、地域移行目標者 (国指針:目標6%以上移行)

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設を利用する障がい者について、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき就労移行支援事業等の利用者の増加をはかっていくものとし、一般就労への移行等をはかることが見込まれる障がい者数を目標値として設定します。

<就労移行支援事業所の就労移行率増に係る方策>

就労移行については、事業所の質の向上と就労移行先と連携したきめ細かな計画が求められています。この間、就労移行支援事業所数は増加傾向にあり、利用者が自分にあった事業所を選択できるようになってきています。

そうした中、事業所においては、受け入れ先の企業と連携し、障害に対する理解を高めしていくことや、就労が継続できるような環境づくりが求められます。また、利用者自身も技能の習得、マナーや生活習慣、人との関わり等、一般的に必要なスキルを身に付けていく必要があり、そのためにも利用者に応じたケアやサービスの提供が求められます。また、新たな事業である就労定着支援もはじまっており、今後は着実に成果をあげていけるようにしていく必要があります。

今後とも事業所の取組みを支援し、就労移行に向けた環境づくりに努めるものとします。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度の年間一般就労移行者数(A)	23人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標】 目標年度(令和5年度)における年間一般就労移行者数	24人 (Aの1.04倍)	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針:令和元年度実績の1.27倍以上)

② 令和5年度末における就労移行支援事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労移行支援事業の移行者数(A)	8人	令和元年度末の就労移行支援事業所の移行実績
【目標】 目標年度(令和5年度)における一般就労への移行者数	9人 (Aの約1.13倍)	令和5年度末の一般就労への移行者数 (国指針:令和元年度末の1.3倍以上(30%)の増加)

③ 令和5年度末における就労継続支援 A 型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労継続支援 A 型事業所の移行者数(A)	8人	令和元年度末の就労継続支援 A 型事業所の移行者数
【目標】 目標年度(令和5年度)における一般就労への移行者数	8人 (A の約 1.00 倍)	令和5年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和元年度末のおおむね 1.26 倍以上(26%)の増加)

④ 令和5年度末における就労継続支援 B 型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労継続支援 B 型事業所の移行者数(A)	7人	令和元年度末の就労継続支援 B 型事業所の移行者数
【目標】 目標年度(令和5年度)における一般就労への移行者数	7人 (A の約 1.00 倍)	令和5年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和元年度末のおおむね 1.23 倍以上(23%)の増加)

⑤ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事 項	数 値	備 考
【目標】 令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	20 人	(国指針:令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。)
【目標】 令和5年度末の管内就労移行支援事業所数	11 か所	令和5年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数
【目標】 令和5年度末における就労移行率が8割以上の就労支援事業所の数	3か所	国指針:就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括支援システムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置し、協議をはかっていくことを目標とします。

事 項	成果目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	令和3年度 (市単独設置)
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	年間1回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	20人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年間1回

(4) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を行う『地域生活支援拠点等』について、県や近隣自治体、関係事業所等との連携・調整の上、そのあり方を検討し、整備を行うことを目標とします。

事 項	成果目標
地域生活支援拠点等の整備	設置 (徐々に機能を増やしていくこと により段階的に設置)
地域生活支援拠点等の充実に向けた運用状況の検証及び検討	年間1回

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置については、新たに整備される浦添市障がい福祉関連複合施設において、児童発達支援センターの機能確保を進めます。

保育所等訪問支援の充実については、現在も実施しており、今後も事業について多方面への周知を行っていきます。

現在、主に重症心身障がい児を受け入れている事業所はありませんが、障がい児を受け入れる事業所によりニーズに対応できている状況にあります。今後、ニーズの増加があった際に対応できる体制の確保について検討を行っていきます。

医療的ケアを必要とする障がい児の受け入れ先が不足していることから、医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置をはかっていくものとします。

事 項	成果目標
児童発達支援センターの設置	令和3年度 (市単独設置)
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和3年度
医療的ケア児支援に向けて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携をはかるための協議の場の設置	令和3年度 (市単独設置)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

障がいのある人や障がいのある子が地域において安心して暮らすためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が求められます。国の指針では、令和5年度末までに、基幹相談支援センターなどの総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを定めています。

浦添市では基幹相談支援センターについて、令和3年4月よりこれまでの直営から指定管理者への業務委託に移行していくことから、委託事業者との連携のもと、総合的・専門的な相談支援の継続・充実をはかっていくとともに、市内相談支援事業所への訪問を実施し、困難事例の把握や相談員との連携に努めています。

また、引き続き自立支援協議会相談支援部会において、委託相談支援事業所及び特定相談支援事業所で対応した事例を共有し（事例検討会）、相談員の連携支援の知識・技術の向上をはかるとともに、事例検討会に関係機関の参加や関係機関からの事例報告を取り入れ、連携強化をはかります。

事 項	成果目標
総合的・専門的な相談支援の実施	1か所
地域の相談支援体制の強化	
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	14 件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	6件
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	1回

（7）障害福祉サービスの質を向上させるための取組み【新規】

障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入する中、改めて障害者総合支援法の基本理念に沿って、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供が必要であり、国の指針においても令和5年度末までにサービスの質の向上をはかるための取組みに係る体制構築を定めることになっています。

提供されるサービスの質や利用者にとってのサービスの内容が適切かどうかといった評価ができるよう、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を活用していくとともに、その共有をはかるため、事業所に研修会等を実施していきます。

事 項	成果目標
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	5人／年間
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和5年度構築

2. 障害福祉サービス利用見込み量等について

居宅介護、重度訪問介護等、訪問系サービスについて、障がいのある方の要望に応じてサービス提供が行われるよう、サービス提供事業所との連携をはかるとともに、その充実を促進します。

また生活介護、自立訓練、就労支援等の日中活動系サービスについて、障がいのある方の要望を踏まえ、適正なサービス提供が行われるよう、サービス提供事業所との連携を強化します。

さらに地域における居住空間の確保がはかれるよう、サービス提供事業所との連携をはかり、グループホーム（共同生活援助）のサービス提供を促進します。

※居宅介護など一部サービスについては、障害支援区分の判定が必要です。

(1) 訪問系サービス

1) サービスの概要・見込み量

①居宅介護（ホームヘルプ）

<サービスの概要>

日常生活を営むのに支障のある障がい者（児）を対象に、自宅で食事、入浴、排泄などの身体介護や炊事、掃除洗濯などの家事援助等の日常生活の支援を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護	—	○	○	○	○	○	○

○印は該当する区分です。以下同じ。

<見込み量>

日常生活に密着したサービス内容のため利用者は年々増加傾向にあります。今後も増加が見込まれることから、近年の伸びを勘案して増加を見込みます。

■居宅介護 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	242 人	262 人	272 人	282 人
サービス見込量(時間)	6,074 時間	6,598 時間	6,860 時間	7,122 時間

②重度訪問介護

<サービスの概要>

重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人を対象とし、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

【対象:身体・知的・精神・難病・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
重度訪問介護	－	－	－	－	○	○	○

<見込み量>

ほぼ横ばいで推移しており、今後も現状のまま推移するとみられることから、横ばいから微増で推移していくものと見込みます。

■重度訪問介護 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	11人	12人	13人	13人
サービス見込量(時間)	3,412時間	3,437時間	3,617時間	3,617時間

③行動援護

<サービスの概要>

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

【対象:知的・精神・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
行動援護	－	－	－	○	○	○	○

※障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上(障がい児にあっては、これに相当する支援の割合)である方。

<見込み量>

障がい者の外出や余暇活動等、一定のニーズがあり、この間は横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくものと見込みます。

■行動援護 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	8人	10人	10人	10人
サービス見込量(時間)	210時間	225時間	225時間	225時間

④同行援護

<サービスの概要>

視覚障がいのある方が移動の際に著しい困難を有するとき、外出に必要な援助を行います。

【対象:身体・難病(視覚障害を有すること)】

<見込み量>

この間、おおむね横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくものと見込みます。

■同行援護 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	39人	42人	42人	42人
サービス見込量(時間)	1,220時間	1,266時間	1,266時間	1,266時間

⑤重度障害者等包括支援

<サービスの概要>

常時介護の必要性が高い人(重度訪問介護の対象であって四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態の方など)に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

【対象:身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
重度障害者等包括支援	-	-	-	-	-	-	○

※以下の3つのタイプの何れかに該当する必要がある。(I類型・II類型は四肢すべてに麻痺等があり寝たきり状態にある方)

I 類型:人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者(筋ジストロフィー・ALS・脊椎損傷・遷延性意識障害)

II 類型:最重度知的障がい者(重症心身障害)

III 類型:障害支援区分の行動関連項目10点以上(強度行動障害)

<見込み量>

県内に実施可能な事業所がないことから、見込値は0とします。

■重度障害者等包括支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	0人	0人	0人
サービス見込量(時間)	0時間	0時間	0時間	0時間

2) 訪問系サービスの見込み量確保のための方策等

- 訪問系サービスは、在宅生活を送る上で身近で重要なサービスであることから、事業者と連携をはかりながらサービス提供体制の確保に努めます。また、増加見込み量を確保するため、サービス提供に携わる人材の育成支援に努めます。
- 重度障害者等包括支援については、前述したように、県内に実施可能な事業所がなく、見込値は0に設定していますが、この間、相談支援事業所に対し、同事業に関する問い合わせ等が寄せられるなど、利用ニーズ自体が存在しないわけではないと推察されます。同事業については、サービス調整事務の煩雑さや請求業務の負担も大きいことが指摘されており、全国的にもほとんどサービス提供が進んでいない状況です。重度の障がいのある方が地域での生活を継続できるようにしていくためにも、沖縄県などとも連携し、サービスニーズや事業実施を難しくしている課題等の把握に努め、必要に応じ、国に対して制度見直しを働きかけます。あわせて、生活介護事業所等といった関連サービス事業所に対し、単独あるいは連携による指定取得の働きかけを検討していくものとしします。



(2) 日中活動系サービス

1) サービスの概要・見込み量

①生活介護

<サービスの概要>

常に介護を必要とする方に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【対象:身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
生活介護	—	—	○ (50歳以上)	○	○	○	○

<見込み量>

近年の伸びを勘案して、今後の増加を見込みます。

■生活介護 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	274人	294人	304人	314人
サービス見込量(時間)	5,735人日	6,053人日	6,212人日	6,371人日

②自立訓練（機能訓練）

<サービスの概要>

地域生活を営むうえで身体機能の維持・回復等の必要性を有する身体障がい者・難病患者に対し、一定期間、身体的リハビリテーション等を実施します。

【対象:身体・難病 標準利用期間:18ヶ月】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
自立訓練(機能訓練)	障害支援区分による制約なし						

<見込み量>

近年の実績は年度により若干増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移していることから、微増から横ばいで推移していくものと見込みます。

■機能訓練 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	2人	2人	2人
サービス見込量(時間)	0人日	36人日	36人日	36人日

③自立訓練（生活訓練）

<サービスの概要>

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上等の必要性を有する知的障がい者及び精神障がい者に対し、一定期間、家事能力向上のための訓練等を実施します。

【対象:知的・精神 標準利用期間:24ヶ月(長期入院・入所からの移行は36ヶ月)】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
自立訓練(生活訓練)	障害支援区分による制約なし						

<見込み量>

近年は微増から横ばいで推移しており、今後においても微増で推移すると見込みます。

■生活訓練 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	55人	57人	58人	59人
サービス見込量	750人日	760人日	770人日	780人日

④就労移行支援

<サービスの概要>

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

【対象:身体・知的・精神・難病 標準利用期間:24ヶ月】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労移行支援	障害支援区分による制約なし						

<見込み量>

この間、微減傾向もみられましたが、就労移行を促進していく中で過去の水準まで戻ることを見込みます。

■就労移行支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	37人	43人	43人	43人
サービス見込量	563人日	669人日	669人日	669人日

⑤就労継続支援A型（雇用型）

＜サービスの概要＞

雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方に対して、就労機会の提供や一般企業の雇用に向けた支援を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労継続支援(雇用型)	障害支援区分による制約なし						

＜見込み量＞

就労移行支援終了後の受入先であり、ほぼ横ばいで推移しています。今後も同様の傾向で推移すると見込みます。

■就労継続支援A型(雇用型) 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	126人	128人	128人	128人
サービス見込量	2,481人日	2,474人日	2,474人日	2,474人日

⑥就労継続支援B型（非雇用型）

＜サービスの概要＞

就労の機会を通じて生産活動に係る知識及び能力の向上が期待できる方に対して、OJT（具体的な仕事を通じた指導）を実施し、一定の賃金水準に基づく継続した就労機会を提供し、雇用形態への移行を支援します。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労継続支援(非雇用型)	障害支援区分による制約なし						

＜見込み量＞

就労移行支援終了後の受入先であり、ほぼ横ばいで推移しています。今後も同様の傾向で推移すると見込みます。

■就労継続支援B型(非雇用型) 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	320人	320人	330人	330人
サービス見込量	5,708人日	5,708人日	5,725人日	5,725人日

⑦就労定着支援

<サービスの概要>

一般就労に移行した障がいのある人の相談を通じ、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて、一定期間に必要な支援を行います。

<見込み量>

平成 30 年度より開始されたサービスであり、事業開始直後からの伸びもゆるやかになってきていると思われることから、微増傾向で推移すると見込みます。

■就労定着支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	18 人	18 人	19 人	20 人

⑧短期入所

<サービスの概要>

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【対象:身体・知的・精神・難病・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
短期入所	-	○	○	○	○	○	○

<見込み量>

施設の不足により、利用者数はほぼ横ばいで推移しています。今後も同様の傾向で推移すると見込みます。

■短期入所(福祉型) 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	73 人	73 人	73 人	73 人
サービス見込量	398 人日	398 人日	398 人日	398 人日

■短期入所(医療型) 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	3 人	4 人	4 人	4 人
サービス見込量	11 人日	13 人日	13 人日	13 人日

⑨療養介護

<サービスの概要>

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

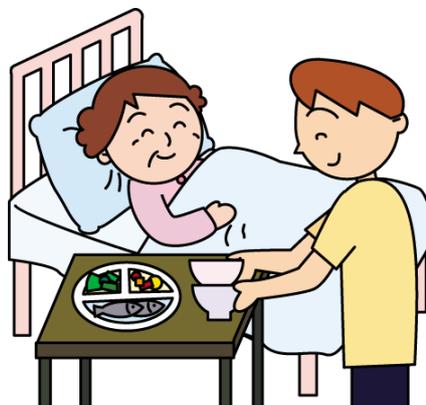
【対象:気管切開を伴う人工呼吸器使用者で区分6、筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で区分5以上】

<見込み量>

ほぼ横ばいで推移しており、今後も横ばいから微増傾向で推移すると見込みます。

■療養介護 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	39人	39人	40人	40人



2) 日中活動系サービスの見込み量確保のための方策等

- 生活介護については、重度障がいのある人の地域生活への移行を推進する観点より引き続き拡充していく必要があることから、事業者と連携をはかりながらサービス提供体制の確保に努めます。また、増加見込み量を確保するため、サービス提供に携わる人材の育成支援に努めます。
- 一般就労や福祉型就労等に従事し、一人ひとりが生きがいを持って働けるよう、ハローワーク等の関係機関とも連携しながら、利用者が希望する就労の実現をめざします。
- 就労定着が困難で退職してしまった場合にも、空白期間を生じずに就労移行支援を速やかに再開できるよう、他の自治体の状況も参考に、受給者証の有効日数に柔軟性を持たせていくことも含め、切れ目のない支援のあり方の調査・検討に努めます。
- 受注機会の拡大に向けたマッチング支援、販路拡大や工賃向上につながるような支援等について、浦添市障がい者自立支援協議会就労部会との連携により検討していくとともに、市として可能な支援について検討・実施に努めます。
- より質の高いサービスを提供できるよう、就労に関する事業者主体の連絡会の活動について側面的支援等をはかります。
- ICT 活用によるテレワーク等の働き方について、浦添市障がい者自立支援協議会就労部会と連携し、障がい者の就労支援につながる事例の収集・発信に努めます。
- 短期入所については、事業所の不足もみられることから、サービス事業所に対し、参入促進を働きかけていきます。

※なお、新型コロナウイルス感染症等への対策として、利用者が日中活動系サービスの利用を控えるケースも多くみられ、就業生活に支障をきたしたり、利用者のストレスにつながったりする状況が懸念されています。そのことから、国から随時示される対策等に基づき、適切かつ柔軟な対応を促していくとともに、「新しい生活様式」をはじめとした感染症予防対策について、多様な媒体を通じて情報提供を行い、適切なサービス利用に努めます。

(3) 居住系サービス

1) サービスの概要・見込み量

① 自立生活援助

<サービスの概要>

施設やグループホーム等から一人暮らしの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。

<見込み量>

利用者は少ない状況で推移しており、今後も同様の傾向で推移していくものと見込みます。

■ 自立生活援助 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	1人	1人	1人

② 共同生活援助（グループホーム）

<サービスの概要>

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【対象：知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
共同生活援助	障害支援区分による制約なし						

<見込み量>

施設の不足等により利用者の伸びが抑えられており、増減を繰り返している状況もみられます。今後は横ばいから微増傾向を見込みます。

■ 共同生活援助 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	69人	58人	59人	59人

③施設入所支援

<サービスの概要>

入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事の介護、その他の省令で定めるサービスを提供します。従来の入所施設の住まい（夜）の部分です。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
施設入所支援	－	－	－	○ (50歳以上)	○	○	○

※日中活動系サービスを訓練等給付で利用する場合は、区分に関係なく利用可能

<見込み量>

施設入所支援については減少傾向で推移しています。今後も地域移行を促進していくことから、施設入所支援については減少していくものと見込みます。

■施設入所支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	126人	123人	122人	121人

2) 居住系サービスの見込み量確保のための方策等

- ・自立生活援助は平成30年4月に新設されたサービスであり、利用者が少ない状況で推移していることから、サービスの周知をはかっていくとともに、事業者への新規参入を働きかけ、地域生活を支援する体制の整備に努めます。
- ・共同生活援助（グループホーム）については、施設の不足や定着等に課題がある状況も懸念されることから、実態把握に努めるとともに、施設の不足がみられる場合には生活介護等のサービス事業者に対して参入を働きかけていくものとします。



3. 相談支援サービス利用見込み量等について

計画相談支援をはじめ、県や相談支援事業所と連携し、地域移行支援、地域定着支援を推進します。

(1) 相談支援サービス

1) サービスの概要・見込み量

①計画相談支援

<サービスの概要>

障がい者等の依頼を受けて、本人の心身の状況、本人及び家族の意向等を勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画を策定するとともに、支給決定後はサービス等の利用状況の検証や見直し（モニタリング）等のケアマネジメントを実施します。

平成 24 年 4 月に支給決定プロセスが見直され、平成 27 年 4 月より、障害福祉サービスを利用する際は、原則としてサービス等利用計画を作成することとなっています。

<見込み量>

各種サービスの利用者数の増加にともない、利用者数も増えるものと見込みます。

■サービス等利用計画の作成(相談支援) 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	300 人	310 人	320 人	330 人

②地域移行支援

<サービスの概要>

福祉施設や精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、住居の確保等、地域における受入体制の整備を行うものです。

<見込み量>

利用者数が少ない状況ですが、地域移行を推進していく中で、利用者数の増加を見込みます。

■地域移行支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1 人	4 人	7 人	10 人

③地域定着支援

<サービスの概要>

福祉施設、精神科病院を退所・退院して単身生活に移行した方に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対応、相談する事業です。

<見込み量>

この間の利用はみられませんでした。事業の周知・利用促進を働きかけていくものとし、微増を見込みます。

■地域定着支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	0人	1人	1人

2) 相談支援サービスの見込み量確保のための方策等

- ・計画相談支援について、市のホームページ等を通じて障がいのある方への周知をはかっているとともに、基幹相談支援センターとの連携のもと、計画相談支援の提供体制の充実に努めます。
- ・地域定着支援について、利用が進んでいないことから、事業の周知・利用促進を働きかけていきます。



4. 児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスについて

児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスに関する事業について、実施に関する考え方及び見込み量等を定めます。

(1) 自立支援給付（障害福祉サービス）

1) サービスの概要・見込み量

①児童発達支援

<サービスの概要>

未就学の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

<見込み量>

発達障害に対する社会的認知度や認識も高まっていくなか、微増傾向で推移しています。浦添市障がい福祉関連複合施設の整備により利用促進につながると思われることから、増加を見込みます。

■児童発達支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	188人	200人	210人	220人
サービス見込量	1,962人日	2,000人日	2,020人日	2,040人日

②医療型児童発達支援

<サービスの概要>

就学前の障がいのある子ども（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。

<見込み量>

利用者数が少なく、減少傾向も見受けられますが、事業の周知等により、今後は微増傾向で推移していくと見込みます。

■医療型児童発達支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	4人	5人	6人	6人
サービス見込量	48人日	65人日	75人日	75人日

③放課後等デイサービス

<サービスの概要>

就学中の障がいのある子どもに、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

<見込み量>

放課後等における児童の社会的交流、訓練、生活能力向上につながることからニーズが高まっており、増加傾向で推移しています。近年の伸びを勘案し、今後も増加を見込みます。

■放課後等デイサービス 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	402人	420人	430人	440人
サービス見込量	5,464人日	5,490人日	5,503人日	5,516人日

④保育所等訪問支援

<サービスの概要>

保育所等に通う障がいのある子どもに、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

<見込み量>

ほとんど利用されていない年度も見受けられますが、一時的な減少であったと思われます。浦添市障がい福祉関連複合施設の整備により利用促進につながると思われることから、増加を見込みます。

■保育所等訪問支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1人	7人	8人	9人
サービス見込量	2人日	10人日	11人日	12人日

⑤居宅訪問型児童発達支援

＜サービスの概要＞

外出することが難しく困難な重度の障がいのある児童に、居宅で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。

＜見込み量＞

新規サービスとして開始していますが、この間実績がなく、利用ニーズがみられないことから、見込み値としては今後も0として設定します。

■居宅訪問型児童発達支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	0人	0人	0人

⑥障がい児相談支援

＜サービスの概要＞

計画相談支援と同様に、障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとのモニタリングなどの支援を行うものです。

＜見込み量＞

児童に対するサービスの浸透により、利用者数が大きく伸びています。今後も同様の傾向で推移すると見込みます。

■障がい児相談支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	130人	130人	140人	150人

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

＜サービスの概要＞

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するため、コーディネーターの配置を行う。

＜見込み量＞

医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携をはかるための協議の場の設置にともない、コーディネーターの配置をはかっていくものとします。

■医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置数	0人	1人	2人	3人

2) 自立支援給付（障害福祉サービス）の見込み量確保のための方策等

- 浦添市障がい福祉関連複合施設の周知を行う中で、児童発達支援や保育所等訪問支援等、関連サービス利用の促進をはかります。
- 居宅訪問型児童発達支援については、新規サービスとして開始していますが、実績がなく、利用ニーズもみられない状況にあることから、事業の周知を積極的に行い、サービスを必要とする方に情報が行き届くようにしていきます。



5. 地域生活支援事業の見込み量等について

本市の地域生活支援事業の基盤整備にあたっては、障がいのある方の要望等を十分に踏まえつつ、現行のサービス量の低下等を招くことなく必要な水準を確保するよう各事業を推進します。なお、地域生活支援事業は、市町村等が必ず実施しなければならない必須事業のほか、地域の特性や利用者の状況に応じて任意で実施する事業からなっています。事業内容は、国から例示された事業目的を踏まえつつ、自治体の判断により一定程度柔軟な運用をはかることができるものとなっています。

(1) 必須事業

1) 事業の概要・見込み量

①理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための取組みを実施し、共生社会の実現をはかります。

<事業の概要>

障害についての理解を深めるためのリーフレット作成や共生社会実現に向けた啓発事業などを実施します。

<見込み量>

リーフレットの作成及び配布、権利擁護等についての啓発事業を予定しています。

■理解促進研修・啓発事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み件数	1件	1件	1件	1件
実利用見込み者数	360人	345人	360人	380人

②自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営めるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現をはかるものです。

<事業の概要>

障がい者等やその家族、地域住民等による団体が、お互いの悩みを共有することや、情報交換できる交流会を開催するなど、地域における自発的な活動を支援します。

<見込み量>

情報交換ができる交流会活動への支援を行うものとし、想定される参加者数を見込みます。

■自発的活動支援事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み件数	3件	4件	4件	4件
実利用見込み者数	473人	490人	490人	490人

③相談支援事業

障がいのある方や家族等からの相談に応じ、必要な情報を提供することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、自立した日常生活または社会生活を営めるよう支援するものです。

<事業の概要>

■障害者相談支援事業

障がい者の様々な問題に対応するために、障がい者や家族の相談に応じ、各種サービスの利用援助、調整等を通じて地域生活に必要な支援を行います。

支援するにあたり関係諸機関と連携をはかるなど、困難ケース等への対応、指導、助言を専門的資格、経験を有する相談支援専門員が行います。

基幹相談支援センターについては、令和3年4月より浦添市障がい福祉関連複合施設に移転し、指定管理者への業務委託が行われることから、機能の継続・充実に向けて取り組みます。

■基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化をはかるものです。

基幹相談支援センター（委託）について、中核的役割を担う機関として、専門的職員（社会福祉士、保健師等）の配置をはかります。

■住宅入居等支援事業

障がいのある方が民間賃貸住宅への入居を希望する際、保証人が確保できないなどを理由に入居に困難を来す場合に対応するため、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、入居後の安定した居住の継続をはかる支援を行います。

利用者を中心に、家族、医療機関、相談支援専門員、市役所、受託業者等の関係者と連携促進に努めます。

<見込み量>

各事業とも、実績に基づき見込み量を算出しています。

■相談支援事業 見込み量

		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所
	基幹相談支援センター				
	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
	実施見込み者数	225人	200人	200人	200人
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
住宅入居等支援事業	実施見込み箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所
	実施見込み者数(申請者)	20人	22人	22人	22人

④成年後見制度利用支援事業

認知症や知的障害または精神障害等により判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自ら行うことが困難な場合があります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

<事業の概要>

本市では成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者に対し、審判の申立てに要する経費及び後見人等の報酬に係る助成を行っています。

<見込み量>

この間、申立てに至るケースが少ない状況にありますが、引き続き障がい者の権利擁護に努めるものとし、毎年5名程度の利用を見込みます。

■成年後見制度利用支援事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込み者数	1人	5人	5人	5人

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行える法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護をはかることを目的とするものです。

<事業の概要>

法人後見1か所の体制整備を見込みます。

<見込み量>

■成年後見制度法人後見支援事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み箇所数	0か所	0か所	1か所	1か所
実施見込み者数	0人	0人	2人	2人

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害により、意思疎通をはかることに支障がある障がいのある方に対し、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。

<事業の概要>

意思疎通支援事業として、直営により手話通訳者設置事業及び手話通訳者派遣事業を実施するとともに、社会福祉協議会への委託により要約筆記者派遣事業を実施します。

<見込み量>

手話通訳は直営、要約筆記は浦添市社会福祉協議会へ委託しています。なお、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用件数は年度により増減が大きく、令和元年度は大きな値となっていますが、近年の傾向を勘案した値を見込みます。

■手話通訳者・要約筆記者派遣事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込み者数	947人	860人	870人	880人
うち、手話通訳者派遣数	924人	834人	843人	853人
うち、要約筆記者派遣数	23人	26人	27人	27人

■手話通訳者設置事業

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置者数	1人	2人	2人	2人

⑦日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜をはかり、その福祉の増進をはかります。

<事業の概要>

排泄管理支援用具や介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、住宅改修費の給付を行っています。

<見込み量>

これまでの実績に基づき見込み量を算出しています。

■日常生活用具の給付 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①介護訓練支援用具 「特殊寝台、特殊マット、入浴担架等」	9件	15件	16件	17件
②自立生活支援用具 「入浴補助用具、歩行支援用具等」	24件	34件	36件	38件
③在宅療養等支援用具 「ネブライザー(吸入器)、 電気式たん吸引器等」	22件	21件	22件	23件
④情報・意思疎通支援用具 「聴覚障害者用ポータブルレコーダー、盲人用時計等」	33件	28件	29件	30件
⑤排泄管理支援用具 「ストーマ装具、収尿器、紙おむつ等」	1,779件	1,870件	1,870件	1,960件
⑥住宅改修費 「居宅生活動作補助用具」	1件	1件	1件	1件

⑧手話奉仕員養成研修事業

意思疎通をはかることに支障がある障がいのある方などの自立した日常生活、または社会生活を営めるようにするために、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成することを目的に実施する事業です。

<事業の概要>

聴覚障がい者の社会参加等の促進をはかるため、社会福祉協議会に手話奉仕員の養成研修を委託しています。講座の内容は厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムを基準として実施しています。

<見込み量>

浦添市社会福祉協議会へ委託しており、横ばい傾向で推移しています。今後も、おおむね横ばい傾向での推移を見込みます。

■手話奉仕員養成研修事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講習修了見込み者数	11人	13人	15人	14人

※「入門編と基礎編を隔年で開催」

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進するものです。

<事業の概要>

浦添市では、個別支援型（ガイドヘルパー）と車両移送型（リフト付きバスによる移送）を実施しています。

<見込み量>

これまでの事業実績に基づいて見込み量を算出しており、今後もおおむね横ばい傾向での推移を見込みます。

■移動支援事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み者数	380人	439人	461人	461人

⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業は、地域の実情に応じ、通所した障がい者に創作または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、それによって障がい者等の地域生活支援の促進をはかることを目的としています。具体的には、地域活動支援センターの基礎的事業に加え、地域活動支援センターの機能強化をはかるための事業を実施するものです。

<事業の概要>

(ア) 地域活動支援センター I 型事業

精神障がい者に対応する専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、精神障害に対する理解促進をはかるための普及啓発事業等を実施します。

(イ) 地域活動支援センターⅡ型事業

機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス等を実施します。

(ウ) 地域活動支援センターⅢ型事業

障がい者の生活や就労に関する相談対応、施設外における就労実習及び障害福祉サービスの情報提供等を行います。

<見込み量>

現状と大きな変化はないものと見込みます。

■地域活動支援センター 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所
実施見込み者数	228人	240人	240人	240人

2) 必須事業の見込み量確保のための方策等

- 基幹型相談支援センターについては、令和3年度より浦添市障がい福祉関連複合施設に移転（指定管理者による実施）しますが、引き続き機能の充実に向けて取り組みます。
- 保証人がいないため民間賃貸住宅に入居することが困難な方について、保証会社による家賃保証を行える住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の周知・利用促進をはかり、入居を支援します。なお、連帯保証人については法的な義務はなく、慣習として行われているものであるため、浦添市障がい者自立支援協議会住まい・地域移行支援部会との連携のもと、不動産事業者や家主等への働きかけを行い、障がいのある方の居住に対する理解促進に努めます。
- 成年後見制度について、法人後見の活動を安定的に実施するための組織の構築に向け、検討を進めていくものとします。
- 日常生活用具給付等事業については、障がいのある方が安定した日常生活を送るため、引き続き、障害特性に合わせた適切な用具を給付・貸与します。また、利用者の要望等を踏まえ、用具の品目や耐用年数等の見直しを適切に行います。
- 手話奉仕員養成研修事業について、継続して手話奉仕員を養成していくものとします。
- 移動支援事業のうち、車両移送型については引き続き浦添市社会福祉協議会へ委託していきます。

(2) その他の事業・任意事業

1) 事業の概要・見込み量

①日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息をはかるものです。

<事業の概要>

障がい児(者)を施設等で一時的に預かり、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練、排泄及び食事の介助等を実施し、障がい児(者)を介護している家族の一時的な休息をはかる事業です。障害福祉サービス同様の利用契約制度とし、利用を希望する障がい児(者)が支給申請を行い、受給者証の交付を受けて、本市の指定を受けた事業者と契約することによりサービスの提供を受けます。

<見込み量>

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

■日中一時支援事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み者数	39人	45人	45人	45人

②巡回支援専門員整備

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、「障害」が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備をはかり、保育所等訪問支援等との連携により、発達障がい児等の福祉の向上をはかることを目的とするものです。

<事業の概要>

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

<見込み量>

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

■巡回支援専門員整備 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み者数	155人	155人	160人	165人

③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催し、障がい者スポーツに触れる機会等を提供するものです。

<事業の概要>

障がい者教養文化体育施設サン・アビリティーズうらそえにおいて、スポーツ・レクリエーション教室等を開催しており、スポーツ活動を通じて障がいのある方の体力増強、交流促進等をはかっています。

<見込み量>

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

■スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み者数	1,103 人	1,050 人	1,050 人	1,050 人

④文化芸術活動振興事業

障がい者等の文化芸術活動を振興するため、障がい者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障がい者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行うものです。

<事業の概要>

障がい者教養文化体育施設サン・アビリティーズうらそえにおいて実施しています。

<見込み量>

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

■文化芸術活動振興事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み者数	280 人	190 人	190 人	190 人

⑤点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音声訳その他障がい者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障がい者等の障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他障がい者等が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的または必要に応じ、適宜障がい者等に提供するものです。

<事業の概要>

市広報誌の音声テープを製作し、視覚障がいのある方に対して、音声による情報を定期的に提供する事業です。

<見込み量>

声の広報は浦添市ボランティア連絡協議会に委託しており、市の広報（毎月1回発行）を音声化して、対象者に配布しています。これまでの実績に基づき見込み量を算出しています。

■点字・声の広報等発行事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用見込み者数	112人	130人	130人	135人

⑥奉仕員養成研修

<事業の概要>

点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修します。

<見込み量>

浦添市社会福祉協議会へ委託しており、これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

■奉仕員養成研修 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講習修了見込み者数	44人	45人	45人	45人

2) その他の事業・任意事業の見込み量確保のための方策等

- ・巡回支援専門員整備について、引き続き発達障害等に関する知識を有する専門員を確保して進めていくものとします。
- ・スポーツ・レクリエーション活動支援について、当事者団体と連携をはかり、機会の確保に努めるものとします。
- ・その他の事業についても、障がいのある人や障がいのある子どもが地域でその人らしい生活を営み、社会参加が促進されるようにしていきます。

(3) 地域生活支援促進事業（市町村事業）

1) 事業の概要・見込み量

①障害者虐待防止対策事業

<事業の概要>

障がい者虐待への迅速な対応のため、事前に居室及び受け入れ体制の確保を行うものです。

<見込み量>

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。また、自立支援協議会において障がい者虐待防止等のためのネットワークの強化のための機能を追加していきます。

■障害者虐待防止対策事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村障害者虐待防止センターの体制整備	1か所	1か所	1か所	1か所
地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等の連携協力体制の整備	0か所	1か所	1か所	1か所
市町村障害者虐待防止センターや障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修	1回	1回	1回	1回
障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業	1人	1人	1人	1人

②発達障害児者及び家族等支援事業

<事業の概要>

ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行い、発達障がい児者及びその家族に対する支援体制の構築をはかる事業です。

<見込み量>

平成30年4月に制度化された事業です。浦添市障がい福祉関連複合施設において新たに実施していくことを検討するものとし、見込み量を算出しています。

■発達障害児者及び家族等支援事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントプログラムやペアレントプログラム等の支援プログラム	－	0回	0回	1回
ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを習得するための研修	－	1回	1回	1回
	－	5人	5人	5人
ピアサポート推進事業	－	－	1か所	1か所
	－	－	6人	6人

2) 地域生活支援促進事業（市町村事業）の見込み量確保のための方策等

- ・障がい者虐待防止及び権利擁護に関する研修を実施し、普及・啓発をはかっていくものとします。
- ・ペアレントプログラムやペアレントプログラム等の支援プログラムについて、ペアレントプログラムを受けたOBや当事者団体へ調整をしながら、少人数を対象とした養成研修の検討を行います。また、支援スキルを習得するための研修については、関係課と協力しながら、対象者の検討や効果の検証を行います。ピアサポート推進事業については、実施体制について、当事者団体と連携しつつ検討を進めていきます。



6. 子ども・子育て支援等における配慮が必要な子どもの利用についての体制整備

浦添市では令和2年3月に「第4次てだこ親子プラン -第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画-」（令和2年度～令和6年度）を策定し、障がいのある子どもと家庭への支援充実に向けた取り組みをしています。さらに、配慮が必要となる子どもも含めて、各事業の需要見込みを算出し、これを満たす確保の内容及びその実施時期を定めています。

こうした方向性を勘案し、保育所・幼稚園等及び放課後児童健全育成事業における配慮が必要な子どもの受け入れについて以下のように見込み、支援のための体制の確保・充実をはかります。

■子ども・子育て支援等の提供体制の整備 見込み量

	令和元年度末 の実績	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	80人	78人	78人	78人
認定こども園	40人	68人	86人	86人
放課後児童健全育成事業	98人	235人	235人	235人
幼稚園	36人	23人	0人	0人



参考資料

1 浦添市における障がい者等の現況

(1) 浦添市における障がい者数の推移

○身体障がい者

浦添市の身体障害手帳保持者数は、平成 31 年 3 月末現在 4,569 人（浦添市の人口 114,059 人の約 4%）となっています。

平成 26 年からの推移をみると、身体障害者手帳の保持者数は増加傾向にあり、11.2% 増加しています。

○身体障害者手帳年度別推移（各年度 3 月末現在）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件数	4,108	4,326	4,348	4,543	4,569

出典：浦添市「令和元年度福祉保健の概要」

○知的障がい者

本市の療育手帳保持者数は、平成 30 年 3 月末現在で 1,131 人（浦添市の人口 114,059 人の約 1%）となっており、A1 が約 1 割、A2 が 2 割強、B1 が 3 割弱、B2 が約 4 割を占めています。平成 26 年からの推移をみると、療育手帳保持者数は増加傾向にあり、B2 の保持者数が特に増えています。

○療育手帳所持者数（各年度 3 月末現在）（）内は 18 歳未満を再掲

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
A1〔最重度〕	92 (17)	93 (17)	101 (18)	114 (20)	119 (17)
A2〔重度〕	221 (62)	231 (57)	232 (49)	240 (48)	259 (52)
B1〔中度〕	247 (62)	262 (70)	288 (76)	290 (76)	297 (72)
B2〔軽度〕	321 (127)	364 (160)	393 (177)	429 (190)	456 (200)
合計	881 (268)	950 (304)	1,014 (320)	1,073 (334)	1,131 (341)

出典：浦添市「令和元年度福祉保健の概要」

○精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳保持者数は、平成 30 年 3 月末現在で 1,620 人（浦添市の人口 114,059 人の約 1.4%）となっており、等級別では、2 級が 955 人と最も多く、6 割弱を占めています。平成 26 年からの推移をみると、精神障害者保健福祉手帳保持者数は増加傾向にあり、2 級の保持者が特に増えています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度 3 月末現在）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 級	331	384	388	412	417
2 級	772	816	838	885	955
3 級	172	193	223	243	248
合計	1,275	1,393	1,449	1,540	1,620

出典：浦添市「令和元年度福祉保健の概要」

(2) 浦添市内の障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所

本市の令和3年3月1日現在の障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業は下記の通りとなっています。

※沖縄県HP「障害福祉サービス指定事業所情報」より

サービスの種類	
事業所名称	住所
居宅介護(23事業所)	
浦添中央ケアセンター	浦添市西原1-13-1
ヘルパーステーショントライ	浦添市西原4丁目39番7号-607
ヘルパーステーション星	浦添市前田西原3丁目9-1 石川荘102号室
地域生活支援センターEnjoy	浦添市前田1004-9
ヘルパーステーションばれっと	浦添市仲間一丁目7-9 403号室
ヘルパーステーションー心	浦添市仲間一丁目4番11号 山田アパートA棟 102号室
ヘルパーステーションりみら	浦添市仲間2丁目5番3号 Dクレスト浦添6-A
ケアセンターココロすまいる	浦添市当山2丁目17番11
ヘルパーステーション福寿	浦添市当山2-10-10
ヘルパーステーション小枝	浦添市経塚350番地
訪問介護 いちご	浦添市字大平504番地マンション長浜1F
寿楽ケアステーション	浦添市大平503-5 ベルグ大平102
ヘルパーステーションおりじん	浦添市安波茶三丁目5番2-101号
ヘルパーステーションにじ	浦添市仲西三丁目15番1号1階
ヘルパーステーション咲き	浦添市宮城3-9-14パティオB's II 101
訪問介護ステーションみらい	浦添市宮城4-20-7
ヘルパーステーションりん	浦添市宮城3-13-12 仲西マンション1F
ヘルパーステーション中西	浦添市宮城1-14-1 吉長7アパート106
ウーバーケア浦添店	浦添市屋重祖1丁目4番8号 フレックハイム1階102号室
居宅介護事業所 H2O	浦添市牧港一丁目56番5号 太永マンションC棟308号室
訪問介護サービス かなさ	浦添市伊祖4-18-2
ヘルパーステーションらくだ	浦添市伊祖4-16-1(アルカディアビル内)
ヘルパーステーション こうろん	浦添市城間2丁目2番6号 MANSION MIYAGI306
重度訪問介護(20事業所)	
浦添中央ケアセンター	浦添市西原1-13-1
ヘルパーステーション星	浦添市前田西原3丁目9-1 石川荘102号室
ヘルパーステーションばれっと	浦添市仲間一丁目7-9 403号室
ヘルパーステーションー心	浦添市仲間一丁目4番11号 山田アパートA棟 102号室
ヘルパーステーションりみら	浦添市仲間2丁目5番3号 Dクレスト浦添6-A
ヘルパーステーション福寿	浦添市当山2-10-10
ヘルパーステーション小枝	浦添市経塚350番地
訪問介護 いちご	浦添市字大平504番地マンション長浜1F
寿楽ケアステーション	浦添市大平503-5 ベルグ大平102
ヘルパーステーションおりじん	浦添市安波茶三丁目5番2-101号
ヘルパーステーションにじ	浦添市仲西三丁目15番1号1階
ヘルパーステーション咲き	浦添市宮城3-9-14パティオB's II 101
訪問介護ステーションみらい	浦添市宮城4-20-7
ヘルパーステーションりん	浦添市宮城3-13-12 仲西マンション1F
ヘルパーステーション中西	浦添市宮城1-14-1 吉長7アパート106
ウーバーケア浦添店	浦添市屋重祖1丁目4番8号 フレックハイム1階102号室
居宅介護事業所 H2O	浦添市牧港一丁目56番5号 太永マンションC棟308号室
訪問介護サービス かなさ	浦添市伊祖4-18-2
ヘルパーステーションらくだ	浦添市伊祖4-16-1(アルカディアビル内)
ヘルパーステーション こうろん	浦添市城間2丁目2番6号 MANSION MIYAGI306
行動援護(3事業所)	
ヘルパーステーショントライ	浦添市西原4丁目39番7号-607
地域生活支援センターEnjoy	浦添市前田1004-9
居宅介護事業所 H2O	浦添市牧港一丁目56番5号 太永マンションC棟308号室
同行援護(7事業所)	
ヘルパーステーショントライ	浦添市西原4丁目39番7号-607
ヘルパーステーションばれっと	浦添市仲間一丁目7-9 403号室
ヘルパーステーションー心	浦添市仲間一丁目4番11号 山田アパートA棟 102号室
ヘルパーステーションにじ	浦添市仲西三丁目15番1号1階
ヘルパーステーション咲き	浦添市宮城3-9-14パティオB's II 101
訪問介護ステーションみらい	浦添市宮城4-20-7
ヘルパーステーション中西	浦添市宮城1-14-1 吉長7アパート106
重度障害者等包括支援	
※実施事業所なし	

サービスの種類	
事業所名称	住所
生活介護(7事業所)	
障がい者通所支援センターこみかん	浦添市西原1-10-1
社会就労センターわかたけ	浦添市宇前田998-3
りぼーん	浦添市前田4-1374-25
沖縄療育園 ビノキオ	浦添市経塚714
そる	浦添市城間3丁目13番13号 101号室・201号室
生活介護そら	浦添市城間3008-2番地
障害者支援施設 沖縄コロニーセンター	浦添市宮城4-9-7
自立訓練(機能訓練)	
※実施事業所なし	
自立訓練(生活訓練)(6事業所)	
障害者地域生活支援センターそなえ会	浦添市仲間1-1-2
自立訓練事業所 経塚苑	浦添市経塚348番地
指定障がい福祉サービス事業所叶e	浦添市内間4丁目2番11号202
指定障がい福祉サービス事業所 かりゆし結	浦添市仲西1丁目2番2号ウイングビル3F
生活訓練事業所 なちゅら	浦添市宮城4丁目22番6-101号 マンションMK
Bowl JoB	浦添市伊祖1-5-2
宿泊型自立訓練(1事業所)	
自立訓練事業所 経塚苑	浦添市経塚348番地
就労移行支援(一般型)(8事業所)	
社会就労センターわかたけ	浦添市宇前田998-3
アンジュ	浦添市当山2丁目36番3号2階
就労支援事業所 就労プラザわく・わく	浦添市経塚346番地
障がい者就労・自立支援センターぐっぴい	浦添市安波茶3丁目4番6号宮城荘101
GoRiLi	浦添市勢理客2丁目23番5号
指定障がい福祉サービス事業所 かりゆし結	浦添市仲西1丁目2番2号ウイングビル3F
就労移行事業所 なちゅら	浦添市宮城4丁目22番6-101号 マンションMK
Bowl JoB	浦添市伊祖1-5-2
就労継続支援(A型)(8事業所)	
ウエリナ	浦添市大平一丁目35番3号
サンクスラボ・浦添オフィス	浦添市内間3丁目3番地20号 JG津覇 305号室
障がい者ITサポートおきなわ	浦添市内間5丁目4番3号 ハウジングシーサー101号
指定障がい福祉サービス事業所 かりゆし結	浦添市仲西1丁目2番2号ウイングビル3F
就労継続支援事業所 沖縄コロニーセンター	浦添市宮城4-9-17
久樹	浦添市牧港2-1-3コーポ レ・セーナ101
ワークイズムことぶき家	浦添市伊祖3丁目14-20
就労継続支援施設 みのりの会	浦添市城間2680番地3 ロイヤルNYマンション302
就労継続支援(B型)(19事業所)	
就労支援リアン	浦添市西原一丁目8番11号 1階
社会就労センターわかたけ	浦添市宇前田998-3
障害者地域生活支援センターそなえ会	浦添市仲間1-1-2
アンジュ	浦添市当山2丁目36番3号2階
アルバ	浦添市当山2丁目36番3号1階
就労支援事業所 就労プラザわく・わく	浦添市経塚346番地
障がい者就労・自立支援センターぐっぴい	浦添市安波茶3丁目4番6号宮城荘101
指定障がい福祉サービス事業所 叶e	浦添市内間4丁目2番11号202
障がい者ITサポートおきなわ	浦添市内間5丁目4番3号 ハウジングシーサー101号
たどり舎	浦添市勢理客3-11-9 102号
指定障がい福祉サービス事業所 かりゆし結	浦添市仲西1丁目2番2号ウイングビル3F
就労継続支援事業所 沖縄コロニーセンター	浦添市宮城4-9-17
障がい者支援事業所うりずん	浦添市宮城4-1-6-101
就労継続支援B型事業所 パートナーサポートセンター	浦添市屋富祖3丁目7-1 名嘉ビル6階
きずなのえん	浦添市屋富祖1-4-10
就労継続支援B型事業所ほかほか	浦添市伊祖一丁目32番7号 101号室
障がい者就労支援センター すばる	浦添市城間2丁目27番2号
就労サポートセンター そら	浦添市城間3008-2番地
就労継続支援施設 みのりの会	浦添市城間2680番地3 ロイヤルNYマンション302
短期入所(3事業所)	
地域生活支援センターEnjoy	浦添市前田1004-9
沖縄療育園	浦添市経塚714
障害者支援施設 沖縄コロニーセンター	浦添市宮城4-9-7
療養介護(1事業所)	
沖縄療育園	浦添市経塚714
共同生活援助(8事業所)	
みかん グループホーム	浦添市西原一丁目14番30号
グループホームむひば	浦添市前田1004番地9
グループホームよつ葉	浦添市前田1-9-13石川マンション1F
グループホームくらーぱー	浦添市沢岬974-20
グループホーム ベタニア	浦添市沢岬1-6-9
あじまあ安波茶	浦添市安波茶三丁目34番6号
グループホームファーストサークル	浦添市牧港2丁目15番3号 コーポ水無月303
グループホーム みのりの会	浦添市城間2680番地3 ロイヤルNYマンション302号室

サービスの種類	
事業所名称	住所
施設入所支援(1事業所)	
障害者支援施設 沖縄コロニーセンター	浦添市宮城4-9-7
計画相談支援(12事業所)	
相談支援事業所 ちむちむ	浦添市西原1-1-22 ハレスミヤザト101
相談支援事業所 あたたかな手	浦添市前田一丁目48番8号 202号室
コロニー相談支援センターうらそえ	浦添市前田997番地
地域生活支援センター Enjoy	浦添市前田字998番地の3
ピアサポートセンターほると	浦添市仲間1丁目1番2号
生活支援センターあおぞら	浦添市大平1-23-13
相談支援事業所おりじん	浦添市安波茶1丁目8番16号 1F
相談支援事業所 ばれっと	浦添市内間2丁目22番27号 ドミールうちま101号
相談支援事業所デライト	浦添市内間2-22-28 クオーレB 402
相談支援事業所 かりゆし結々	浦添市仲西1丁目2番2号 ウイングビル6F
相談支援事業所 ぶらな	浦添市宮城4-22-6-101 マンションMK
相談支援センターふわり	浦添市宮城3丁目13-12 1F
相談支援事業所アンジュ	浦添市伊祖一丁目12番2号 2階
相談支援センターぼぼろ	浦添市伊祖3丁目4番12号 205号室
相談支援事業所 ゆんたく	浦添市経塚633番地 メディカルKプラザ3階
地域移行支援(4事業所)	
地域生活支援センター Enjoy	浦添市前田1004-9
ピアサポートセンターほると	浦添市仲間1-1-2 浦添市福祉プラザ内
生活支援センター あおぞら	浦添市大平1丁目23番13号
相談支援事業所 ゆんたく	浦添市経塚633番地 メディカルKプラザ3階
地域定着支援(4事業所)	
地域生活支援センター Enjoy	浦添市前田1004-9
ピアサポートセンターほると	浦添市仲間1-1-2 浦添市福祉プラザ内
生活支援センター あおぞら	浦添市大平1丁目23番13号
相談支援事業所 ゆんたく	浦添市経塚633番地 メディカルKプラザ3階
宿泊型自立訓練(1事業所)	
自立訓練事業所 経塚苑	浦添市経塚348番地
自立生活援助(1事業所)	
自立訓練事業所 経塚苑	浦添市経塚348番地
就労定着支援(2事業所)	
就労支援事業所 就労プラザわく・わく	浦添市経塚346番地
Bowl JoB	浦添市伊祖1-5-2

■浦添市内の障害児通所支援事業所

※沖縄県HP「障害福祉サービス指定事業所情報」より

サービスの種類	
事業所名称	住所
児童発達支援(23事業所)	
ビスティス	浦添市前田1052-3
コロニー児童デイサービスまえた(児童発達支援)	浦添市前田1158番地
MANA	浦添市前田一丁目48番1号コーポ石川1階102号
ペーテルの夢	浦添市前田一丁目5-5 エスポワール前川101
ペーテルの夢Ⅱ	浦添市字前田636-2 アリュール201
チャイルドサポートうらそえ	浦添市前田一丁目1367番地8 1階
そらごころ絆	浦添市当山2丁目9-1 アーバンハウス浦西101
浦添市障害児通所支援事業所「たんぼぼ園」	浦添市経塚1-17-1(経塚ゆいまーるセンター2F)
グロウアップサポート ひと業	浦添市経塚441番地 コーポ吉嶺1階
しあわせ駅	浦添市沢岬1-6-9
児童デイサービス・アニマートうらそえ	浦添市大平一丁目14番6号 エンゼルハイム101号室
キープ浦添 ことばの教室Kids	浦添市屋富祖2丁目4番10号ラインビル4F
キープ浦添ことばの教室	浦添市屋富祖2-4-10-3F
レジリエンス・スポーツセンター	浦添市屋富祖二丁目3番1号1階・2階・3階
こっこ	浦添市伊祖2-25-16
こどもデイサービス こころ	浦添市伊祖一丁目9番19号
キッズハウスOkay	浦添市伊祖一丁目32番2号
ハッピースカイ	浦添市伊祖三丁目2番地9 メゾンNagama 101号室
きらりはーと浦添校	浦添市城間四丁目5番1号 久場川ビル2階
レジリエンス・スポーツクラブ	浦添市城間四丁目15番8号 1階2階
こどもプラス浦添教室	浦添市港川507番地8 1階
チャイルドハウスNIMI	浦添市港川一丁目16番3号
子ども療育ステーション ここふわ 港川	浦添市港川2-31-7
医療型児童発達支援	
※実施事業所なし	
放課後等デイサービス(33事業所)	
児童デイサービスこみかん	浦添市西原1-10-1
児童デイサービス 薫子	浦添市前田1004-9
ビスティス	浦添市前田1052-3
MANA	浦添市前田一丁目48番1号コーポ石川1階102号
ペーテルの夢	浦添市前田一丁目5-5 エスポワール前川101
ペーテルの夢Ⅱ	浦添市字前田636-2 アリュール201
チャイルドサポートうらそえ	浦添市前田一丁目1367番地8 1階
浦添市社会福祉協議会放課後等デイサービス事業所「遊友」	浦添市仲間1丁目10番7号浦添市社会福祉センター2階事務所
そらごころ絆	浦添市当山2丁目9-1 アーバンハウス浦西101
グロウアップサポート ひと業	浦添市経塚441番地 コーポ吉嶺1階
しあわせ駅	浦添市沢岬1-6-9
しあわせ駅 経塚	浦添市沢岬1-945-3
児童デイサービス・アニマートうらそえ	浦添市大平一丁目14番6号 エンゼルハイム101号室
コロニー児童デイサービス あはちゃ	浦添市安波茶1-26-2
コロニー児童デイサービス みやぎ	浦添市宮城4-9-17
キープ浦添 ことばの教室Kids	浦添市屋富祖2丁目4番10号ラインビル4F
キープ浦添ことばの教室	浦添市屋富祖2-4-10-3F
児童デイサービス ビュア	浦添市屋富祖1-4-3 タウンハイツ仲里101号室
レジリエンス・スポーツセンター	浦添市屋富祖二丁目3番1号1階・2階・3階
児童通所支援事業所りらく浦添	浦添市屋富祖三丁目7番1号 名嘉ビル2階、3階
こっこ	浦添市伊祖2-25-16
こどもデイサービス こころ	浦添市伊祖一丁目9番19号
ドリームスクールえる	浦添市伊祖3丁目1番7 奥平アパート202号室
キッズハウスOkay	浦添市伊祖一丁目32番2号
ドリームスクール らら	浦添市伊祖3丁目4番12号 伊々寿スポット205室
ハッピースカイ	浦添市伊祖三丁目2番地9 メゾンNagama 101号室
ドユーラボでだこ	浦添市伊祖二丁目30番17号1階
生き生き運動クラブ	浦添市城間4-3-3-202
きらりはーと浦添校	浦添市城間四丁目5番1号 久場川ビル2階
レジリエンス・スポーツクラブ	浦添市城間四丁目15番8号 1階2階
こどもプラス浦添教室	浦添市港川507番地8 1階
チャイルドハウスNIMI	浦添市港川一丁目16番3号
子ども療育ステーション ここふわ 港川	浦添市港川2-31-7
保育所等訪問支援(1事業所)	
ペーテルの夢	浦添市前田一丁目5-5 エスポワール前川101

サービスの種類	
事業所名称	住所
障がい児相談支援(14事業所)	
相談支援事業所 ちむちむ	浦添市西原1-1-22 ハレスミヤザト101
地域生活支援センターEnjoy	浦添市前田1004-9
コロニー相談支援センターうらそえ	浦添市前田997番地
相談支援事業所 あたたかな手	浦添市前田1丁目48番8号 202号室
ピアサポートセンターほると	浦添市仲間1丁目1番2号
生活支援センターあおぞら	浦添市大平1-23-13
相談支援事業所デライト	浦添市内間2-22-28 クォーレB 402
相談支援事業所 ぱれっと	浦添市内間2丁目22番27号 ドミールうちま101号
相談支援事業所かりゆし結々	浦添市仲西1丁目2番2号 ウイングビル6F
相談支援センターふわり	浦添市宮城3丁目13-12 1F
相談支援事業所 ふらな	浦添市宮城4丁目22番6号 マンションMK101
相談支援事業所アンジュ	浦添市伊祖一丁目12番2号 2階
相談支援センターぼぼろ	浦添市伊祖3丁目4番12号 205号室
相談支援事業所 ゆんたく	浦添市経塚346番地
医療型障がい児入所支援(1事業所)	
沖縄療育園	浦添市経塚714番地

■浦添市内の重症心身障害児対象の障害児通所支援事業所

サービスの種類	
事業所名称	住所
児童発達支援(4事業所)	
児童デイサービス ゆうわ 浦添	沖縄県浦添市西原6-7-20
児童デイサービスゆうわ浦西	沖縄県浦添市西原6-7-20-2F
沖縄療育園 ピノキオ	沖縄県浦添市経塚714
ぱれっとKid's	沖縄県浦添市内間二丁目22番27号 101号室
放課後等デイサービス(3事業所)	
児童デイサービス ゆうわ 浦添	浦添市西原6-7-20
児童デイサービスゆうわ浦西	浦添市西原6-7-20-2F
ぱれっとKid's	浦添市内間二丁目22番27号 101号室

2 障がい者（児）の「生活実態」及び「意識」に関するアンケート調査

（1）調査の目的

本調査は「第4次てだこ障がい者プラン」の改訂にあたり、本市における障がいのある方の日常生活の状況や各種サービスに関するご意見などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しています。

（2）調査の対象者

調査対象者として、浦添市在住の65歳未満の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）保持者2,600人を無作為に抽出しています。

（3）アンケート実施期間

令和2年7月16日（木）～令和2年8月5日（水）

（4）調査方法

郵送による配布回収

（5）回収状況

	配布数	回収数			回収率	
			有効回収数	無効回収数		有効回収率
3障がい	2,600	922	907	15	35.5%	34.9%

<障がい別回収数>

身体障がい者：有効回収数 333件（重複障害含む）

知的障がい者：有効回収数 290件（重複障害含む）

精神障がい者：有効回収数 358件（重複障害含む）

(6) 調査結果

以下に調査結果の概要を示します。

■ 回答者の属性・障害の程度について

- 本調査における回答者の属性をみると、身体及び知的障がい者については男性が多い割合で、精神障がい者は女性が多い結果となっています。また、知的障がい者では若い世代が6割強を占め、身体及び精神障がい者では「40代以上」の中高年者が大半を占めています。
- 世帯構成については、身体障がい者では「配偶者」、知的及び精神障がい者では「母親」が上位に挙がっていますが、年齢層が異なることもあり、その他の上位に挙げられた同居人については様々な状況にあります。

■ 日常の動作・介助者について

- 日常の動作で介助を必要とする項目として、3障がいとも「家事」、「外出」がそれぞれ上位2項目となっています。
- 一方、介助を必要とする項目の割合は障がい別で大きく異なっています。「掃除・洗濯・炊事などの家事」では、身体及び精神障がい者が3割前後（それぞれ34.2%、28.8%）であるのに対し、知的障がい者では6割強（63.5%）と高い状況にあり、同様に「外出」（身体：35.4%、知的：55.5%、精神：21.8%）においても、知的障がい者では介助を必要とするものの割合が高くなっています。
- 主な介助者として、3障がいとも「親」が多く、特に知的障がい者では主な介助者を「親」とする回答割合が8割強（85.0%）を占めています。なお、現在は家族・親せきでの対応が多い状況ですが、主な介助者が介助できなくなった場合の対応については、「ホームヘルプ」や「ショートステイ」等のサービス利用の意向が高くなっています。
- 介助者の困りごととして、知的及び精神障がいでは上位2位が「精神的に疲れる」、「身体が疲れる」と共通していますが、身体障がいでは「身体が疲れる」に次いで「睡眠不足になりがち」が上位となっています。また、精神障がいでは「経済的な負担」の割合が比較的高い状況にあります。

■ 感染症対策について

- 感染症に関して困ること・不安について、身体障がい者では「感染した場合の重症化の不安」が最も高く、知的及び精神障がい者では「家族・介助者の感染による生活への支障」が最も高い状況となっています。
- 感染症に関して3障がいとも大半が国・県・市・事業者などに要望がある状況です。内容としては、「自粛等で仕事ができない場合の支援」が共通して高くなっています。

■ 外出について

- 外出時の交通機関について、3障がいとも「家族などが運転する自動車」が多い状況ですが、その他の項目として、身体障がい者では「自分で運転する自動車」が、知的及び精神障がい者では「路線バス」の利用が比較的多い結果となっています。
- 外出する上で困ることの有無をたずねた所、3障がいともおおむね半数以上が困ることがあると回答しています。困りごとの内容をみると、身体障がい者では車イスの取り回しに関する項目が多く、知的及び精神障がいでは「人の目が気になる」の項目が高くなっています。

■ 就労について

- 学校を卒業している方の就労状況をみると、身体障がい者が約5割（49.1%）、知的障がい者が3割弱（26.5%）、精神障がい者では6割弱（54.5%）が仕事をしていないと回答しています。仕事をしていない理由としては、「障がいにより、できる仕事がない」とする回答が最も高くなっています。
- 一方で、「求職中・職場訓練中」または「働きたいがどこに相談していいのかわからない」といった回答もみられるなど、就業意欲の高い回答者が一定数いることから、就業に結びつけるようなサポートが求められます。
- 就労に必要な環境として、3障がいとも「経営者・職場の人の理解」を1番に挙げています。その他の上位項目をみると、個々の健康状態や障がいの内容にあった仕事の内容・環境を求める意見が多くみられます。

■ 障害福祉サービス等について

- 障害福祉サービスの利用状況については、知的及び精神障がい者では「計画相談支援」の利用が多く、身体障がい者では「居宅介護（ホームヘルプ）」が多くなっています。その他についてはそれぞれで利用しているサービスの傾向が異なっています。
- 満足度の低いサービスとして、身体及び知的障がい者では「短期入所（ショートステイ）」、精神障がい者では「放課後等デイサービス」の満足度が比較的低い状況があります。
- サービスを利用していない理由として上位は3障がいとも共通していますが。
- また、「どのようなサービスが利用できるかわからない」については一定の利用意向があるものと推察され、サービス内容や利用条件、利用方法等の周知が必要と思われます。
- その他の福祉サービスの利用状況について、3障がいとも「相談支援事業」が共通して上位項目として挙がっており、その他は利用しているサービスの傾向が異なっています。
- 満足度の低いサービスとして、身体及び知的障がい者では「日常生活用具の給付等事業」、精神障がい者では「スポーツ・レクリエーション教室、文化芸術活動への参加」の満足度が比較的低い状況があります。

■ 成年後見制度について

- 成年後見制度について制度の内容を知っているのは、知的障がい者で約3割(30.3%)、精神障がい者では約2割(20.1%)となっています。どちらでも「知らない」が最も高く、知的障がい者では4割弱、精神障がい者では5割弱という状況です。
- 利用意向については、どちらも「必要な状況になれば考えたい」の回答が多く、知的障がい者では8割弱(77.6%)、精神障がい者では6割強(64.5%)となっています。

■ 浦添市の取り組みについて

- 浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例については、3障がいとも名前も内容も知らない回答が大半を占めています。
- 福祉のまちづくりへの要望については、3障がいとも約8割が市からの支援を希望する状況です。希望する支援として、「気軽に相談できる窓口」が最も多くなっています。
- パーキング・パーミット制度については、3障がいとも「障がい者等用駐車区画を本当に必要としている人が駐車可能となることが期待できる」、「沖縄県全体での取り組みが必要である」にそれぞれ3割以上の回答を寄せています。
- 障がい福祉関連複合施設については、3障がいとも施設に対して高い利用意向を示している状況です。

■ 相談や情報について

- 相談支援を利用している割合は、身体及び精神障がい者では2割台に対して、知的障がい者では4割強となっています。
- 相談したい内容として、身体及び知的障がい者では「支援や世話をする人がなくなった後の生活」や「障害福祉サービスの利用に関すること」が上位2項目に挙げられています。精神障がい者では「自分の体調や精神面」、「経済面」に関することが多く挙げられています。
- 相談相手として、3障がいとも「家族や親戚」が多くなっています。また、精神障がい者では「医師や看護師」の割合も高くみられます。

■ 行政への要望について

- 今後行政に望むこととして、3障がいとも「障がい者への理解と関心」、「所得保障の充実」への要望が4割台と多くみられます。
- その他、身体障がい者では「ユニバーサルデザインの推進」、知的障がい者では「機能訓練や就労支援等、障がい者が通うことを目的とした施設の整備」、精神障がい者では「障がい者の雇用促進や就職情報の提供の充実」の割合が高くなっています。

3 関係団体へのヒアリング結果

(1) 関係団体ヒアリング

■調査の目的

第4次でだこ障がい者（児）プランの改訂にあたり、市内の当事者団体や事業所の方々からご意見をうかがい、障害福祉の課題を把握するために実施しました。

■調査概要

○ヒアリング対象：

当事者団体	(一社) 浦添市身体障がい者福祉協会、沖縄自閉症児親の会まいわーど、浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会
相談事業所	地域生活支援センターEnjoy、相談事業所ゆんたく、ピアサポートセンターほると、生活支援センターあおぞら
就労系事業所連絡会 (ジョブネットてだこ)	Ange、障がい者 IT サポートおきなわ、就労サポートセンターそら、就労プラザわく・わく、社会就労センターわかたけ

○調査方法：事前に配布した調査票項目に沿って、団体ヒアリングを実施

○ヒアリング期間：令和2年12月10日（木）～令和2年12月28日（月）

■意向調査の結果

- ①当事者団体（(一社) 浦添市身体障がい者福祉協会、沖縄自閉症児親の会まいわーど、浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会）

○この5年間で取組が進んだこと、遅れていると感じていること。
<p><取り組みが進んだ事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合施設が出来ることにより、親子が育つ場として非常に重要な機能を果たすと期待できる ・企業との連携や自立支援協議会の働きかけにより工賃を上げられた <p style="text-align: right;">等</p> <p><遅れている・早急に対応が必要だと感じている事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉を主管する障がい福祉課のフロアーに障がい者用トイレが無い ・「うらちゃん mini」は誰でも利用できると謳っていながらリフトがないことで車いす利用者が乗車できず、その点が不満である。 ・中学生、高校生が放課後等デイサービスを利用しにくい。 ・中学、高校を卒業後、利用できる施設が少ない。なかでも引きこもりや就労まで至らない人に対する支援や、利用できる施設が圧倒的に少ない。 ・牧港に新しくできる複合施設に関しては当初構想されていた小学生以上の居場所作りが計画の途中で抜けてしまい困惑している。現状については不明点が多いため、開館前に市民向けの説明会をしてほしい。 <p style="text-align: right;">等</p>

<p>○今後、障がい者の社会参加の拡充を図っていくために、どういった支援が必要か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人にとっての自立とは、支援を受けないということではなく、必要な援助を受けながら、自分の意思に従って生き方を決めていくことだと考える。 ・放課後デイサービスや児童デイサービス、生活介護、就労 B 型、就労 A 型、就労移行支援等の事業所の合同説明会を持ってほしい。現在は、働きながら各事業所に説明を聞いて回らなければならないので、保護者の負担が大きすぎる。 ・文化的な活動が出来る部屋や支援が出来る支援員を増やしてほしい。(三味線、焼物、紅型、空手、琉球舞踊等) ・障がいをもつ一人ひとりの行動の意図を汲み取って支援したり、適切に注意したりできる人材の確保・育成 ・当事者が幼いころからその地域にいるのが当たり前前に認められ、医療・学校・地域の連携によって本人のニーズを汲み、多くの体験をさせること <p style="text-align: right;">等</p>
<p>○福祉のまちづくり条例やパーキング・パーミット制度への期待・ご意見。</p> <p><『浦添市福祉のまちづくり条例』の施行について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいや障がい者に対する理解と認識を深め、差別の解消や権利擁護の理念を浸透させるため、広報等の活用やイベントを実施し、積極的に周知を行い啓発する必要がある。 ・店内で障がい者(児)が偏見の目に晒されていると保護者が感じることもあるため、障がい者(児)に関する従業員の教育・理解を進めてもらいたい。 <p style="text-align: right;">等</p> <p><『パーキング・パーミット制度』の導入について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーキング・パーミット制度により意識の変化が生まれることを期待したい。この制度を全県に拡大させるよう県に要望を出している。 ・知っている人があまりに少ないので市の広報でもっと情報を周知して、市民が全員知っているくらいにしてほしい。 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>○各種障害福祉サービスなどや地域生活支援事業に関する質・量の不足や改善、未実施の障害福祉サービス等のニーズについて。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高生の居場所、卒業後の居場所作り(神奈川県の場合が参考になる)。特に、就労までは至らない若者の居場所が絶対的に不足している。 ・事業所から民間企業等へアウトリーチできる人材がない。 ・サービス利用等各種手続きに時間がかかりすぎ、せつかく当事者に意欲が芽生えても結果を待つまでの間に継続できない。 ・サービスの利用範囲に縛りがあり、これまで要請してきたこともなかなか進まない。もう少し柔軟性があっても良いのでは。 ・発達障がいについては近年かなり力を入れて啓発が進んでおり、地域での理解も浸透してきているが、その一方で知的障がいや重複障がいへの対応が手薄になってきているのではないかと危惧している。 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>○新型コロナウイルス感染症への対応・期待したい取り組み(障がい者への支援のあり方として市や事業者へ期待したい事柄や、当事者団体として支援できる取り組み。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者や保護者、支援者が感染者ないし濃厚接触者になったとして、障がい者(児)が入院・隔離先で適切なケアを受けられるか不安である。 ・外部からの刺激がなくなると障がい者(児)は各機能が急激に落ちてしまうため、自粛期間中でもメリハリのある生活ができるプログラムがあるといい。 <p style="text-align: right;">等</p>

○その他自由意見（障がい者対策に関する提案事項等）

- ・災害時に情報を入手できない方や一人で避難できない方の避難方法の検討、障がい者に対応した避難所の設置や防災訓練等を行う必要がある。
- ・福祉避難所は宿泊をともなう場合の対応やトイレ、寝具、意思疎通等に関して災害時に実際に機能するのか。要援護者支援に関しては自治会と協議の場をもちたいと考えているが今のところ接点はない。協会の役員や関係者を自治会に派遣した介護体験等の実施を通じて、災害時の対応に役立ててもらいたい。
- ・障がい者（児）向け防災マップを作ってもらいたい。避難する際に危ない道や車いすでは通れない道など。

等

②相談事業所（地域生活支援センターEnjoy、相談事業所ゆんたく、ピアサポートセンターほると、生活支援センターあおぞら）

○この5年間で取組が進んだこと、遅れていると感じていること。

<取り組みが進んだ事>

- ・自立支援協議会の各部会の活動が活発になったため、少しずつそれぞれの分野で課題を抽出し、それに対する対応を皆で検討できるようになった。
- ・自立支援協議会の活動が他市町村と比べても活発であり、住まい・地域移行支援部門では進展が少しずつあり、不動産会社側にも受入れに前向きなところが出てきた。
- ・以前は医療的ケア児に携わる人がいなかったが、関わる人が増えてきたことでチームが生まれ、支援の流れが出来てきた。

等

<遅れている・早急に対応が必要だと感じている事>

- ・実際に足りないサービスがあるが、なかなか事業所が増えていかない。特に短期入所や医ケア児に対するサービスが不足している。
- ・障害者が利用できるアパート物件が少ない。生活保護の基準以内の物件が少ない。居住サポート事業を利用して保証人がいないとほとんど物件が見つからない。
- ・質のばらつきが事業所ごとにあるので均一にしてもらいたい。市の役割として事業の育成をしてほしい。実態把握をした上で取り組むべき。
- ・計画相談員の一人で受け持つ件数が多く、新規の利用希望者が相談支援事業所探しに苦労している。
- ・視覚障がいや車いすの方が利用できる就労系事業所が少ないことで、サービス利用に頼るかたちになっている。
- ・各中学校区に CSW がいるので、連携して障がい者(児)と関わるパイプとして学校には機能してもらいたい。沖縄市では福祉の予算で、利用者のヘルパーが学校教育の現場まで同行している。
- ・本来は医療的ケア児には保健師が対応すべきだが、市全体で役割分担ができておらず、保健師の役割が福祉の側から見えなくなっている。

等

○今後、障がい者の社会参加の拡充を図っていくために、どういった支援が必要か。

- ・既存の福祉サービス事業所だけでは、地域活動やボランティア活動まで取り組むことは難しい。そのためにも事業所と地域の団体に関わる機会を増やしていく必要がある地域の民生委員さんやCSWの方、ボランティア団体との接点がないのが実情である。
- ・地域住民として、障害者も住民とともに様々な機会を共有する機会が必要(保育、教育、就労等)。
- ・地域の見守りや声掛けがあれば障害者も地域に定着できる。
- ・地域社会に当事者が様々な役割で参加できるためには、それぞれの現場での個に応じた手助けが必要。(保育、教育、就労等)
- ・障がい者の社会参加のためにまず、地域や社会が理解を示す場をつくってもらいたい。

等

○福祉のまちづくり条例やパーキング・パーミット制度への期待・ご意見。

<『浦添市福祉のまちづくり条例』の施行について>

- ・内容についてあまり市民について周知されていないので、さらに広報活動を行う必要がある。
- ・目標に掲げる「全ての市民が安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、社会参加の機会を平等に保障される地域社会の実現」に期待したい。
- ・介護と障がい福祉とで進み具合がばらばらであり、「浦添市は福祉が進んでいる」と言われるときに指している内容は介護福祉に関することがもっぱらである。

<『パーキング・パーミット制度』の導入について>

- ・まだ認知されていないのか、周囲で利用者証を使っている人を見かけない。公共の場、特にスーパーでは見かけないので周知はまだまだだと感じる。

等

○各種障害福祉サービスなどや地域生活支援事業に関する質・量の不足や改善、未実施の障害福祉サービス等のニーズについて。

- ・短期入所、生活介護、居宅介護のヘルパー不足、医療的ケア児に対応した事業所など、必要とされているサービスだが、事業所がないので、利用できていないのが現状。
- ・福祉分野での人材不足に関しては、学生に向けたアピールが他の民間業界と比べて上手くない課題がある。福祉分野に関わる皆で考えてやっていかないといけない。
- ・福祉分野の人材不足に関して、当分野に魅力がないというよりも他に魅力のある仕事が多いことから選ばれていないのではないか。専門学校や大学の福祉学科の学生を業界に引き込む力が弱いので、実習でベテランとペアを組ませて自信を持たせるなどした方が良い。学生たちが卒業後にどういった進路を選んでいるか実態把握すべきではないか。
- ・強度行動障がいの方の利用できる社会資源、福祉サービスが少なく、家族が疲弊している状況がある。
- ・地域移行のために包括的な支援が必要だという事例やニーズの調査があれば、それらを根拠として県や市町村が動きやすいと思われる。介護分野で地域移行が進んでいくなら、そういう取組みに相乗りする方法もありえる。
- ・重度障害者等包括支援を沖縄県で提供している事業所がなく、他県の事例を参考に検討しているが市の担当課職員に重度障害者等包括支援の知識がない。制度がある以上は利用者の有無に関わりなくきちんと知識を備えた職員を配置しておくことが重要。
- ・介護福祉士のテキストでは障がい福祉に関わる部分が少なく、試験でも高齢問題ばかり出題される。介護福祉士の資格をとれても、障がい福祉の分野については自力で一から勉強しなければ身につかない現状がある。
- ・在宅介護は一人で担うハードな仕事だが、事前知識や体験を得る機会が少なく、就職にあたり躊躇する要因となっている。

等

○新型コロナウイルス感染症への対応・期待したい取り組み(障がい者への支援のあり方として市や事業者に期待したい事柄や、当事者団体として支援できる取り組み。)

- ・コロナ感染症のために、利用している事業所が一時閉所し、自宅待機となり、生活リズムを崩した方もいる。一般就労していた障がいを持つ方が、自宅待機となり、そのまま契約解除となった。
- ・事業所としても、収入が減り、利用者の工賃が減ったとの声があった。
- ・放課後等デイサービス事業所より、児童の休みが多くなり、事業所収入に影響が出ているとの声があった。また、保護者の不安が大きくなっており、保護者への支援も必要という声があった。
- ・放課後等デイサービスの利用をいまだに控えている保護者がおり、児童が療育を受けられない状況がある。
- ・新規の施設入所のための見学、入所の相談ができない。
- ・感染を恐れて家族から施設の利用を制限され、または自分で制限している利用者がある。そのためストレスで精神的に具合が悪くなる人たちもいる。

等

○『精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム』の構築について。

- ・精神障がいを持つ方が、地域で暮らしていくためには、福祉関係者だけでなく、地域の住民や関係団体の協力が必要。そのためにも福祉関係者だけでなく、分野を超えた連携が必要。
- ・国からの通知を受けて各事業所で内容を検討すると解釈が難しく、補助金を受けられるかどうかなどで見解が分かれることがある。そのため市の方で説明会を設けてほしい。
- ・精神障害があると入居申込みで大家に断られたり、支援者の同席を理由に拒否されたりする。地域移行のサポートだけに関わるのではなく、地域住民レベルではまだまだ偏見や差別が残っており、大家さんなど地域も含めて偏見をなくしていくことが大切。
- ・障害福祉事業所と介護福祉事業所との意見交換等が必要。

等

○重層的相談支援体制構築に向けた考え方について(将来的なエリア設定の可能性等)

- ・現在の委託相談は障害種別での対応が主だが、地区別担当制になればこの委託相談も担当がわかりやすくていい。ただ、今までそれぞれ得意分野(精神、身体、知的など)で対応していたのが、地区別になると自分の担当以外で、今まで担当していた方や、それぞれの事業所の得意分野での対応ができなくなるのかと懸念があった。地区別にしても、委託相談同士の協働や、委託相談、基幹相談との連携は引き続き、大切になってくる。
- ・障害種別でなく地区割でやるのは良い。地区割になることで、責任の所在が明確になるし、地域で支える仕組みが作りやすくなると思う。
とくに、浦添市は中学校区ごとにCSW と地域包括支援センターが支援のネットワークづくりを進めてきているので、そこに障害者も乗っかって進めていくことで、地域に根差した支援が可能になると考える。地域と連携して取り組みを進めることで、ニーズの掘り起こしやいま支援が届いていない障害者に支援を届けることが可能になると考える。
- ・障がいのみを捉えるのではなく、ライフステージに障がいのエッセンスが加わるだけと考えた方がよく、むしろ障がいの分野だけで対応するには限界がある。
- ・令和3年度から移行する、新しい基幹相談センターから市内5中学校区エリア分けの提案があった。時間をかけて利点・欠点を検討しながら進めても良いと思う。取り組んでみる価値はある。
- ・将来的にはエリア設定が理想ではあるが、そのための準備をきちんと行っていく必要がある。

等

○その他自由意見(障がい者対策に関する提案事項等)

- ・グループホームを含む地域で生活するための居住地が不足している。
- ・保証人なしでもアパートが借りられる制度があればいい。

等

③就労系事業所連絡会(Ange、障がい者 IT サポートおきなわ、就労サポートセンターそら、就労プラザわく・わく、社会就労センターわかたけ)

○この5年間で取組が進んだこと、遅れていると感じていること。
<p><取り組みが進んだ事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT 活用によるテレワーク等の働き方を広げることができた。 ・就労定着支援のように新しい取組みが生まれ、切れ目ない支援ができるようになった。 <p style="text-align: right;">等</p> <p><遅れている・早急に対応が必要だと感じている事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労定着支援のための人員を置かなければならず、一定の利用者を見込めないと採算がとれないため使いづらい。 ・また、計画相談では利益が出にくいいため新規に受け付ける事業所が少ない。 ・浦添市全体として情報のバリアフリー(アクセシビリティ)が進展していない。総務省「ウェブアクセシビリティ指針」を早急に実行すべき。 ・計画相談が続いていれば利用者の就労後もつながり続けられるが、計画相談も終了するためそれまでのつながりが切れてしまう。 <p style="text-align: right;">等</p>
○就労支援系事業所連絡会があることの効果・今後の展望等。
<p><連絡会があることの効果・良かった点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所間の情報共有や資質向上のためのネットワークの役割 ・「働く応援フェスタ」等浦添市における障がい者就労支援の啓発広報・販売活動を主体的に行った。運営に関しては事業所間だけでなく、企業、特別支援学校、支援機関を巻き込んで実施することができた。 <p style="text-align: right;">等</p> <p><今後の展望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初の立ち上げ目的であった優先調達法での共同受注を目指す機運が再び高まっている。 ・行政に受注の窓口があればいいが、県のセルフセンターしかなく、浦添市にはない。受発注のコーディネートを浦添市にやってもらいたい。 <p style="text-align: right;">等</p>
○今後、障がい者の社会参加の拡充を図っていくために、どういった支援が必要か。
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちとしてスポーツや芸術をテーマにしたイベントをできないか。 ・子どもへの支援では中学校区を単位にした運動会などの活動が多くみられるので、同様の活動を障がい分野でも行えないか。 ・地域が動かないと複雑困難事例を解決するのは難しいため、まずは横のつながりを作ってどのような問題があるか知ることが重要である。 <p style="text-align: right;">等</p>
○福祉のまちづくり条例やパーキング・パーミット制度への期待・ご意見。
<p><『浦添市福祉のまちづくり条例』の施行について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容についてまったく知らなかった。認知度が低いと思われる。 ・施行はしているが、具体的事業体系が見えない。 <p style="text-align: right;">等</p> <p><『パーキング・パーミット制度』の導入について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記同様に具体的事業体系がみえない。 <p style="text-align: right;">等</p>
○就労支援に関するサービスの質・量の不足や改善のニーズについて。
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達法の取り組み強化として、市役所各部署と就労支援事業所との発注マッチング機会を作って欲しい。 ・就労移行支援を利用して一般就労後、受給者証をもったまま、かつ半年間の定着支援期間中は受給者証の有効日数が減らないようにしてほしい。 <p style="text-align: right;">等</p>

<p>○新型コロナウイルス感染症への対応・期待したい取り組み（障がい者への支援のあり方として市や事業者に期待したい事柄や、当事者団体として支援できる取り組み。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅支援のノウハウが欲しかった。 ・緊急時の対応の線引きが明確になっていないため、市に指針を出してほしい。どういう状況になったら利用者を帰宅させるか、現状は Q&A しかない。突然の休校や休園によってスタッフの出勤に影響が出たため、あらかじめ基準を定めてスタッフの出勤・配置について判断・予測できるようにしてほしい。 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>○『精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム』の構築について。</p>
<p><精神の地域包括ケアシステム構築に向けた社会参加（就労）に関する課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者は家族と折り合いが悪く、地域移行のためアパートを借りようとしても保証人になってくれる人が周囲にいない。高齢になるとますます難しくなる。保証人を代わりに立てられる仕組みがあるといい。 ・障がい者が施設から地域に戻るには地域の理解が大切。 <p style="text-align: right;">等</p> <p><上記以外の医療、障害福祉・介護、住まい、地域の助け合い、教育の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護の問題は地域包括支援センターに連絡すれば手厚くケアしてくれるが、障がい分野ではそういったものがない。介護の方が点数も高い。 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>○重層的相談支援体制構築に向けた考え方について（将来的なエリア設定の可能性等）。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・浦添市の各関係課間で連携する機会を設けてもらいたい。困難事例が一つの課の範囲で解決することはこれまでなく、庁内でも連携してほしい。 ・浦添市は中学校区エリアでの地域福祉体系ができていることから、障がい者支援についても中学校エリアでの相談支援、保健・福祉・医療体系構築を目指してほしい。 ・障がい者が高齢化すると介護保険が優先となっていくが、受け皿となるような共生型サービスを提供している事例はあまり聞かない。 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>○その他自由意見（障がい者対策に関する提案事項等）。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・医療側で障がい者が利用できるサービスについて知らない場合があり、障がい分野側からサービスの紹介につながらず、本人が引きこもってしまう事例もある。特定疾患に該当せず、医療と福祉のはざまに置かれる人が増えてきている。 ・医療や介護、福祉、子ども等の分野にまたがる連絡協議会があれば、一生の間でたまたま障がいがあると捉えて年齢や属性で区切らずに支援できるのではないか。 ・SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」を、切れ目のない支援に引きつけて障がい者（児）プランとの関連性について考えたい。 <p style="text-align: right;">等</p>

(2) 関係機関等への意見聴取結果

・『医療法人へいあん 複合施設プロジェクトチーム』からの主な意見

(「浦添市における相談支援体制に関するニーズ調査結果」を踏まえた意見交換より)

- ・プランにはしっかり目指すべき方向性を書いてあるが、それについての点検の機能がないのが、浦添市に限らず一番の弱点である。
- ・災害時の要援護者登録名簿の登録があまり進んでいない状況で、実態把握はやらないのか。福祉避難所に行けなかったり、福祉避難所が使えなかったりする方が解っている方は、煩わしいので福祉避難所に避難しないという方も多い。
- ・サービスの質の向上が課題となっている。市内の計画相談事業所は1人事業所のところも多く、現状ではこなすだけで精一杯な事業所も多いと思われるが、想いを持って仕事をしている事業者も多い。
- ・触法障がい者の出所後の対応なども課題となっている。市の協力も必要である。 等

・浦添市障がい者自立支援協議会からの主な意見

- ・移動支援事業(ガイドヘルパーの派遣)について、余暇活動の時間数とは別に個々が必要としている時間(機能訓練にかかる時間)を支給して欲しい。肢体不自由の場合、機能訓練等への移動が家族の負担になっていることが多く、高齢になるにつれて訓練が受けにくくなる。本人のQOLの低下を招かないためにも必要な時間であると考えます。
- ・リフト付バス運行事業の充実について、機能低下や内部疾患等の重複した障がいを持ち合わせる方、経済的に困窮している軽度の障がい者など、外出時に身体的リスク及び転倒リスクが高い方まで拡大して欲しい。
- ・雇用の場の確保・拡大と同時に就労している人たちが定着できるよう那覇市が行っているジョブサポーター派遣事業を浦添市においても実施していただきたい。職場定着支援や余暇活動のサポートをできるボランティアを育成、派遣することで就労している障がい者の安定的、継続的な職場への定着が図れると考える。 等

・『浦添市手話言語等コミュニケーション手段施策推進会議』からの主な意見

- ・緊急通報システムは固定電話がないと使えないシステムとなっている。固定電話がない家庭も増えているが、同システムを必要としている方は多いと思う。IT化していくようなことを考えていけないか。
- ・浦添市手話言語等条例について、アンケート結果をみても条例の周知が進んでいない状況であるが、今後どう周知していくつもりか。
- ・浦添市では、毎月第3水曜日を「手話言語等コミュニケーション手段推進の日」と定めており、沖縄県でも同様に「手話推進の日」としている。手話の日について、浦添市では何か取り組みを行っているのか。
- ・「意思疎通支援事業」の見込み量について、手話通訳者と要約筆記者派遣事業の実利用見込み者数が一括りになっているが、それぞれの内訳が分かるようにしていくべきではないか。
- ・「手話奉仕員養成研修事業」については社協に委託しているが、せつかく手話通訳者を2名設置しているので、直営にしていきたいことを検討して欲しい。 等

4 計画策定の経緯等

■策定の経緯

年 月 日	会議内容等
令和2年7月16日 ～8月5日	浦添市障がい者（児）の「生活実態」及び「意識」に関するアンケート調査実施
7月27日	第1回作業部会 ・プラン策定の背景・進め方等 ・現プランの点検について（記入方法の説明等）
8月13日	第1回浦添市福祉保健推進協議会 ・浦添市福祉保健推進協議会へ諮問
8月中旬	第4次プランの実施状況に関する各課ヒアリングの実施
10月2日	第1回検討委員会及び第2回作業部会合同会議 ・プラン策定の背景・進め方等 ・法・上位関連計画、アンケート結果等の説明 ・現プラン点検結果について
11月6日	第1回策定専門部会 ・プラン策定の背景・進め方等 ・法・上位関連計画、アンケート結果等の説明 ・現プラン点検結果について ・課題の整理について
11月26日	第2回策定専門部会 ・総論部分について（理念・基本的視点・目標等） ・障害福祉計画・障害児福祉計画について（成果指標・サービス見込み量）
12月10日	関係団体ヒアリングの実施 ・当事者団体ヒアリング ・委託相談支援事業所ヒアリング
12月17日	関係団体ヒアリングの実施 ・就労系事業所連絡会ヒアリング
12月23日	関係団体ヒアリングの実施 ・当事者団体ヒアリング（追加分）
12月25日	第3回策定専門部会 ・団体ヒアリング結果の概要報告

	<ul style="list-style-type: none"> ・各論部分（具体施策）について ・障害福祉計画・障害児福祉計画について（見込み量の確保方策等について）
12月28日	<p>平安病院（令和3年度からの基幹相談支援センターの業務委託先）との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内相談事業所への意向調査結果（概要）の聞き取り ・施策案などに対する意見交換
令和3年1月12日～20日	浦添市障がい者自立支援協議会協議会員への意見聴取
1月22日	<p>手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連施策についての意見交換
1月27日	<p>第4回策定専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話言語等推進協議会からの意見等の概要報告 ・施策等の修正内容について ・重点施策について ・計画内容の全体確認
2月5日～3月4日	パブリックコメントの実施
2月24日～3月4日	検討委員会委員・作業部会メンバーへの意見聴取
3月8日	<p>第2回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画内容の全体確認
3月15日	<p>浦添市福祉保健推進本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画内容の全体確認
3月18日	<p>第3回浦添市福祉保健推進協議会</p> <p>（※第2回推進協議会は別の議題で開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体確認 ・市長への答申

○浦添市福祉保健推進協議会規則

平成7年3月31日

規則第4号

注 平成30年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例(昭和47年条例第4号)第3条の規定に基づき、浦添市福祉保健推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、本市の福祉・保健・医療等の地域福祉の推進に関する事項について審議し、答申するものとする。

2 協議会は、福祉・保健・医療等の地域福祉の推進に関する事項について、市長に対し必要な助言を行うことができる。

(令元規則8・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係機関及び関係団体の構成者等
- (3) その他市長が必要と認める者

3 協議会に、専門事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、市長が委嘱する。

(令元規則8・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員の任期は、その者の担任する専門事項に関する審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、及び会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、協議会における審議の参考に供するため、必要に応じ委員以外の者を会議に出席さ

せ意見を聴くことができる。

(書面による審議)

第7条 会長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議案書及び参考書類等を委員に送付し、期日を指定した書面でその意見を聴き、前条の会議に代えることができる。

- 2 書面による審議は、指定した期日内に委員の過半数の回答がなければ成立しないものとする。
- 3 書面による審議は、書面により回答をした委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(令2規則 50・追加)

(専門部会)

第8条 協議会に、専門事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、第3条第2項の委員のうちから会長が指名した委員及び同条第3項の専門委員で構成する。
- 3 前3条の規定は、部会について準用する。

(令2規則 50・旧第7条繰下・一部改正)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、総括的事務については福祉健康部福祉総務課において処理する。ただし、総括的事務以外の事務については、福祉健康部又はこども未来部の当該事務の担当課において処理する。

(平 30 規則7・一部改正、令2規則 50・旧第8条繰下)

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(令2規則 50・旧第9条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 浦添市障害者福祉都市推進協議会規則(昭和 57 年規則第 12 号)は、廃止する。

附 則(平成7年 10 月 27 日規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月 31 日規則第 12 号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成 11 年4月1日規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年9月1日規則第 30 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年3月 26 日規則第1号)

この規則は、平成 22 年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年3月 29 日規則第 25 号)

この規則は、平成 25 年4月1日から施行する。

附 則(平成 30 年3月8日規則第7号)

この規則は、平成 30 年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月 19 日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年8月 20 日規則第 50 号)

この規則は、公布の日から施行する。

■浦添市福祉保健推進協議会 委員名簿

(任期：令和元年10月17日～令和3年10月16日)

	氏名	役職等	備考
1	上地 武昭	おきなわ地域福祉研究会 会長／沖縄大学 名誉教授	会長
2	島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授	
3	砂川 清徳 新垣 和歌子*	浦添市民生委員児童委員連絡協議会 副会長 浦添市民生委員児童委員連絡協議会 会長	副会長
4	宜野座 富夫	浦添市自治会長会 副会長（浦西自治会長）	
5	与那覇 涼	うらそえ介護福祉士会 会長	
6	肥谷 菊乃	浦添市地域包括支援センター「さっとん」センター長	
7	大浜 明美	浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会 会長	
8	牧志 正人	浦添市身体障がい者福祉協会 会長 （相談支援事業所 ピアサポートセンターほると）	
9	村田 涼子	社会福祉法人若竹福祉会 理事長 （相談支援事業所 地域生活支援センター「Enjoy」）	
10	比嘉 真也	医療法人へいあん 平安病院 地域医療部長 （相談支援事業所 ゆんたく）	
11	前田 真利 狩俣 直美*	浦添市学校保健会 会長	
12	池村 剛 大濱 篤*	一般社団法人浦添市医師会 会長 一般社団法人浦添市医師会 理事	
13	下地 雅一	南部地区歯科医師会 浦添班長	
14	又吉 りつ子	浦添市社会福祉協議会 常務理事	
15	上原 聖也 比嘉 隼人*	浦添市青年連合会 会長 浦添市青年連合会 事務局長	
16	仲座 スガ子	浦添市子ども会育成連絡協議会	
17	宮平 玲那	浦添市立森の子児童センター 館長	
18	川上 幸子 鈴木 伸章*	浦添市ボランティア連絡協議会 会長	
19	松堂 貴浩 渡名喜 守聖*	浦添商工会議所 総務部長	

※団体の役員変更等に伴う委員の変更（補欠委員）

■浦添市福祉保健推進協議会 障がい者プラン策定専門部会 委員名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
1	島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授	部会長
2	照屋 明子	浦添市社会福祉協議会 地域福祉推進第1係長	副部会長
3	仲根 建作	浦添市障がい者就労支援系事業所連絡会 ※障がい者ITサポートおきなわ管理者	専門委員
4	勝連 啓介	平安病院小児科・児童精神科 専任科長	専門委員
5	牧志 正人	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会 会長	専門委員
6	村田 涼子	社会福祉法人若竹福祉会 理事長	専門委員
7	大浜 明美	浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会 会長	専門委員
8	栗国 あづさ	株式会社レキオス※浦添市障がい者居住サポート事業受託業者	専門委員

○浦添市手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会規則

平成 29 年3月8日

規則第 12 号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例(平成 28 年条例第 25 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定に基づき、浦添市手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選定する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに在任しないときは、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、協議会の構成員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(平成 30 規則7・一部改正)

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

この規則は、平成 29 年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年4月1日から施行する。

■浦添市手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会 委員名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
1	本田 一郎	浦添市ろう者協会会長	会長
2	根間 洋治	沖縄県難聴・中途失聴者協会 会長	副会長
3	牧志 正人	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会 聴覚部	
4	長嶺 房子	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会 視覚部	
5	長嶺 峰子	手話通訳者	
6	宇栄原 美奈子	手話通訳者	
7	山崎 真由美	音訳関係者（音訳ボランティアサークル）	
8	安田 のり子	音訳関係者（音訳ボランティアサークル）	
9	新里 武太	要約筆記関係者（要約筆記サークル）	
10	比嘉 ヨシ子	点字関係者（点訳サークル）	
11	真謝 孝	前沖縄聴覚障害者情報センター施設長（学識経験者）	
12	照屋 明子	浦添市社会福祉協議会 地域福祉推進課（その他関係団体）	
13	宮城 明美	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会 副会長（その他関係団体）	

第4次てだこ障がい者(児)プラン(改訂版)検討委員会設置要綱

令和2年4月 28 日市長決裁

令和2年8月 28 日一部改正

令和2年9月 30 日一部改正

(設置)

第1条 第4次てだこ障がい者(児)プラン(改訂版)(第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)策定に必要な検討を行うため、第4次てだこ障がい者(児)プラン(改訂版)検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について検討し、浦添市福祉保健推進協議会(以下「協議会」という。)にその結果を報告する。

- (1) 障害者計画に関すること。
- (2) 障害福祉計画に関すること。
- (3) 障害児福祉計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか計画策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は福祉健康部長を、副委員長は福祉総務課長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長、副委員長及び委員の任命については、別に辞令を用いることなくそれぞれの職に命ぜられた者とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

3 委員長は、委員会における会議の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(書面による審議)

第6条 委員長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議案書及び参考書類等を委員に送付し、期日を指定した書面でその意見を聴き、前条の会議に代えることができる。

(作業部会)

第7条 委員会に、第4次でだこ障がい者(児)プラン(改訂版)作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

- 2 作業部会は、第2条に掲げる各事項の具体的内容を検討する。
- 3 作業部会には、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 7 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 8 作業部会における会議の経過及び結果については、事務局が委員会に報告するものとする。

(任期)

第8条 委員及び部会員の任期は、委員会及び作業部会の設置目的が達成されたと認められるまでとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

■浦添市福祉計画検討委員会委員・作業部会員名簿

検討委員会委員名簿（令和3年3月現在）

	氏名	役職等	備考
1	高江洲 幸子	福祉健康部部长	委員長
2	金城 徹	福祉健康部福祉総務課長	副委員長
3	石坂 ひとみ	企画部国際交流課長	
4	与那覇 純子	市民部市民生活課長	
5	新里 優子	市民部経済観光局産業振興課長	
6	平良 淳	福祉健康部障がい福祉課長	
7	福原 雅史	福祉健康部健康づくり課長	
8	盛本 克枝	こども未来部保育課主幹	
9	末広 良憲	教育部文化スポーツ振興課長	
10	島袋 友木治	教育部文化財課長	
11	川上 あけみ	教育部社会教育推進課長	

作業部会委員名簿（令和3年3月現在）

	氏名	役職等	備考
1	喜名 孝	企画部 国際交流課 広報広聴係長	
2	又吉 優	市民部 市民生活課 市民生活係長	
3	宮平 隆	市民部 市民生活課 市民生活係主査	
4	西田原 緑	市民部経済観光局 産業振興課 雇用創生係長	
5	眞境名 利恵	福祉健康部 福祉総務課 管理係長	
6	金城 栄律	福祉健康部 障がい福祉課 障がい福祉係長	部会長
7	前川 和人	福祉健康部 障がい福祉課 支援給付係長	副部会長
8	米須 清隆	福祉健康部 障がい福祉課 支援給付係主査	
9	宮平 愛	福祉健康部 健康づくり課 予防係主査	
10	赤嶺 さゆり	こども未来部 保育課 保育係主査	
11	照屋 かおり	教育部 文化スポーツ振興課 文化振興係長	
12	親富祖 弘也	教育部 文化スポーツ振興課 スポーツ振興係長	
13	安和 吉則	教育部 文化財課 美術館係長	
14	中曽根 敦	教育部 社会教育推進課 公民館係長	

5 用語解説

あ行

アクセシビリティ

・建物・製品・ソフトウェアなどが、年齢や能力などに関係なく、どの程度利用可能であることを表す概念のこと。特に、障がい者や高齢者にとって、どの程度利用可能であることを表す意味で用いられている。

医療的ケア児

・人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと。近年の新生児医療の発達により、医療的ケアを必要とする子どもの数は増加傾向にある。

インクルーシブ

・インクルーシブ(inclusive)とは、「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」という意味。障がい者だからといって排除されたり、単なる保護の対象として扱われたりするだけでなく、健常者と同じ権利を持った主体として、社会の一員に含まれるような「共生社会」を目指そうというもの。その基となった障害者権利条約では、障害者の「自ら選択する自由」が強調されている。

ウェブアクセシビリティ

・Web を利用する全ての人々が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、Web で提供されている情報に問題なくアクセスし、コンテンツや機能を利用できること。

浦添市福祉のまちづくり条例

・高齢者、障がい者、子育て世代等をはじめとする全ての市民が、安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、保証される地域社会の実現を目指すため、令和2年6月26日に成立し、同年10月1日から施行された。(市HPより)

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）

・全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対応な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指して制定された条例。平成26年4月1日より施行。

沖縄県福祉のまちづくり条例

・高齢者、障がい者をはじめ全ての人々が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び等しく社会に参加することができる地域社会を実現するために、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、基本方針を定め、県民の福祉の増進に資することを目的とし、平成9年に制定。

条例施行後の少子高齢化の進展やバリアフリーに関する法令等の整備などを踏まえて、平成 17 年 10 月に条例の一部を改正し、平成 18 年 3 月に条例施行規則の一部を改正するなど、その時々々の社会情勢の変化にも柔軟に対応している。バリアフリーに関する新たな法律(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が施行されたことから、条例施行規則のうち、道路、公園等、公共交通機関の施設、路外駐車場に関する基準の見直しを進めてきている。(県 HP より)

か行

学童クラブ

- ・保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童について、放課後適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成をはかること。

基幹相談支援センター

- ・地域の相談支援の拠点として、身体障害・知的障害・精神障害の総合的な相談業務を行う。自ら、障がい者等の相談、情報提供、助言を行う場合もあるが、地域の実情に応じて、相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、成年後見制度利用支援事業の実施などの業務を担う。

きこえのサポーター

- ・「聞こえにくい」「聞こえない」ことにより日常生活を送る上で感じる“生活のしにくさ”などについて理解し、筆談を活用して「聞く」「伝える」ことへの配慮やサポートを行うボランティア。

共生型サービス

- ・高齢者や障がい者が共にサービスを利用できるよう、介護保険、障害福祉それぞれにサービスを位置付けたもの。同一の事業所で、一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供する取り組み。

グループホーム

- ・障がいのある人が地域で共同生活を営む住居のこと。地域社会の中にある住宅(アパート・マンション・一戸建て等)で、同居あるいは近隣に居住する専任の世話人が、食事の提供、相談、金銭管理など日常生活における援助・指導を行う。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

- ・平成 17 年 7 月に国土交通省が策定したユニバーサルデザイン政策大綱の考え方を踏まえ、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合拡充し、より総合的、一体的な法制度を構築したもの。高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するための措置を講ずることによ

り、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進をはかり、公共の福祉の増進に資することを目的としている。令和2年5月20日にバリアフリー法の一部を改正する法律が公布され、令和3年4月1日より施行される。

コーディネーター

・仕事の流れを円滑にするための調整のこと。障がい者などからの相談に応じ、必要とするサービスを総合的に判定し、地域内の関係者、施設、ボランティア団体、その他の関係団体との調整を通じて、適切なサービスを利用できるようにすること。

コミュニティソーシャルワーク事業／コミュニティ・ソーシャルワーカー

・支援を必要とする地域住民に対して、地域や人とのつながりなど個々の生活環境を踏まえ必要な支援を見極め、地域の資源(福祉サービス事業所、地域活動団体、ボランティア等)を活用し、総合的に支援を行う事業。その事業に携わる専門職をコミュニティ・ソーシャルワーカーという。コミュニティ・ソーシャルワーカーは、各個人の状況に応じた支援方法を検討し、関係機関との連携等により支援を行うとともに、地域支援のネットワークづくり等を行う役割を担っている。

コミュニティづくり推進委員会

・地域のさまざまな団体によって構成され、地域で必要とされる支え合い活動に組織的に取り組んだり、地域の福祉に関する意識づくりを進めたりする活動を行う。

さ行

重層的支援体制整備事業

・令和3年4月1日より施行される改正社会福祉法第 106 条第4項に基づき、支援対象者の年齢や属性を問わない包括的な支援体制を市町村が実施できるようにする任意事業。

手話言語条例（浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例）

・手話は言語であるという認識に立ち、手話言語等コミュニケーション手段の理解及び理解促進をはかり、かつ、手話言語等コミュニケーション手段を保障するための合理的配慮や環境整備をはかり、障がいのある人もない人も共につながり、心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする条例。

手話奉仕員

・聴覚障害者や音声または言語機能障害者の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。

障害者基本法

- ・障害者基本法は、昭和 45 年に制定された「心身障害者対策基本法」が、平成5年に大幅に改正されたもので、障がいのある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進するための法律として名称も改められたものである。さらに、平成 16 年6月の障害者基本法の改正により、「障害を理由とする差別禁止」の理念が明示された。また、平成23年8月に施行された改正法では、「障害」の範囲に発達障害や難病等に起因する障害が含まれることなどが明確化された。

障害者雇用支援月間

- ・障がい者の職業的自立意欲を喚起するとともに、障がい者の雇用問題に関する国民、とりわけ事業主の関心と理解を一層深めることを目的に、9月を障害者雇用促進月間と定める。

障害者総合支援法

- ・「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設された法律のこと。障害者(児)を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障害児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に法律の題名も変更されて施行された。

障害者週間

- ・国民に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に、積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定。「障害者週間」の期間は、毎年 12 月3日から 12 月9日までの1週間。

障害者就業・生活支援センター

- ・職業生活における自立をはかるため、就業及びこれに伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携をはかりつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援をおこなう組織。

障がい者福祉のしおり

- ・障がいのある人等が利用できる各種サービス、制度などの内容をまとめた冊子。浦添市福祉事務所作成。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

・差別解消措置や差別解消支援措置などを通じて差別の解消を推進しようとする法律であり、それによって共生社会の実現に役立つことを目的にしている。

第1条において、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定められている。

平成 25 年 6 月 26 日に公布され、一部を除き平成 28 年 4 月 1 日に施行。

しよくわや 職親制度

・障がい者が協力事業所（職親）に通い、障害や病気等のために低下している仕事に対する集中力や持久力、職場の同僚や上司との人間関係、職場でのストレスに耐える力や解消の仕方など、作業を通して取り戻し、社会的自立の促進、社会復帰をはかることを目的とする。職親については知的障害福祉法第16条第3項に基づき、市町村が認めるものをいう。

職場適応援助者（ジョブコーチ）

・就労を希望する障がい者と一緒に職場に行き、共に作業したり、障がい者が職場で働きやすいように援助を行ったりする専門職。障がい者への支援だけでなく、事業主や従業員に対しても職務・職場環境の改善を助言・提案し、障がい者の職場定着をはかることを目的とする。

自立支援協議会

・地域において障がいのある人の生活を支えるため、相談・支援に関し中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保、関係機関によるネットワークの構築及び推進などに向けた協議を行う組織で、課題解決への具体的な道筋を明確にするとともに、障がい者に関する意識の変革を促す重要な役割を担っている。

浦添市では平成 20 年7月に設立されており、より専門的な内容を協議するため各専門部会を設けている。

成年後見制度

・障害により判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に後見人はその契約を取り消したりすることにより、これらの人を不利益から守る制度。

相談支援専門員

- ・障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う。(独立行政法人福祉医療機構 HP より)

た行

地域活動支援センター

- ・創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場。

地域包括ケアシステム

- ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していくこと。

特別支援学級

- ・小学校、中学校等において以下に示す障害のある児童生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級。平成 19 年4月1日に「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行されるまでは「特殊学級」という名称。

特別支援学校

- ・現在の盲・聾(ろう)・養護学校の障害種ごとの区分をなくし特別支援学校とし、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う。

特別支援教育

- ・特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

特別支援教育コーディネーター

- ・校務として位置づけ、全ての小中学校や特別支援学校に置いて、校内の関係者や外部の関係機関との連携調査、保護者からの相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営等を担う。

トライアル雇用

- ・ハローワークが紹介する対象労働者を事業主が短期間(原則3ヶ月)雇用し、その間に事業主と対象労働者とで、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りをはかる制度。

な行

難病

- ・厚生労働省が指定した特定疾患の通称。同省の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。②経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病としている。

ニーズ

- ・要求、必要、需要。

日常生活自立支援事業

- ・知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その者の権利を擁護することを目的とする事業。

日常生活用具

- ・身体障がい者(児)が日常生活を送る上で障害による負担を軽減するための用具。

ノーマライゼーション

- ・障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそ当たり前(ノーマル)の姿であるという考え方。

は行

発達障害、発達障害者(児)

- ・生まれつきみられる脳の働き方の違いにより、幼児のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態。発達障害者支援法第2条では、「この法律において『発達障がい』とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と定義している。また、同第2項では「この法律において『発達障害者』とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、『発達障害児』とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。」と定めている。

発達障害者支援法

・発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に見出し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、学校教育における発達障がい者への支援、発達障がい者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障がい者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援をはかり、それによってその福祉の増進に寄与することを目的とした法律。平成28年5月に改正された。

バリア、バリアフリー

・バリアとは、障壁。バリアフリーは、障がいのある人や高齢者が生活していくうえで、段差など障壁(バリア)となるものを除去するという意味で使われてきたが、現在では物理的な障壁に限らず、障がいのある人の社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除く意味で用いられている。

ピアサポート

・障がいのある人や家族などが、自らの体験に基づいて、同じ立場にある他の障がいをもった人などの相談に応じ、問題解決のための助言・支援を行うことをピアサポートといい、その相談に応じる支援員をピアサポーターという。

法定雇用率

・民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の身体障害者、知的障害者または精神障害者を雇用しなければならないこととされている。

※令和3年3月より引き上げ

事業主区分	法定雇用率
民間企業（従業員 43.5 人以上規模の企業）	2.6%
国、地方公共団体	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.5%

補装具

・身体障がい者(児)の失われた身体機能を代償または補完し、日常生活や職業生活を容易にするための用具で、義肢・盲人用杖・義眼・補聴器・車いす・歩行器・ストマ用装具などがある。

ボランティア

・自発的な意志に基づいて人や社会に貢献する人または活動。

ま行

メディアユニバーサルデザイン

- ・全ての人が違和を感じることなく印刷物やインターネットを見られるようにし、公共性の高い官公庁・病院などの災害情報や食品や薬品の安全情報など生命にかかわる重要な情報等を得ることができるようにすること。

や行

ユニバーサルデザイン

- ・障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ製品、建物、空間をデザインすること、そのような考え方。

ら行

ライフステージ

- ・人の一生を、乳幼児期、青少年期、壮年期、中年期、高年期などと分けた、各段階のこと。

療育

- ・心身に障がいのある児童に対し、早期に適切な医療や教育を行い、障害の治癒や軽減をはかり、発達を促すこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

- ・やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。企業はこの実現のために、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務、テレワークなどを導入している

第4次てだこ障がい者（児）プラン<改訂版>

第4次浦添市障害者計画・第6期浦添市障害福祉計画・第2期浦添市障害児福祉計画

令和3年3月 発行

発行：浦添市 福祉健康部 福祉総務課／障がい福祉課

沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号

電話：098-876-1234（代表）